

**第四次浦添市一般廃棄物処理基本計画
(中期計画)**

令和8年3月

浦 添 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

- 第1節 計画策定の趣旨1-1
- 第2節 計画対象区域及び廃棄物1-1
- 第3節 計画の位置づけ 1-2
- 第4節 計画期間 1-3

第2章 地域の概要

- 第1節 沿革 2-1
- 第2節 位置・地勢・水系2-2
- 第3節 気候2-3
- 第4節 人口2-4
- 第5節 市街地及び集落等の動向2-5
- 第6節 産業2-7
- 第7節 土地利用状況2-8
- 第8節 交通2-9
- 第9節 将来計画(開発計画等)2-10

第3章 ごみ処理基本計画

- 第1節 ごみ処理の実績 3-1
- 第2節 ごみ処理評価 3-30
- 第3節 ごみ処理に関する課題 3-38
- 第4節 基本理念と基本方針 3-43
- 第5節 ごみ処理基本計画 3-53

第4章 生活排水処理基本計画

- 第1節 生活排水処理の現況と課題 4-1
- 第2節 基本方針4-9
- 第3節 生活排水処理基本計画4-14

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

国ではこれまで、循環型社会の形成と推進のための「循環型社会形成推進基本法」をはじめとし、廃棄物適正処理のための「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)、リサイクルの推進のための「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)、個別物品の特性に応じた規制など様々な法律の整備が行われてきました。

浦添市(以下「本市」という。)では、令和3年3月に「第四次浦添市一般廃棄物処理基本計画」(以下「既定計画」という。)を策定し、令和17年度を目標年度として、循環型社会の実現に向けた各種施策に取り組んできました。しかしながら既定計画の策定以降、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)の施行、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定など、さらなる対応を求められる事項が生じています。

令和7年度は既定計画の中間目標年度を迎えることから、今後5年間に実施する施策の方向性を示す策定年にあたります。

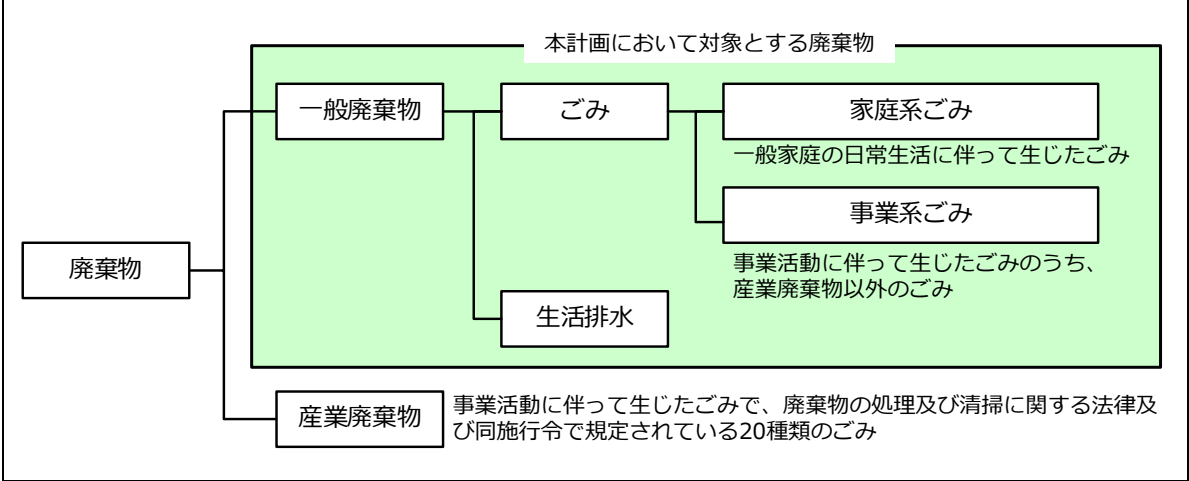
既定計画で示した施策等を継承しつつ、必要となる施策の方針を見直すものとします。

第2節 計画対象区域及び廃棄物

計画対象区域は、本市の行政区域のうち米軍基地(キャンプキンザー)を除く区域とします。

第四次浦添市一般廃棄物処理基本計画(中期計画)(以下「本計画」という。)は、市内で発生する一般廃棄物(ごみ・生活排水)を計画対象とします。

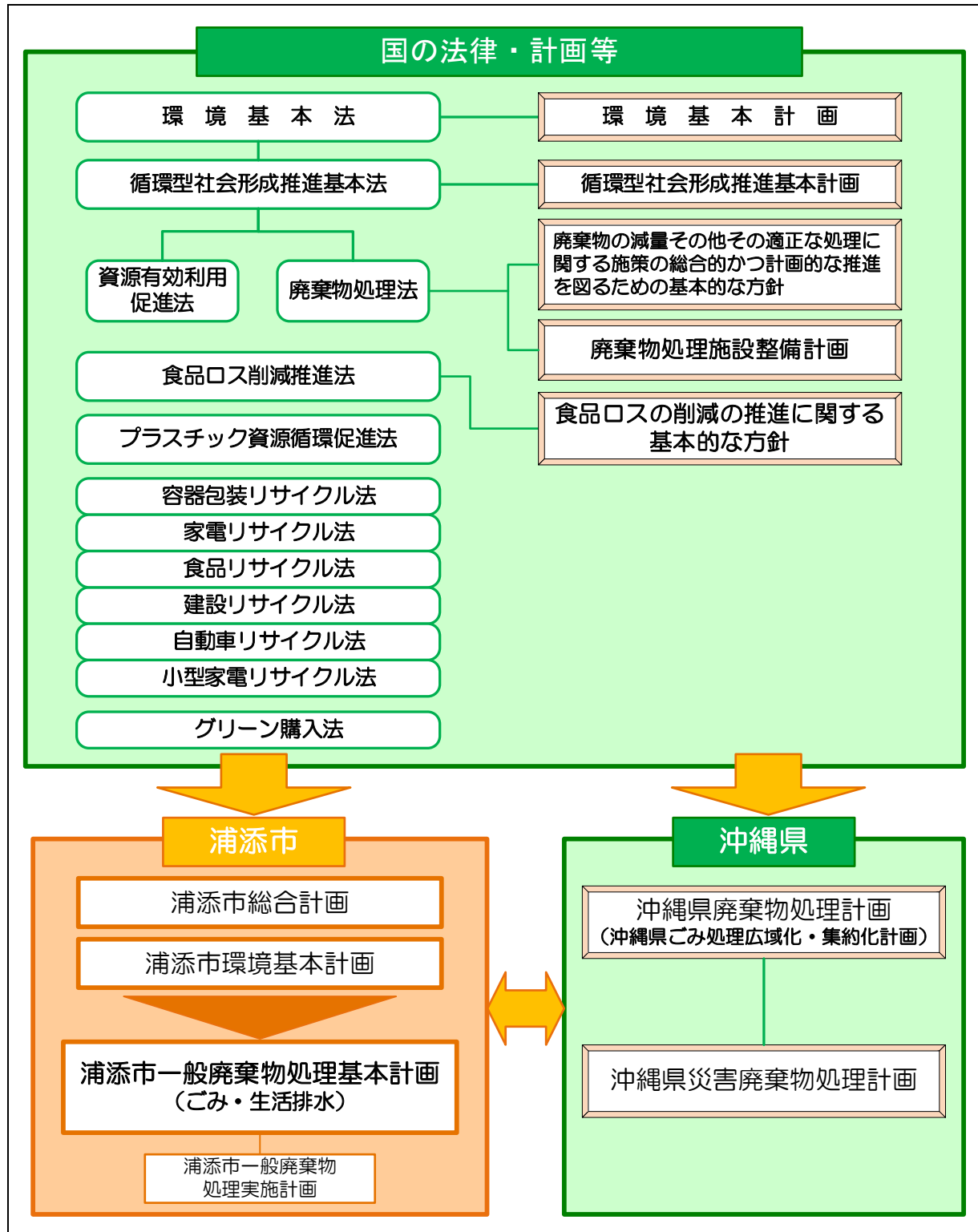
▼図表 1-1 計画対象



第3節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、県の計画及び本市の総合計画等と整合したものです。

▼図表 1-2 計画の位置づけ



第4節 計画期間

本計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。既定計画の中間目標年度である令和 12 年度には、計画の進捗状況の検証・評価を行い、社会情勢の変化等を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行います。

ごみの排出量の将来予測等は、既定計画の目標年度である令和 17 年度まで行います。

▼図表 1-3 計画期間

| R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 |
|-----------------------|------|------|------|----------------------------|----------------|------|------|------|----------------------------|------|------|------|------|------------------|
| 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 |
| 計 画 初 年 度 | | | | 中 間 目 標 年 度 | | | | | 中 間 目 標 年 度 | | | | | 目 標 年 度 |
| 既定計画 令和3年度～17年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 本計画 令和8年度～12年度 | | | | | | | | | |

第2章 地域の概要

第1節 沿革

今から 600 年余り前、浦添の地に琉球王国が誕生しました。当時の浦添は、西原や那覇の一部、宜野湾のほぼ全域を含む広大な地域で、麦畑や水田が広がる豊かな土地でした。また、那覇港や牧港などの貿易港も有していました。

琉球王国は「中山」とも呼ばれ、文治 3 年(1187 年)に源為朝の子である舜天が建国したと伝えられています。中山を治めたのは、舜天王統、英祖王統、察度王統の三つの王朝で、いずれも浦添を本拠地としていました。13 世紀頃、浦添城を中心に琉球王国の首都として栄えた時代の王「英祖王」にちなみ、「てだこ(太陽の子)の街」と称されるようになりました。

戦後、那覇市のベッドタウンとして急激な人口増加と都市化が進み、昭和 45 年に村から市に昇格し、現在では沖縄本島中部に位置する活気ある都市として発展しています。

▼図表 2-1 本市の市章等

| | | |
|-------|---|---|
| 浦添市章 |  | 「無限に進展する平和郷」浦添市を象徴しています。ウの字の突出部は無限に進展する姿勢を表し、ウラソエの4文字を円形に図案化して平和を表現しています。 |
| 市民の花 |  | オオバナアリアケカズラ ：南米原産でキョウチクトウ科に属するツル性の植物で4月～10月の約半年間、開花する。鮮やかな黄色の花を咲かせ別名ゴールデンカップと呼ばれています。 |
| 市民の花木 |  | オオゴチョウ ：西インド諸島が原産でサンダンカやデイゴと共に琉球三大名花とされている。方言で「アコウサ」と呼ばれ、2～3メートルの高さに成長し、6月～11月に赤と黄色のストライプの花を咲かせます。とても栽培しやすい花木です。 |
| 市民の木 |  | ホルトノキ ：方言では「ターラシ」又は「ターラサー」と呼ばれ、沖縄本島では古来から「カリーの木(おめでたい木)」として知られています。 |

出典：浦添市 web ページ

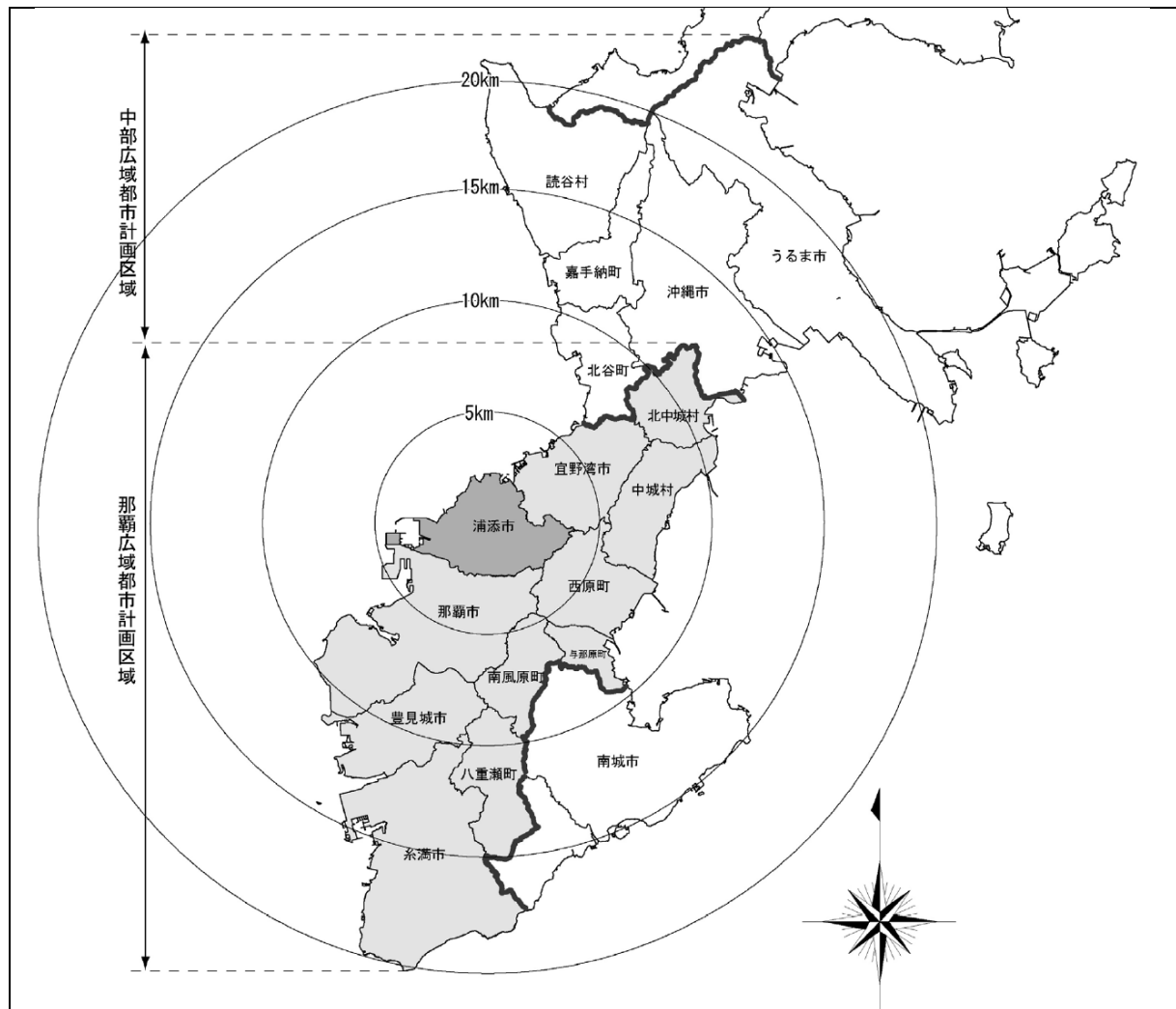
第2節 位置・地勢・水系

本市は、沖縄本島南部の東シナ海に面した西海岸沿いに位置しています。東は西原町、南は那覇市、北東は宜野湾市に隣接しており、飛地を含めた市域は、東西に 8.4km、南北に 4.6km の広がりを持ち、北を頂点とした扇状の形をしています。総面積は、令和 7 年 4 月 1 日現在で 19.44 km²です。

本市の地形は、市域の東側を沖縄本島を縦断する細長い丘陵が横たわり、そこから別の細い丘陵が市のやや北側を西へ向かって緩やかに傾斜しながら海岸沿いまで続いています。市の中央部から東側にかけては、標高 60m から 140m の丘陵が激しい起伏をなしていますが、西側に向かうにつれて起伏が緩やかになり、標高 50m 前後の高台から西海岸へと傾斜しています。

そのため、市内を流れる 4 つの河川は、いずれも市の東部を源流として西へ流れ、東シナ海へと注いでいます。

▼図表 2-2 本市の位置



注) 那覇広域都市計画区域：那覇市、浦添市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、西原町、与那原町、南風原町、北中城村、中城村の全域及び八重瀬町の旧東風平町域

出典：「浦添市都市計画マスタープラン」平成 25 年 1 月

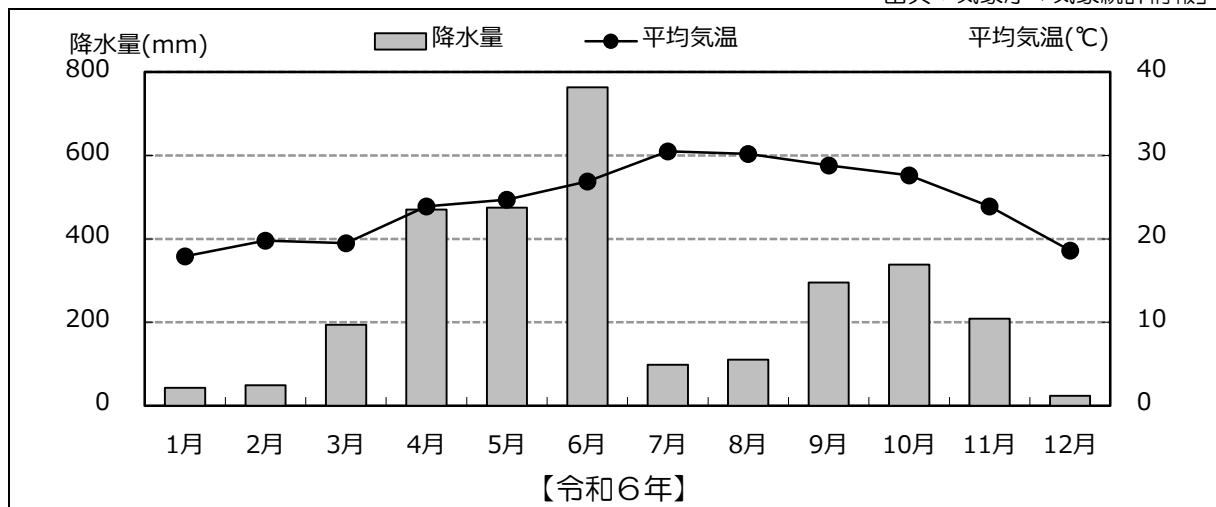
第3節 気候

本市は、黒潮が流れる温かい海に囲まれています。沖縄本島地方の気候特性と同様で、高温多湿の亜熱帯海洋性気候に属しており、年間を通して温暖です。草木が一年中青々としており、花々も絶え間なく咲いています。令和6年の平均気温は24.4℃、総降水量は3,069.0mmとなっています。

▼図表 2-3 過去5年間の気象概要（那覇観測所）

| 年月 | 気温(℃) | | | 降水量(mm) | |
|------|-------|------|------|---------|-------|
| | 日平均 | 日最高 | 日最低 | 合計 | 日最大 |
| 令和2年 | 23.7 | 26.4 | 21.5 | 2,485.5 | 213.0 |
| 令和3年 | 17.1 | 21.8 | 13.2 | 2,083.0 | 94.5 |
| 令和4年 | 23.7 | 26.2 | 21.6 | 2,996.5 | 162.5 |
| 令和5年 | 23.9 | 26.6 | 21.1 | 2,291.5 | 260.5 |
| 令和6年 | 24.4 | 27.1 | 22.2 | 3,069.0 | 189.5 |
| 1 | 17.9 | 20.7 | 15.3 | 43.0 | 27.0 |
| 2 | 19.8 | 22.7 | 17.8 | 49.0 | 22.0 |
| 3 | 19.5 | 22.3 | 17.2 | 194.0 | 55.0 |
| 4 | 23.9 | 26.8 | 21.8 | 470.5 | 165.0 |
| 5 | 24.7 | 27.4 | 22.6 | 475.0 | 128.5 |
| 6 | 26.9 | 29.5 | 24.9 | 763.5 | 189.5 |
| 7 | 30.5 | 33.9 | 28.2 | 98.0 | 26.0 |
| 8 | 30.2 | 32.8 | 28.2 | 110.0 | 43.0 |
| 9 | 28.8 | 31.7 | 26.5 | 295.5 | 36.5 |
| 10 | 27.6 | 30.3 | 25.5 | 338.5 | 177.5 |
| 11 | 23.9 | 26.2 | 22.3 | 208.5 | 177.5 |
| 12 | 18.6 | 21.2 | 16.5 | 23.5 | 53.5 |

出典：気象庁「気象統計情報」



第4節 人口

本市の人口は緩やかな減少傾向ですが、世帯数は増加傾向となっています。

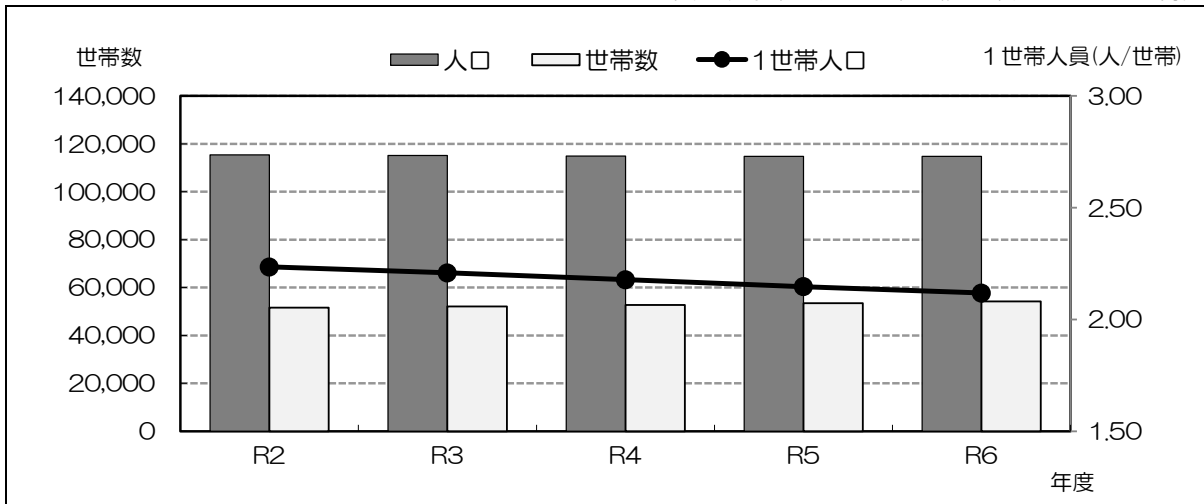
1世帯当たりの人員は令和6年度において、2.12人/世帯まで減少しています。世帯数は、令和2年度の51,621世帯と比べ、令和6年度では54,174世帯と2,553世帯増加しており、人口は、628人減少しています。年齢階層別人口割合は、0～14歳、15～64歳の割合が減少しています。一方、65歳以上の高齢者の割合が増加しています。こうした状況を踏まえると、核家族化の進行や単身高齢世帯が増加しているものと推察されます。

▼図表 2-4 人口及び世帯数の推移

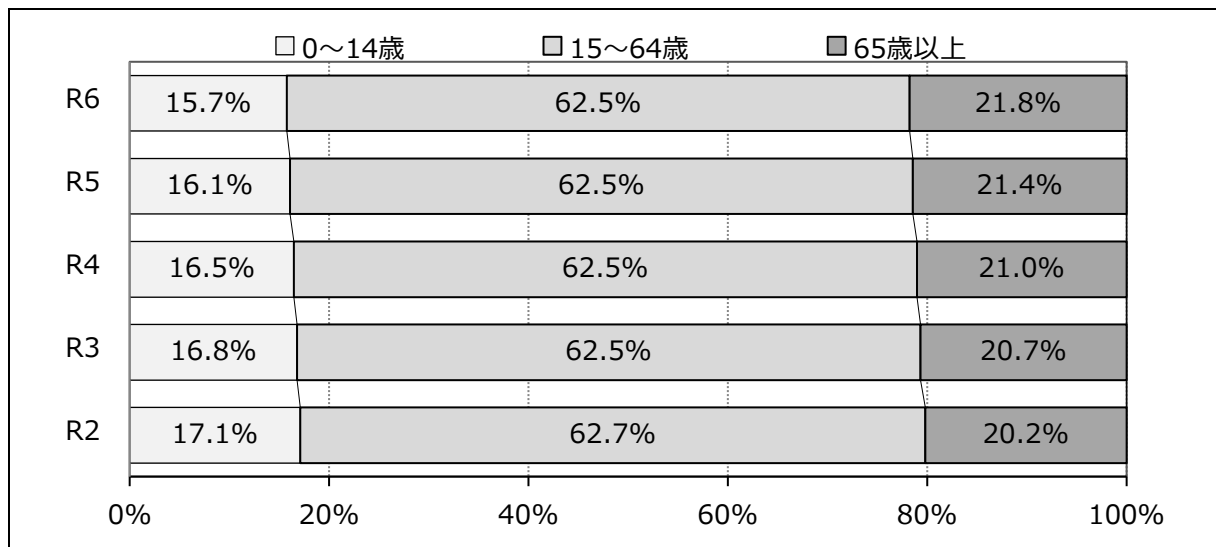
| 年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 115,375 | 115,061 | 114,808 | 114,767 | 114,747 |
| 世帯数 | 51,621 | 52,095 | 52,714 | 53,457 | 54,174 |
| 1世帯人口 | 2.24 | 2.21 | 2.18 | 2.15 | 2.12 |

注) キャンプキンザーを除く

出典：浦添市「住民基本台帳各年度3月31日現在」



▼図表 2-5 年齢階層別人口割合の推移



出典：浦添市 web ページ

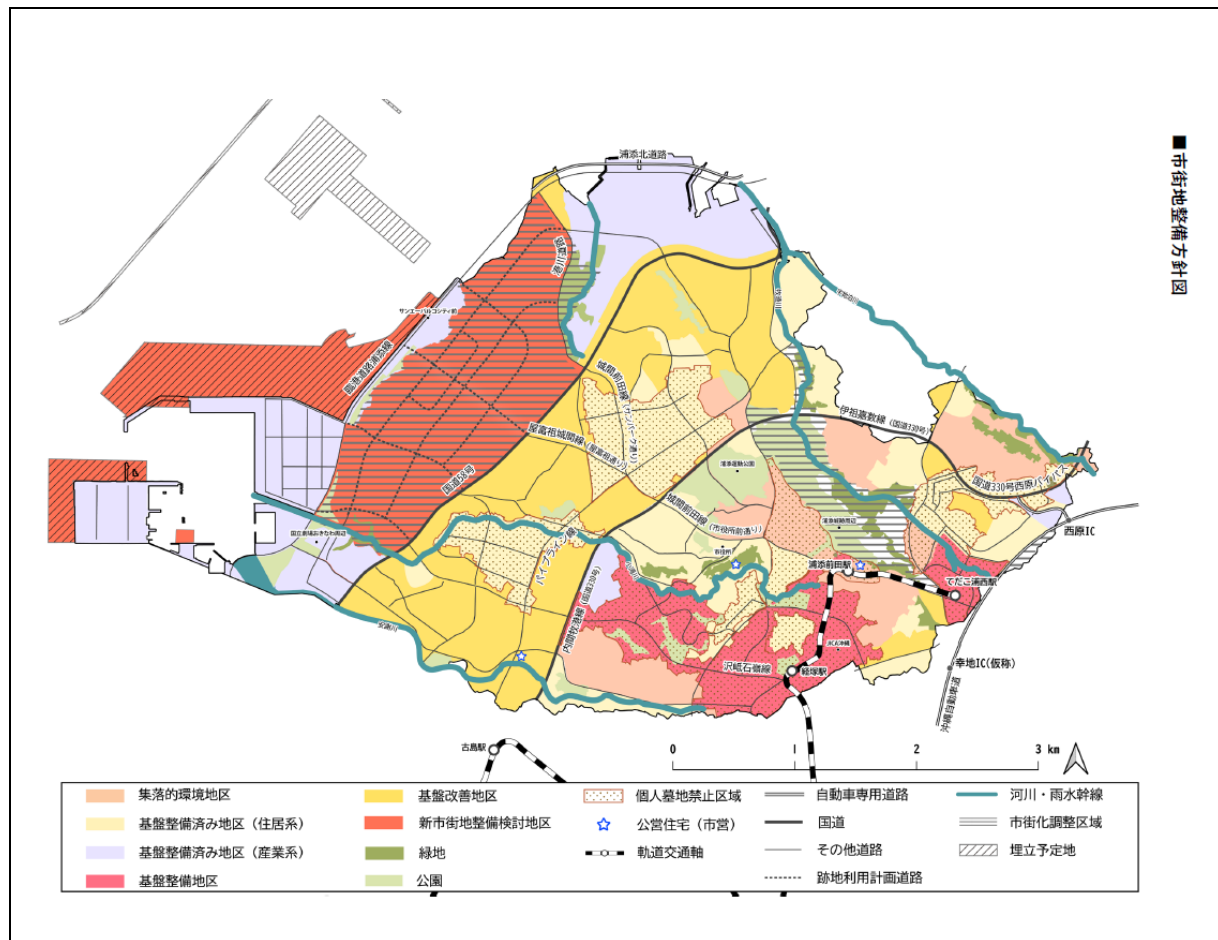
第5節 市街地及び集落等の動向

1. 市街地・集落地の状況

市街化区域では、昭和47年(1972年)より土地区画整理事業が行われ(6地区が事業完了、4地区が施工中)、秩序ある市街地の整備が進められています。また、浦添ニュータウンや浦添グリーンハイツ等の民間による住宅開発は本市の都市形成の特徴の一つであり、低層の良好な住宅地が形成され、自治会活動も盛んであるものの、建て詰まりや人口減少等の問題を抱えています。戦後形成された既成市街地では、土地区画整理事業地区内を除いて、狭あい道路や行き詰まり道路、建築物の老朽化等の問題を抱えています。

「浦添市都市計画マスタープラン」(令和8年1月策定)では、具体的な整備を進めるにあたって、市民や企業等と行政が一体となり、地域への誇りと愛着を持って協働するまちづくりを推進していく方針が掲げられています。

▼図表 2-6 浦添市の市街地整備方針



出典：浦添市都市計画マスタープラン、令和8年1月

2. 都市計画の指定状況

本市の行政区域 1,944.0ha のうち 78.3% (1,521.5ha) が民家や商業施設などが密集する市街化区域です。市域東側には低層住宅地や公営住宅団地、中高層の集合住宅地があり、国道 58 号と国道 330 号に挟まれた地域は密集市街地となっています。また、国道 58 号線牧港一帯は商業地、浦添西原線沿いは商業・業務地です。さらに、西海岸の埋立地は、北側が工業地、南側が流通業務地として分類されます。

市街化調整区域は、仲間・当山一帯の斜面緑地(浦添大公園、浦添墓地公園など)、港川緑地、牧港補給地区などが指定されています。

▼図表 2-7 都市計画区域面積

| 区 分 | 行政区域 | 都市計画区域 | | 市街化区域 | | 市街化調整区域 | |
|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-------|---------|-------|
| | 面積 A | 面積 B | B/A | 面積 C | C/A | 面積 D | D/B |
| 都市計画区域 | 1,944.0ha | 1,944.0ha | 100.0% | 1,521.5ha | 78.3% | 422.5ha | 21.7% |

注) 令和 6 年 3 月末日

出典：統計うらそえ（令和 6 年版）

▼図表 2-8 市街化区域の用途地域別面積

| 区 分 | | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 建ぺい率 (%) | 容積率 (%) |
|-------|--------------|------------|------------|-------------|------------|
| 総面積 | | 1,521.5 | 100.0 | - | - |
| 住居系 | 第一種低層住居専用地域 | 274.9 | 18.1 | 50 | 100 |
| | | 24.7 | 1.6 | 50 | 150 |
| | 第二種低層住居専用地域 | 3.4 | 0.2 | 50 | 100 |
| | | 69.9 | 4.6 | 50 | 150 |
| | 第一種中高層住居専用地域 | 214.7 | 14.1 | 60 | 150 |
| | | 126.3 | 8.3 | 60 | 200 |
| | 第二種中高層住居専用地域 | 23.0 | 1.5 | 60 | 150 |
| | | 34.1 | 2.2 | 60 | 200 |
| | 第一種住居地域 | 240.8 | 15.8 | 60 | 200 |
| | 第二種住居地域 | 93.9 | 6.2 | 60 | 200 |
| 4.4 | | 0.3 | 60 | 300 | |
| 準住居地域 | 35.4 | 2.3 | 60 | 200 | |
| | 0.8 | 0.1 | 60 | 300 | |
| 商業系 | 近隣商業地域 | 24.0 | 1.6 | 80 | 200 |
| | | 11.5 | 0.8 | 80 | 300 |
| | 商業地域 | 73.2 | 4.8 | 80 | 400 |
| 工業系 | 準工業地域 | 207.3 | 13.6 | 60 | 200 |
| | 工業地域 | 59.2 | 3.9 | 60 | 200 |

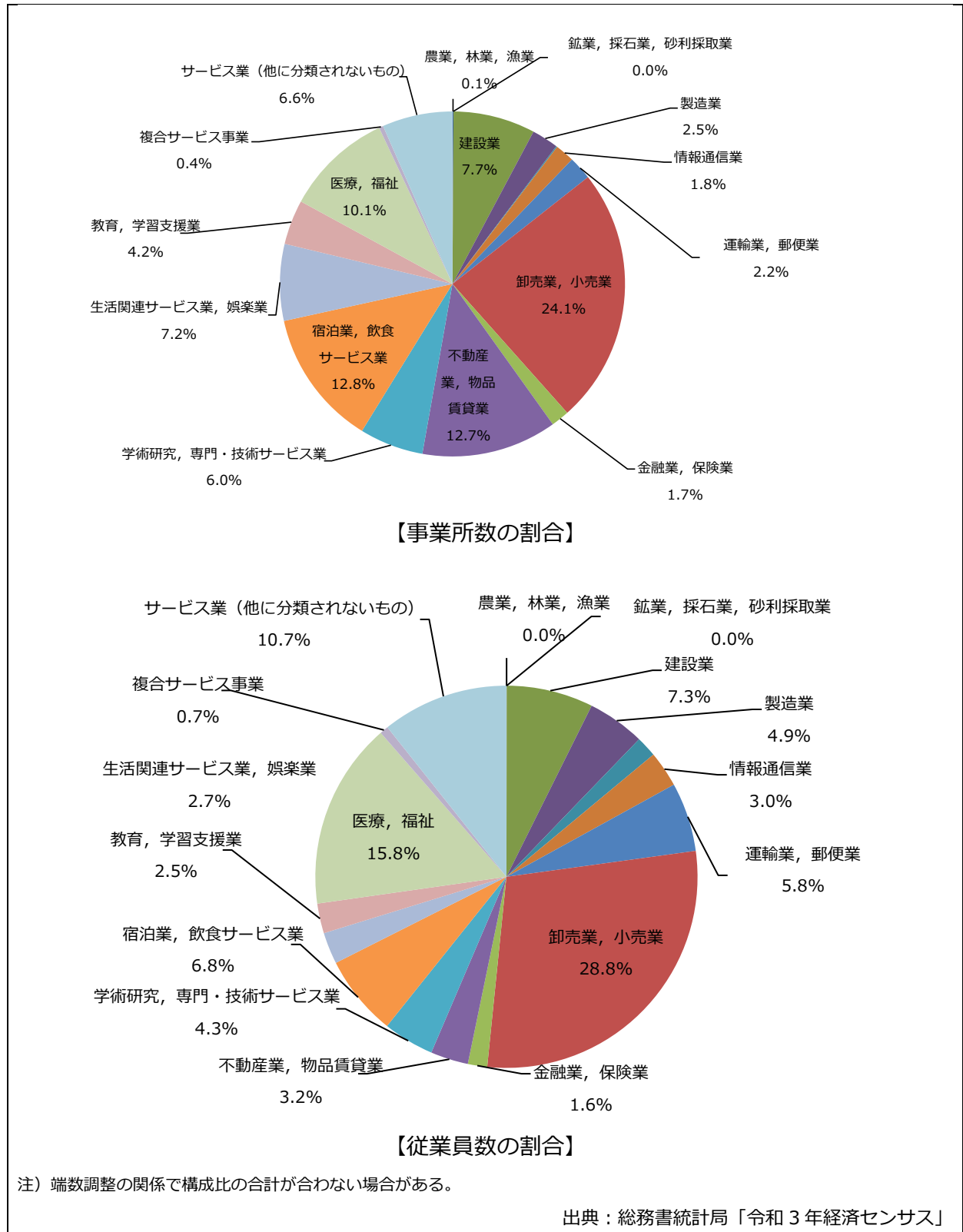
注) 令和 6 年 3 月末日

出典：統計うらそえ（令和 6 年版）

第6節 産業

産業大分類別事業所数は、卸売業、小売業が高い割合となっており、次いで宿泊業・飲食サービス業、不動産業、物品賃貸業となっています。産業大分類別従業員数は、卸売業、小売業が高い割合となっており、次に医療、福祉、サービス業(他に分類されないもの)となっています。

▼図表 2-9 産業大分類別事業所数と従業員数（令和3年度）



第7節 土地利用状況

令和6年の地目別面積は宅地の割合が最も大きく、全体の約 44.1%を占めており、次いでその他が約 23.8%、軍用地が 13.6%、雑種地が 11.4%、原野が 4.8%、畑が 2.2%、池・沼が 0.0%となっています。

▼図表 2-10 地目別土地面積の状況（過去5年間）

| 年次 | 単位 | 総面積 | 畑 | 宅地 | 原野 | 池沼 | 雑種地 | 軍用地 | その他 |
|------|-----------------|-------|------|------|------|----|------|------|------|
| 令和2年 | km ² | 19.48 | 0.51 | 7.49 | 0.97 | - | 2.24 | 2.65 | 5.81 |
| 令和3年 | km ² | 19.44 | 0.48 | 8.48 | 0.96 | - | 2.25 | 2.65 | 4.62 |
| 令和4年 | km ² | 19.44 | 0.46 | 8.50 | 0.95 | - | 2.26 | 2.65 | 4.62 |
| 令和5年 | km ² | 19.44 | 0.44 | 8.53 | 0.95 | - | 2.25 | 2.65 | 4.62 |
| 令和6年 | km ² | 19.44 | 0.43 | 8.58 | 0.94 | - | 2.21 | 2.65 | 4.63 |

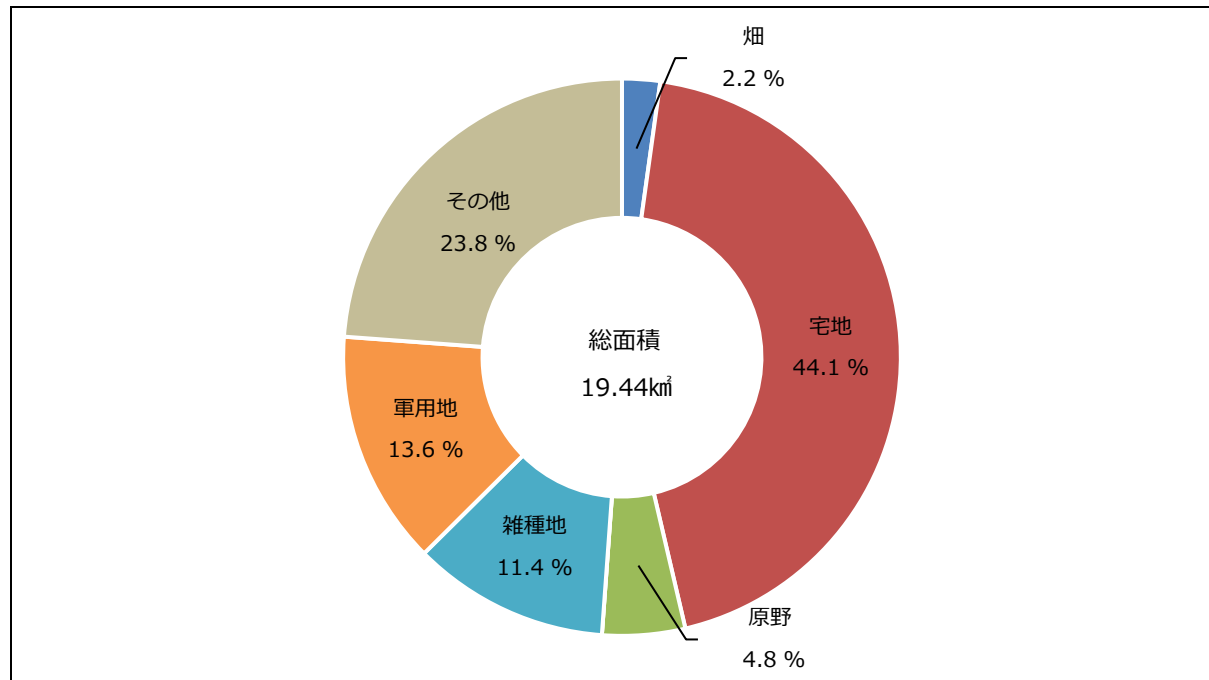
注) 各年1月1日現在の値。

総面積は、国土交通省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」である。

その他は、総面積から畑、宅地（事業所敷地を含む）、野原、池沼（車海老養殖場含む）、雑種地（埋立地含む）、軍用地を差引いた数値である。

出典：統計うらそえ（令和6年版）

▼図表 2-11 地目別土地面積の割合（令和6年）



注) 令和6年1月1日現在

出典：統計うらそえ（令和6年版）

第8節 交通

本市の道路網は、中南部都市圏の主要な幹線道路である国道 58 号や国道 330 号など、南北方向の広域幹線道路を中心に形成されています。これらを補完するように、浦添西原線、県道 153 号線とそのバイパス、宜野湾南風原線が骨格道路をなしており、沖縄西海岸道路や臨港道路などの広域幹線道路の整備も進められています。

公共交通については、沖縄都市モノレールの整備や、国道 58 号を中心とした幹線バス計画をはじめとする新たな公共交通の導入に向けた取り組みが進められています。

また、沖縄県の海の玄関口である那覇港は、県民の生活と産業を支える重要な施設です。平成 8 年には、那覇港の港湾区域が本市の港川地先まで拡大されました。沖縄経済の自立に貢献するため、那覇港浦添ふ頭地区では、国際航路ネットワークを持つ港湾整備の拠点化が進められています。

なお、沖縄都市モノレールの浦添延長により、市内には経塚駅、浦添前田駅、てだこ浦西駅が建設されています。

▼図表 2-12 将来公共交通ネットワークイメージ



出典：浦添市「浦添市地域公共交通計画」（令和 6 年 2 月）

第9節 将来計画（開発計画等）

1. 総合計画

本市では、将来を展望するまちづくりの基本となる計画として「第五次浦添市総合計画」を令和3年3月に策定しました。

▼図表 2-13 浦添市総合計画の概要

| 項目 | 内容 | | |
|---------------------------------|--|--------|--------|
| 計画期間 | 基本構想：令和3年度から令和12年度（10年間） 基本計画：前期—令和3年度から令和7年度（5年間） 後期—令和8年度から令和12年度（5年間） 実施計画：計画期間を3年間として毎年見直し | | |
| 都市像 | てだこの都市・浦添 | | |
| まちづくりの目標 | ～太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市～ | | |
| 目標人口 | 121,000人（令和12年度） | | |
| まちづくりの方向 | 1.人と歴史を活かす未来創造都市 2.世界にはばたく多文化交流都市 3.やさしさあふれる健康福祉都市 4.安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 5.ひと・まち・未来が輝く市民協働都市 | | |
| 本計画に関する計画・目標 | 【政策1：人と歴史を活かす未来創造都市】（施策抜粋） | | |
| | 施策.上下水道 | | |
| | 主な成果指標 | 実績：R1 | 目標値：R7 |
| | 行政人口に対する下水道施設使用可能人口の比(汚水処理人口普及率) | 97.12% | 98.0% |
| | 下水道施設使用可能世帯数に対する使用世帯数の比（水洗化率） | 92.78% | 97.0% |
| 【政策4：安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市】（施策抜粋） | 施策.循環型社会・生活排水 | | |
| | 主な成果指標 | 実績：R1 | 目標値：R7 |
| | 市民1人1日当たりのごみ排出量 | 829.9g | 819.0g |

注）2020年度の和暦は令和表記とした。

出典：第五次浦添市総合計画（2021→2030）

2. 環境基本計画

本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として「第2期浦添市環境基本計画」を令和2年3月に策定しました。

▼図表 2-14 第2期浦添市環境基本計画の概要

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|-----------------|--------|--------|--------|------------|----|-------|-------|------------------|----|------|------|--------------|----|---------|---|-------|------|----|----|--------|----|-----|-----|------------|----|-----|---|--------|-------|----|--------|-----------------|----|-----------------|---|
| 計画期間 | 令和2年度から令和8年度（7年間） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 望ましい環境像 | 豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本目標 | 1. 人と自然との共生 2. 良好な生活環境の保全 3. 循環型社会の構築 4. 地球環境の保全 5. 協働・参画社会の構築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本計画に関する計画・目標 | <p>【基本目標 2.良好な生活環境の保全】（施策の方向抜粋） 施策の方向.人の健康および生活環境の保全</p> <p>【基本目標 3.循環型社会の構築】 施策の方向.資源の有効利用の促進 施策の方向.廃棄物の適正な処理の推進 施策の方向.グリーン購入の推進 施策の方向.エネルギーの有効利用の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な成果指標</th> <th>めざす方向</th> <th>現状:H30</th> <th>目標値:R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物の資源化率</td> <td>増加</td> <td>13.1%</td> <td>19.6%</td> </tr> <tr> <td>市民1人が1日に排出するごみの量</td> <td>減少</td> <td>803g</td> <td>812g</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ入館者数</td> <td>増加</td> <td>29,640人</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>水準維持</td> <td>0t</td> <td>0t</td> </tr> <tr> <td>不法投棄箇所</td> <td>減少</td> <td>2箇所</td> <td>0箇所</td> </tr> <tr> <td>浦添市特定調達品目数</td> <td>増加</td> <td>2品目</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【基本目標 4.地球環境の保全】 施策の方向.地球温暖化対策の推進</p> <p>【基本目標 5.協働・参画社会の構築】 施策の方向.環境教育・環境学習の推進 施策の方向.協働の促進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な成果指標</th> <th>めざす方向</th> <th>現状</th> <th>目標値:R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境学習関連事業・講座の開催数</td> <td>増加</td> <td>156回 (H29実績)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | 主な成果指標 | めざす方向 | 現状:H30 | 目標値:R8 | 一般廃棄物の資源化率 | 増加 | 13.1% | 19.6% | 市民1人が1日に排出するごみの量 | 減少 | 803g | 812g | リサイクルプラザ入館者数 | 増加 | 29,640人 | - | 最終処分量 | 水準維持 | 0t | 0t | 不法投棄箇所 | 減少 | 2箇所 | 0箇所 | 浦添市特定調達品目数 | 増加 | 2品目 | - | 主な成果指標 | めざす方向 | 現状 | 目標値:R8 | 環境学習関連事業・講座の開催数 | 増加 | 156回 (H29実績) | - |
| 主な成果指標 | めざす方向 | 現状:H30 | 目標値:R8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般廃棄物の資源化率 | 増加 | 13.1% | 19.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民1人が1日に排出するごみの量 | 減少 | 803g | 812g | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リサイクルプラザ入館者数 | 増加 | 29,640人 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最終処分量 | 水準維持 | 0t | 0t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不法投棄箇所 | 減少 | 2箇所 | 0箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浦添市特定調達品目数 | 増加 | 2品目 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な成果指標 | めざす方向 | 現状 | 目標値:R8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境学習関連事業・講座の開催数 | 増加 | 156回 (H29実績) | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

出典：第2期浦添市環境基本計画

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の実績

1. ごみ処理の経緯

本市のごみ処理の経緯は図表 3-1 に示すとおりです。

▼図表 3-1 本市のごみ処理行政の経緯 (1/2)

| 年度 | 廃棄物に関する事項 |
|------|--|
| S.20 | 自家処理の時代 |
| S.39 | 村営露天焼却場の供用 ごみの有料収集開始 |
| S.43 | 定期収集・有料収集開始 |
| S.45 | 浦添市ごみ焼却炉建設委員会設置条例施行 |
| S.46 | 不法投棄ごみ収集用バッカー車購入 |
| S.48 | 家庭系ごみの無料収集開始 (収集の委託化) |
| S.49 | ごみの最終処分先を市外に求める/露天焼却をやめる |
| S.50 | 家庭系ごみ収集車にバッカー車採用 |
| S.51 | ごみの収集料金改定 (外人住宅対象) /破砕工場の操業開始 |
| S.52 | ごみの収集開始時間を 午前 8 時からとする/不法投棄ごみ収集用バッカー車の買い替え/資源ゴミ回収開始 |
| S.53 | 伊奈武瀬公有水面に廃棄物処理施設建設用地埋立/浦添市ごみ処理施設建設委員会要綱制定 |
| S.55 | ごみ焼却施設・粗大ゴミ処理施設建設に着手 |
| S.56 | ごみの積み替え場所の設置 (勢理客地内市有地) |
| S.57 | ごみの分別収集を開始する (可燃・不燃) /クリーンセンター稼動 |
| S.58 | ごみ収集区域、委託業者分担区域の一部変更 |
| S.60 | 事業系ごみ 収集許可区域の変更 (4→5 に) |
| S.61 | 行政改革に伴い、直営バッカー車収集業務廃止/粗大ゴミ収集委託業務の開始/事業系ごみ収集業者の新規許可 公共施設のごみ収集 有料化実施 |
| H.2 | 浦添市ごみ処理基本計画策定 |
| H.3 | 資源ごみ分別センターの稼動/資源ごみ収集事業の開始 (一部地域) |
| H.4 | 資源ごみ収集事業 市全域開始 |
| H.6 | 指定袋による有料制及び事業系ごみの有料化開始/てだこロール製品化(H7.1.1 開始) |
| H.7 | リサイクルプラザ建設専門委員会の設置/浦添市資源化施設基本計画策定/第二次 浦添市一般廃棄物処理基本計画策定 |
| H.10 | ごみ収集運搬業務委託業者選定基準要綱制定/リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例施行 |
| H.11 | リサイクルプラザの本格稼動/排ガス高度処理施設建設に向け事業着手/浦添市一般廃棄物処理基本計画 (中期計画) 策定 |
| H.13 | 家電リサイクル (テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫) の開始/事業系ごみの資源化開始 排ガス高度処理改造・溶融炉の工事竣工 |
| H.14 | 溶融スラグの初出荷 |
| H.15 | 溶融飛灰の資源化委託開始/ PC リサイクルに伴う収集品目の変更/処理困難物の追加 (バイク・タイヤ・乾電池等) |
| H.16 | 家電リサイクル法対象廃棄物の追加 (冷凍庫) /浦添市クリーン指導員の設置/生木の資源化委託開始 二輪車リサイクルの開始/処理困難物の追加 (事業系トナーカートリッジ) /浦添市生ごみ資源化計画事業調査報告書作成 自動車リサイクルの開始 |
| H.17 | リサイクルプラザの運営委託開始/浦添市一般廃棄物処理基本計画策定 |
| H.18 | クリーンセンター基幹的施設改良工事/機密文書類のクリーンセンター直接搬入廃止 廃家電 4 品目収集許可業者 5 業者選定 |

出典：清掃事業概要、浦添市

▼図表 3-1 本市のごみ処理行政の経緯 (2/2)

| 年度 | 廃棄物に関する事項 |
|------|--|
| H.20 | 草木類を燃えるごみから資源ごみに変更/燃えるごみ袋 (小) の販売開始/生ごみ回収 5 業者 収集場所限定許可 |
| | 廃家電 4 品目収集許可業者 3 業者選定 |
| H.21 | 家電リサイクル法対象廃棄物の追加 (液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機) |
| H.22 | 第三次 浦添市一般廃棄物処理基本計画 (前期計画) 策定 |
| | 料金改定・事業系ごみ 1kg 2 円→4 円、家庭ごみ 大 20 円→25 円 中 17 円→20 円 |
| H.23 | 浦添市一般廃棄物収集運搬業務の許可等に関する規定改正 |
| H.24 | クリーンセンター基幹的施設改良工事 |
| H.27 | 第三次 浦添市一般廃棄物処理基本計画 (後期計画) 策定 |
| | 事業系ごみ処理料金改定 (平成 28 年 4 月 1 日) 1kg4 円→6 円 |
| H.28 | ごみ処理広域化に係る基本合意の締結 11 月 中城村・北中城村・浦添市 |
| H.29 | 一般廃棄物収集運搬業許可 (限定) の追加草木 3 社・食品廃棄 1 社 |
| H.30 | 有害・危険ごみ収集運搬開始 |
| R1 | 新クリーンセンター整備基本計画・基本設計策定 |
| R2 | 第四次 浦添市一般廃棄物処理基本計画策定 |
| | 粗大ゴミ処理料金改定 (令和 2 年 7 月 1 日) 300 円→小 300 円 (10 kg 未満) ・大 600 円 (10 kg 以上) |
| | ゴミ袋 (中) 取手付販売開始・1 枚 22 円 (R2.7.1) |
| | 事業系ごみ処理料金改定 (令和 2 年 7 月 1 日) 1kg6 円から 10kg80 円 |
| | ごみ収集作業車の音楽が「浦添市歌」に変更 (令和 2 年 7 月 1 日) |
| R3 | 灰溶融設備を停止し、焼却主灰をセメント原料化、焼却飛灰は山元還元、ごみ袋取手付 (大・小) 追加 |

出典：清掃事業概要、浦添市

2. ごみ処理体制

2-1 ごみ分別区分

分別区分は、もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ、粗大ごみ及び有害・危険ごみの 5 種類で、そのうち、資源ごみは、草・木、紙類、缶類、びん類、ペットボトルに分別しています。

▼図表 3-2 ごみ種類別分別

| 区分 | ごみの種類 | |
|---------|--|--|
| もえるごみ | 生ごみ、プラスチック類、紙くず、布、洋服類、ゴム類、皮革製品 など | |
| もえないごみ | 金属類、ガラス類・びん類、陶器類、DVD プレーヤー、扇風機、かとりせんこうのフタ・綿 など | |
| 資源ごみ | 草・木 | 葉、雑草、木の枝・幹 (長さ 50cm 以内、重さ 10kg 程度) |
| | 紙類 | 新聞・チラシ類、本・雑誌類、ダンボール、紙パック、牛乳パック など |
| | 缶類 | ジュース、コーラ、ビール、お菓子の缶、かとりせんこうの缶本体 など |
| | びん類 | ジュース、コーラ、泡盛、ビール、ワイン、ウィスキー、ドリンク剤、調味料、薬 など |
| | ペットボトル | ジュース、コーラ、酒、みりん、醤油 など |
| 粗大ごみ | 家具類、電化製品、寝具類、物干し竿、ビーズクッション など | |
| 有害・危険ごみ | 蛍光灯、水銀使用製品 (水銀体温計等)、乾電池、使い捨てライター、スプレー缶 | |

資料：浦添市ホームページ

2-2 ごみ処理主体

排出段階における分別排出は、市民や事業者が主体であり、排出されたごみの収集・運搬から中間処理、最終処分・資源化は行政が主体となって行っています。ただし、事業系ごみについては、事業所自らの責任において適正に処理することを原則とし、事業所が自ら処理できない場合には、市が許可した一般廃棄物処理収集運搬業者に委託し、市の施設で処理を行っています。

▼図表 3-3 ごみ処理主体

| 排出者 | ごみの種類 | 収集運搬 | 中間処理 | | 最終処分・資源化 | |
|-----|---------|---------------|------|-------------------|----------|------|
| | | | 処理主体 | 処理方法 | 処理主体 | 処理方法 |
| 市民 | もえるごみ | 浦添市 | 浦添市 | 焼却 | 浦添市 | 資源化 |
| | もえないごみ | | | 破碎 金属類回収 焼却 | | |
| | 粗大ごみ | | | | | |
| | 資源ごみ | | | 資源化 | | |
| | 有害・危険ごみ | | | 資源化 | | |
| | 家電 4 品目 | 許可業者 | 指定法人 | 資源化 | - | - |
| 事業者 | 事業系ごみ | 事業者 (許可業者) | 浦添市 | 破碎 金属類回収 焼却 | 浦添市 | 資源化 |

3. ごみ処理フロー

一般家庭及び事業所から収集されたごみは浦添市クリーンセンターや浦添市リサイクルプラザへ搬入され、適正に処理・資源化しています。

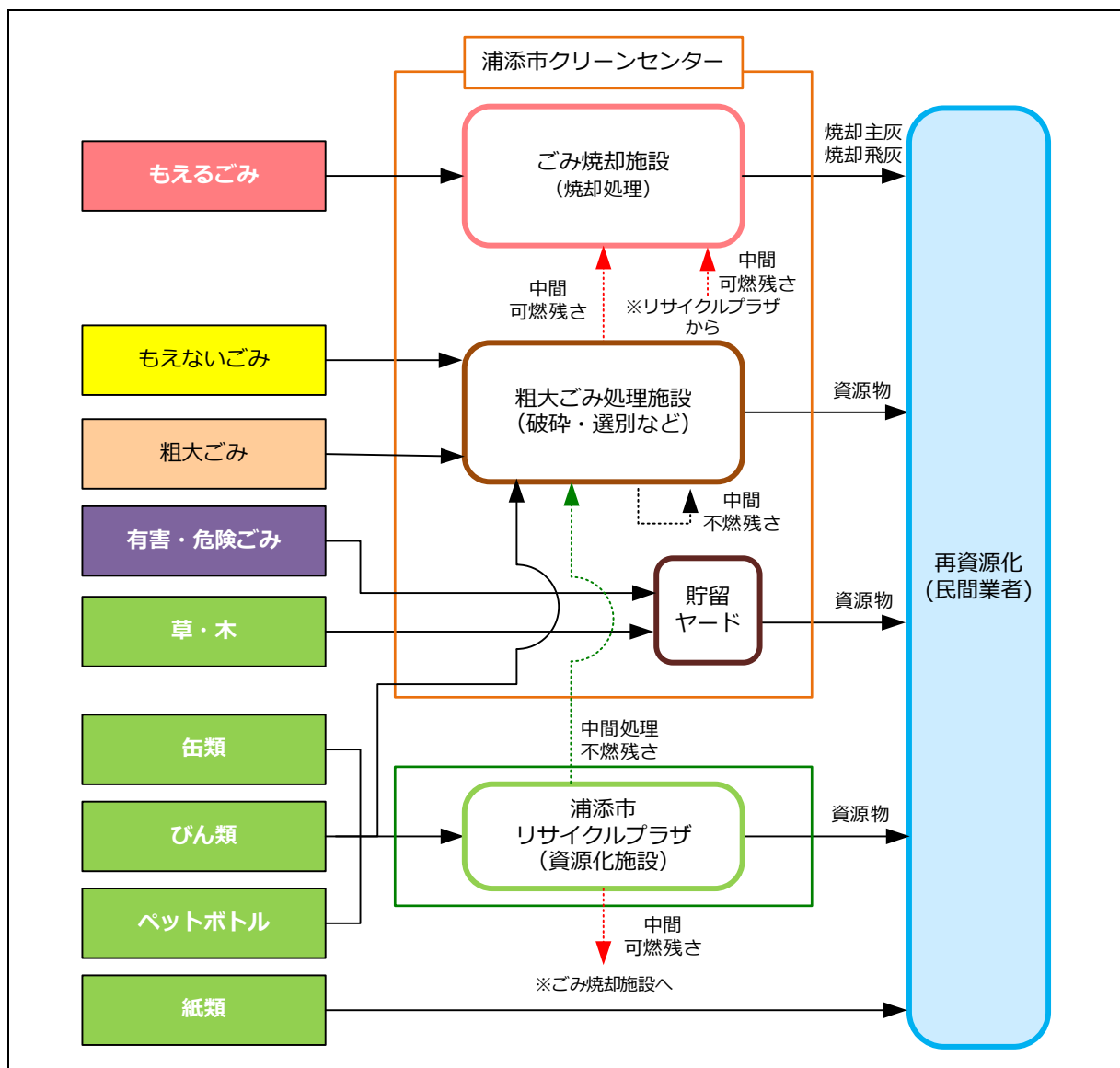
もえるごみは、ごみ焼却施設で焼却処理を行い、焼却主灰はセメント原料として、焼却飛灰は山元還元として資源化しています。

もえないごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設にて破碎した後、破碎残さ、資源物、可燃残さに選別し、それぞれ再資源化、焼却処理を行っています。

資源ごみのうち缶類、びん類、ペットボトルは、リサイクルプラザにて、それぞれ選別、圧縮・梱包を行ったのち、再資源化しています。草・木と有害・危険ごみについては、浦添市クリーンセンターの貯留ヤードで保管後、再資源化しています。紙類については、直接資源化業者へ引き渡しています。

なお、本市では埋立処分は行っていません。

▼図表 3-4 ごみ処理の流れ（令和7年度）



4. 排出抑制・再生利用の推進の取組状況

4-1 市民への教育・啓発活動の実施

本市で実施しているごみ減量化・資源化のための環境教育や広報・啓発活動の概要を以下に示します。

▼図表 3-5 本市が実施しているごみ減量化のための教育・啓発活動

| ごみ減量化推進のための教育・活動概要 | |
|--------------------|---|
| ① | 一般廃棄物処理実施計画の公表によるごみ処理実態の周知 |
| ② | 市のホームページやパンフレットなどを利用したごみの減量化、再利用、適切なおみの出し方等に関する周知 |
| ③ | 学校やてだこ学園大学院への出前講座等 |
| ④ | 4Rの推進（買い物袋持参、マイバッグ運動への参加の呼びかけ） |
| ⑤ | 自主的リサイクルの推進（店頭・民間回収ルートを活用） |
| ⑥ | 浦添市リサイクルプラザの活用促進 |
| ⑦ | 中間処理施設見学による教育・啓発 |
| ⑧ | 多量排出事業者への抑制啓発 |
| ⑨ | 生ごみ処理機奨励金交付 |
| ⑩ | 自治会等が自主的に行う環境美化活動等の支援など |

4-2 事業者への減量化・資源化指導の徹底

本市では、平成 13 年 4 月より事業系ごみの資源化を開始しており、事業者への分別排出の徹底などを啓発し、資源化を推進しています。

4-3 個人のリサイクル活動の推進

(1) 生ごみの減量化の推進

本市では、ごみ減量化推進の一環として家庭系生ごみの自家処理を推進するため、平成 4 年度より生ごみ処理容器の設置、平成 9 年度より生ごみ処理機の設置に対して、それぞれ助成を実施しています。また、平成 29 年度から段ボールコンポストへの補助を実施しています。

▼図表 3-6 生ごみたい肥化処理容器等の実績

| | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|
| 処理容器 | 基 | 10 | 18 | 15 | 6 | 10 |
| 処理機 | 基 | 9 | 10 | 10 | 13 | 11 |
| 段ボールコンポスト | 基 | 49 | 46 | 71 | 43 | 39 |
| 合計 | 基 | 68 | 74 | 96 | 62 | 60 |

(2)家電リサイクル・パソコンリサイクルの推進

本市では、家電リサイクル及びパソコンリサイクルの推進のため、ホームページやパンフレットなどによる情報発信を市民へ実施しています。

4-4 ごみ処理手数料の見直し

本市では、平成 7 年度から指定袋制やごみの重さに応じた従量制などによる家庭系ごみ及び事業系ごみ処理の有料化を実施しています。令和 8 年度からは「ごみ減量化」や「リサイクル」の推進を目的として処理手数料を改定します。

4-5 庁用品、公共関与事業における再生品利用(グリーン購入)

本市では、庁内で使用する事務用品などの庁用品や公共関与事業における物品の調達において、浦添市グリーン購入調達方針を推進し、市は率先してグリーン購入を推進しています。

5. ごみ排出量

5-1 ごみ排出量の推移

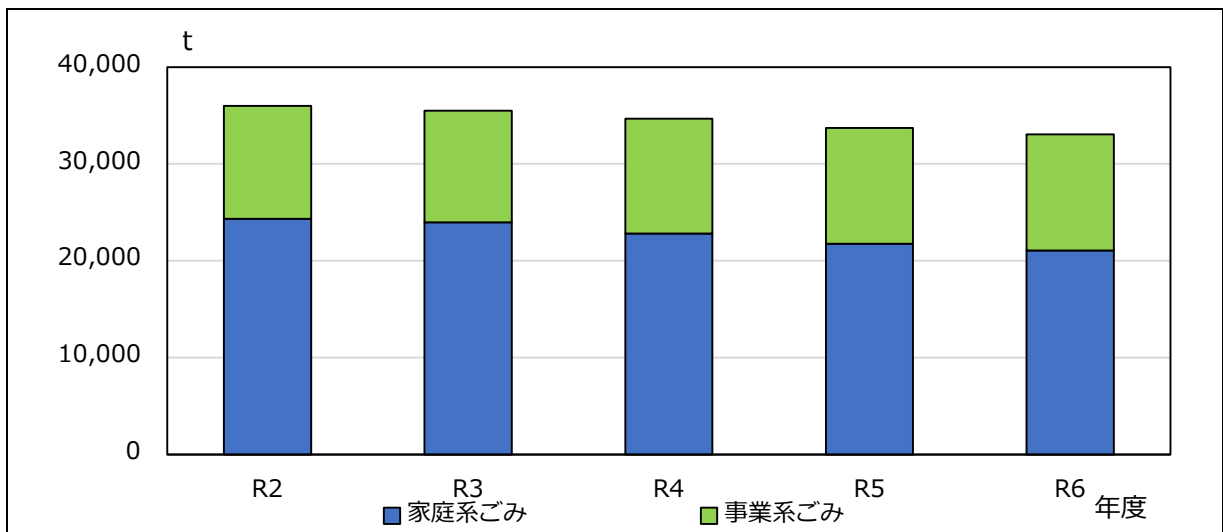
本市におけるごみの年間排出量は、令和2年度以降減少傾向となっています。

ごみ種類別にみると、いずれのごみの種類も過去5年間で減少傾向にありますが、資源ごみの減少が大きくなっています。また、排出形態別にみると、家庭系ごみは減少、事業系ごみは増加で推移しています。

▼図表3-7 ごみ排出量の推移

| 項目 | | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------------|-----|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 計画収集人口（年度末） | | 人 | 115,375 | 115,061 | 114,808 | 114,767 | 114,747 |
| もえるごみ | 家庭系 | t/年 | 18,375 | 18,255 | 17,569 | 16,776 | 16,280 |
| | 事業系 | t/年 | 11,161 | 11,046 | 11,357 | 11,418 | 11,487 |
| | 計 | t/年 | 29,536 | 29,301 | 28,926 | 28,194 | 27,767 |
| もえないごみ | 家庭系 | t/年 | 734 | 685 | 608 | 601 | 576 |
| | 事業系 | t/年 | 119 | 105 | 109 | 135 | 141 |
| | 計 | t/年 | 853 | 790 | 717 | 736 | 717 |
| 資源ごみ | 家庭系 | t/年 | 4,198 | 4,002 | 3,699 | 3,536 | 3,368 |
| | 事業系 | t/年 | 369 | 358 | 388 | 394 | 378 |
| | 計 | t/年 | 4,567 | 4,360 | 4,087 | 3,930 | 3,746 |
| 粗大ごみ | 家庭系 | t/年 | 913 | 915 | 836 | 750 | 743 |
| | 事業系 | t/年 | 1 | 2 | 5 | 7 | 2 |
| | 計 | t/年 | 914 | 917 | 841 | 757 | 745 |
| 有害・危険ごみ | 家庭系 | t/年 | 106 | 115 | 97 | 90 | 85 |
| 合計 | | t/年 | 35,976 | 35,483 | 34,668 | 33,707 | 33,060 |
| 家庭系 | | t/年 | 24,326 | 23,972 | 22,809 | 21,753 | 21,052 |
| 事業系 | | t/年 | 11,650 | 11,511 | 11,859 | 11,954 | 12,008 |
| 一人1日当たりごみ排出量 | | g/人日 | 854 | 845 | 827 | 802 | 789 |

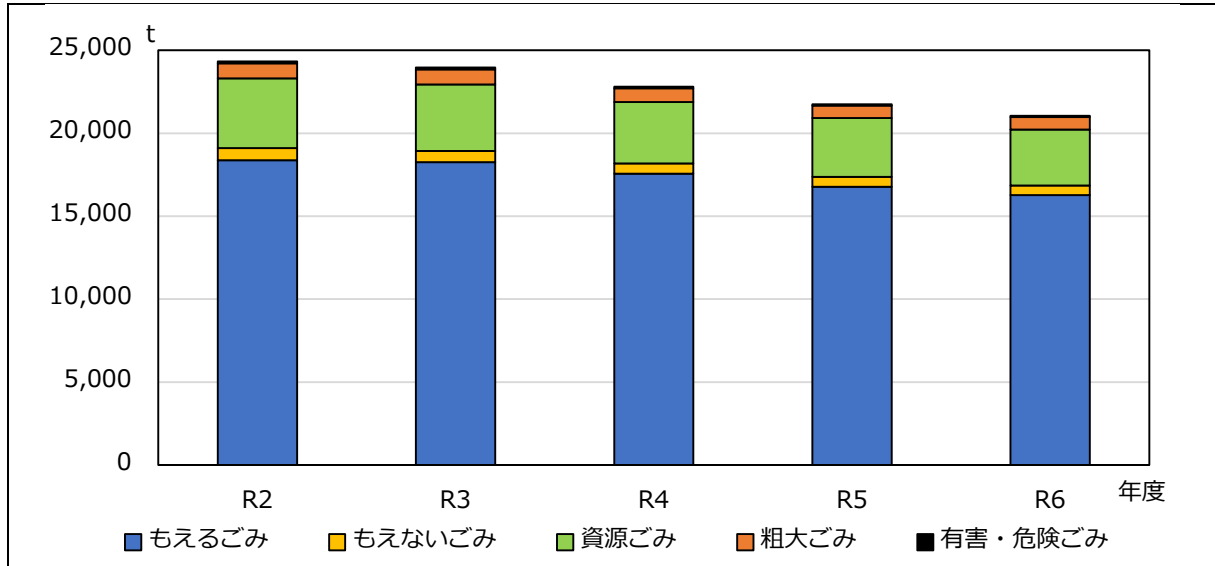
出典：清掃事業概要、浦添市



5-2 家庭系ごみの種類別排出量

家庭系ごみの種類別の排出量は、いずれも概ね減少傾向にあります。

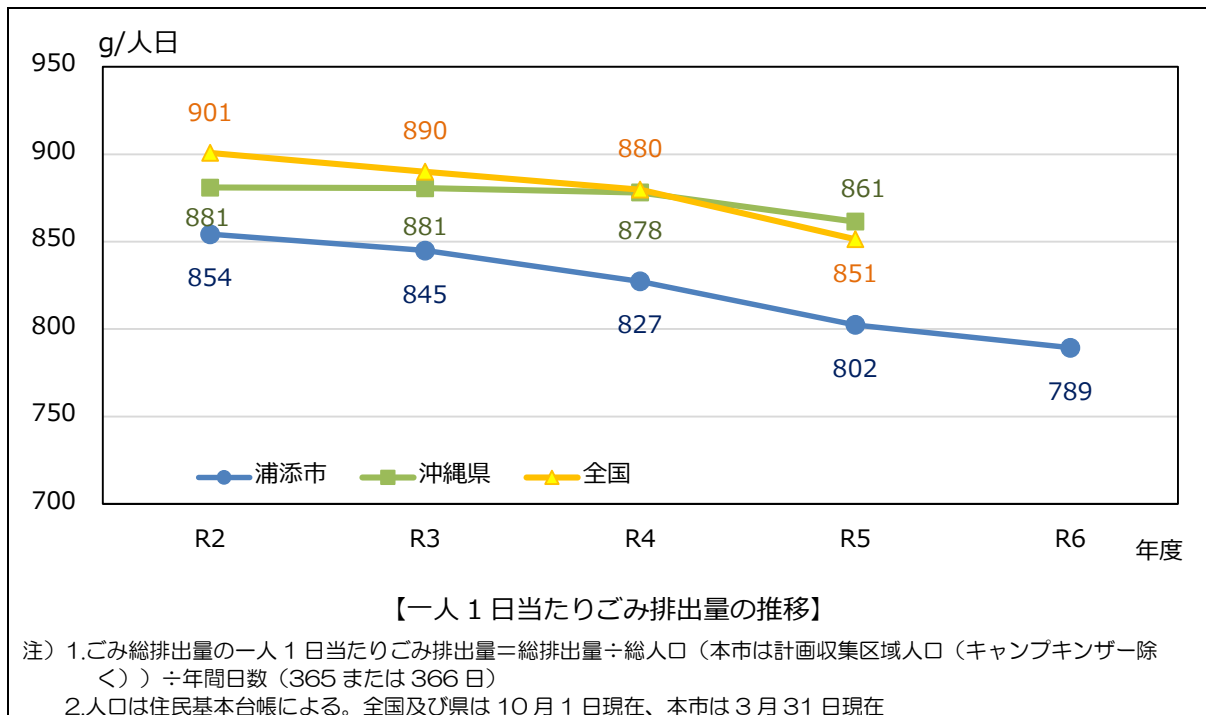
▼図表 3-8 家庭系ごみ排出量の推移



5-3 一人1日当たりごみ排出量

本市の一人1日当たりごみ排出量は減少傾向にあり、令和6年度には789g/人日となっています。令和5年度においては、沖縄県平均や全国平均と比較すると49～59g少ない値となっています。

▼図表 3-9 一人1日当たりごみ排出量

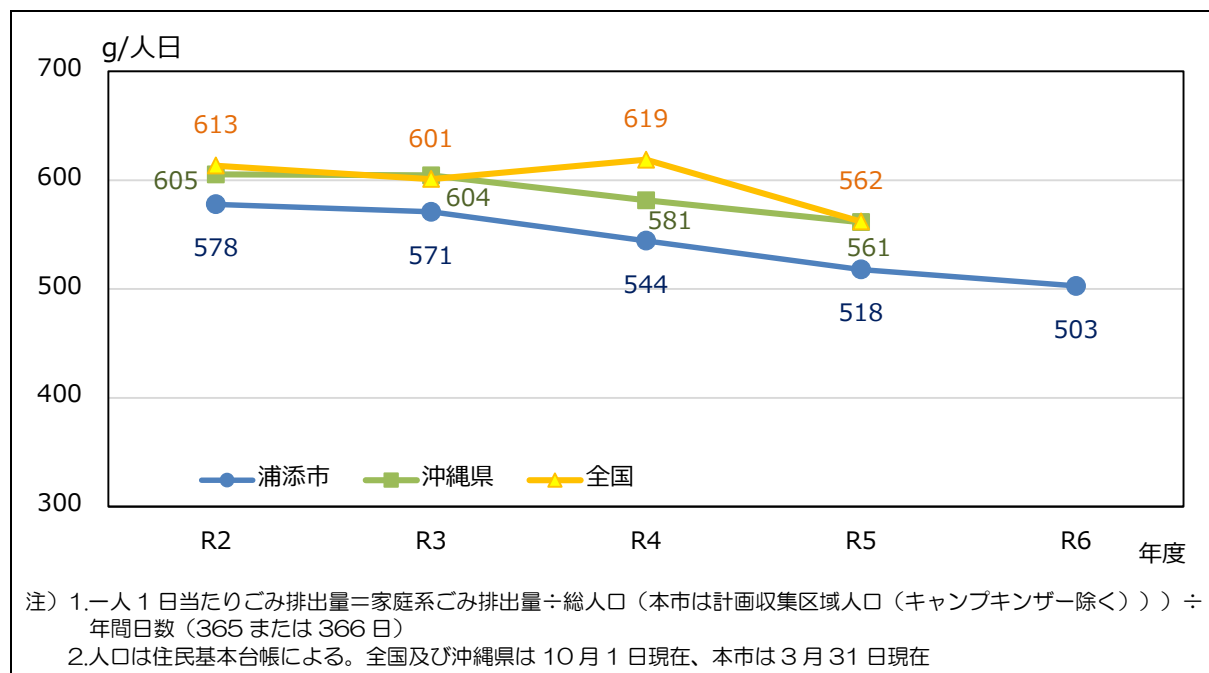


出典：清掃事業概要、浦添市
 環境省「一般廃棄物処理実態調査票」（全国及び沖縄県）

5-4 一人1日当たり家庭系ごみ排出量

本市の一人1日当たり家庭系ごみ排出量は減少傾向にあり、令和6年度には503g/人日となっています。令和5年度において、沖縄県平均及び全国平均と比較すると40g以上少ない値となっています。

▼図表 3-10 一人1日当たり家庭系ごみ排出量



出典：清掃事業概要、浦添市
環境省「一般廃棄物処理実態調査票」(全国及び沖縄県)

6. ごみ処理経費

ごみ処理経費は概ね 13 億円前後で推移しています。1 人当たり処理経費及びごみ 1t 当たり処理経費も概ね横ばいで推移しています。

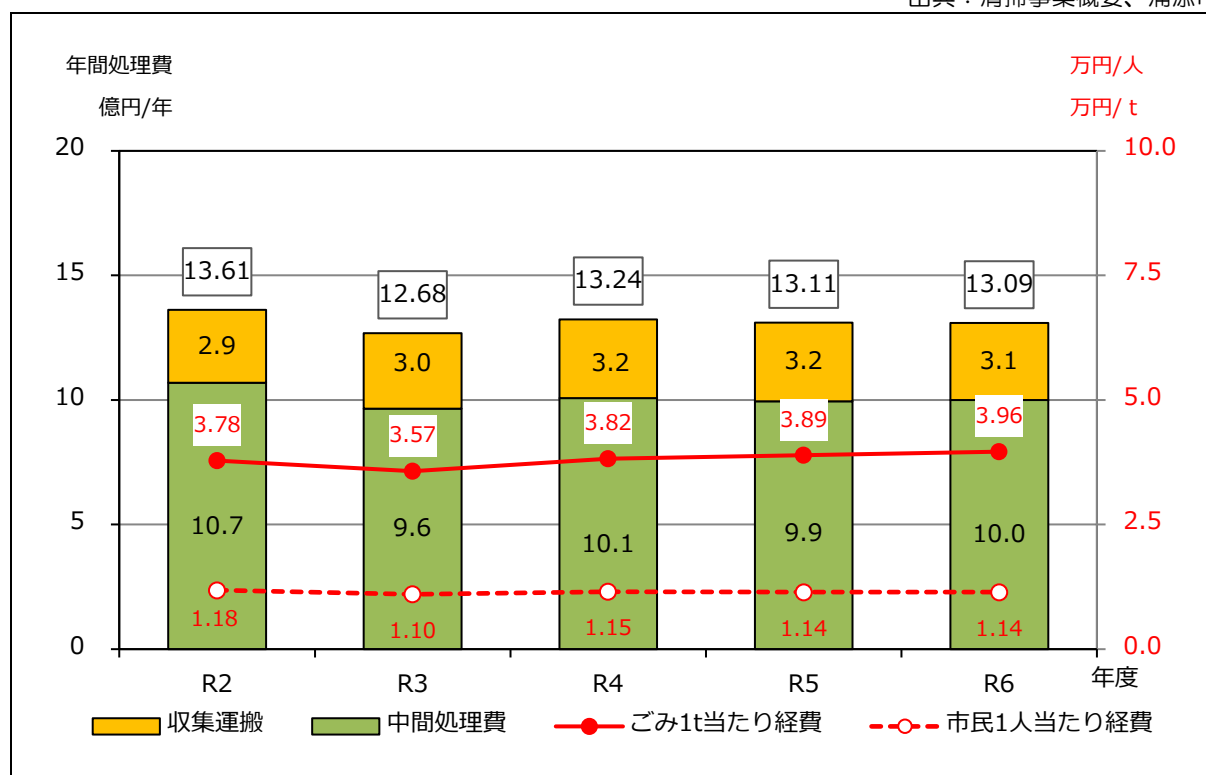
令和6年度のごみ処理経費は、1,308,837 千円であり、そのうち、収集・運搬費が 308,802 千円、中間処理費が 1,000,035 千円となっています。また、1 人当たりの年間処理費用は 11,400 円であり、ごみ 1t 当たりの処理費用は 39,600 円となっています。

▼図表 3-11 ごみ処理経費の推移

| 区 分 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 計画収集人口① | t | 115,375 | 115,061 | 114,808 | 114,767 | 114,747 |
| ごみ排出量② | t | 35,976 | 35,483 | 34,668 | 33,707 | 33,060 |
| 収集・運搬費③ | 千円 | 292,175 | 303,797 | 315,810 | 316,430 | 308,802 |
| 中間処理費④ | 千円 | 1,069,062 | 964,544 | 1,007,898 | 994,436 | 1,000,035 |
| 最終処分場費⑤ | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計⑥=③+④+⑤ | 千円 | 1,361,237 | 1,268,341 | 1,323,709 | 1,310,866 | 1,308,837 |
| 市民 1 人当たりの経費⑥÷① | 円/人 | 11,800 | 11,000 | 11,500 | 11,400 | 11,400 |
| ごみ 1t 当たりの経費⑥÷② | 円/t | 37,800 | 35,700 | 38,200 | 38,900 | 39,600 |

注) 市民 1 人当たりの経費及びごみ 1t 当たりの経費について、100 円未満は四捨五入している。
中間処理費にリサイクルプラザの運営費を含む。

出典：清掃事業概要、浦添市



7. ごみの組成

7-1 家庭系もえるごみの組成(湿ベース)

令和6年度の家庭系もえるごみの組成は、紙類の割合が最も大きく48.5%を占めており、次いでビニール等が25.6%、厨芥類が11.7%を占めており、これら3種のごみで8割以上を占めています。過去5年間の推移をみると、紙類が増加、ビニール等は概ね横ばい、厨芥類が減少しています。

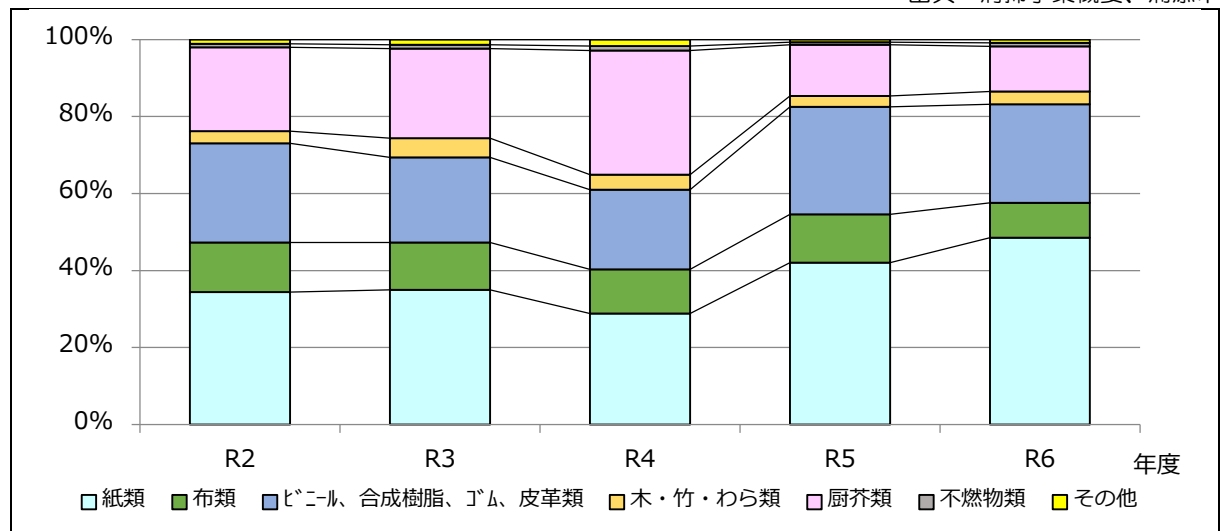
▼図表 3-12 家庭系燃えるごみの組成(湿ベース)

| 項目 | | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
|------------|------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| ごみ種類別組織 | 紙類 | % | 34.4 | 35.0 | 28.8 | 42.0 | 48.5 | |
| | 布類 | % | 12.9 | 12.3 | 11.5 | 12.6 | 9.1 | |
| | ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類 | % | 25.7 | 22.1 | 20.7 | 27.9 | 25.6 | |
| | 木、竹、わら類 | % | 3.2 | 5.0 | 3.9 | 2.8 | 3.3 | |
| | 厨芥類 | % | 21.8 | 23.2 | 32.2 | 13.3 | 11.7 | |
| | 不燃物類 | 鉄 | % | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.3 |
| | | アルミニウム | % | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.2 | 0.1 |
| | | 非鉄、非アルミ金属 | % | 0.0 | 0.1 | 0.6 | 0.0 | 0.0 |
| | | ガラス類 | % | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.3 |
| | | 石・陶器類 | % | 0.4 | 0.2 | 0.1 | 0.3 | 0.3 |
| その他 | % | 1.1 | 1.4 | 1.7 | 0.7 | 0.9 | | |
| 単位体積重量 | | kg/m ³ | 122 | 122 | 143 | 107 | 121 | |
| 三成分 | 水分 | % | 44.1 | 46.5 | 43.8 | 45.3 | 43.6 | |
| | 灰分 | % | 6.5 | 4.6 | 5.3 | 4.5 | 4.7 | |
| | 可燃分 | % | 49.4 | 48.9 | 50.9 | 50.2 | 51.7 | |
| 低位発熱量(実測値) | | kcal/kg | 2,410 | 2,260 | 2,505 | 2,698 | 2,625 | |

注) 年4回測定値の平均値。

端数調整の関係上、種類別組成の合計が100にならない場合がある。

出典：清掃事業概要、浦添市



7-2 事業系もえるごみの組成(湿ベース)

令和6年度の事業系もえるごみの組成は、紙類の割合が最も大きく52.0%を占めており、次いでビニール等が27.9%、厨芥類が14.2%を占めておりこれらのごみで約9割を占めています。

事業系燃えるごみの種類別組成の推移をみると、家庭系ごみと比較して種類別組成の割合の変動が大きくなっています。

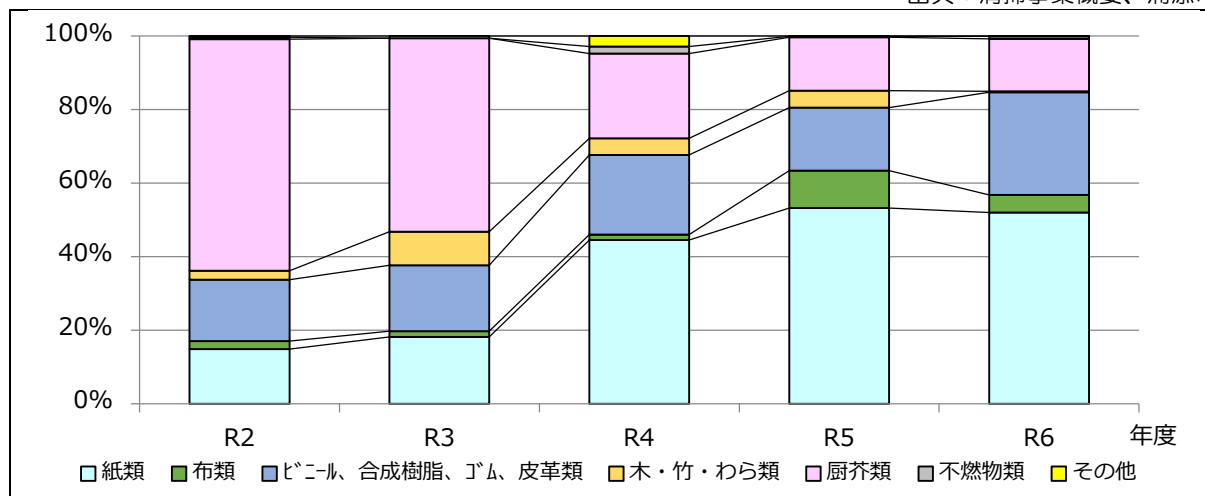
▼図表 3-13 事業系燃えるごみの組成(湿ベース)

| 項目 | | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
|------------|------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| ごみ種類別組織 | 紙類 | % | 14.9 | 18.2 | 44.5 | 53.2 | 52.0 | |
| | 布類 | % | 2.2 | 1.6 | 1.5 | 10.2 | 4.8 | |
| | ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類 | % | 16.7 | 17.9 | 21.7 | 17.1 | 27.9 | |
| | 木、竹、わら類 | % | 2.4 | 9.1 | 4.5 | 4.6 | 0.3 | |
| | 厨芥類 | % | 62.9 | 52.6 | 23.0 | 14.6 | 14.2 | |
| | 不燃物類 | 鉄 | % | 0.3 | 0.0 | 1.6 | 0.0 | 0.0 |
| | | アルミニウム | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.3 |
| | | 非鉄、非アルミ金属 | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | ガラス類 | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 石・陶器類 | % | 0.3 | 0.0 | 0.3 | 0.1 | 0.4 |
| その他 | % | 0.3 | 0.6 | 2.9 | 0.1 | 0.1 | | |
| 単位体積重量 | | kg/m ³ | 146 | 118 | 96 | 96 | 107 | |
| 三成分 | 水分 | % | 50.1 | 47.3 | 37.4 | 37.4 | 42.8 | |
| | 灰分 | % | 4.3 | 3.3 | 8.0 | 8.0 | 4.1 | |
| | 可燃分 | % | 45.6 | 49.4 | 54.6 | 54.6 | 53.1 | |
| 低位発熱量(実測値) | | kcal/kg | 2,040 | 2,320 | 3,160 | 3,160 | 6,410 | |

注) 年4回測定値の平均値。

端数調整の関係上、種類別組成の合計が100にならない場合がある。

出典：清掃事業概要、浦添市



8. 温室効果ガス排出量

温室効果ガスの排出量は令和3,4年度に減少しましたが、令和5年度に増加しています。令和6年度には20,341t-CO₂となりました。

▼図表 3-14 温室効果ガス排出量

| 項目 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ焼却量 | t/年 | 34,924 | 33,808 | 34,657 | 32,724 | 30,207 |
| 一般廃棄物のうちプラスチック焼却に伴う温室効果ガス排出量 | 二酸化炭素(CO ₂) t-CO ₂ 年 | 21,533 | 15,873 | 16,029 | 20,863 | 20,035 |
| 一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガス量 | メタン(CH ₄) t-CO ₂ 年 | | | | 2 | 2 |
| | 一酸化二窒素(N ₂ O) t-CO ₂ 年 | 590 | 571 | 585 | 329 | 304 |
| 温室効果ガス量合計 | t-CO ₂ 年 | 22,123 | 16,444 | 16,614 | 21,194 | 20,341 |

注) 一般廃棄物のうちプラスチック焼却に伴う温室効果ガス排出量は、市算出値を採用。

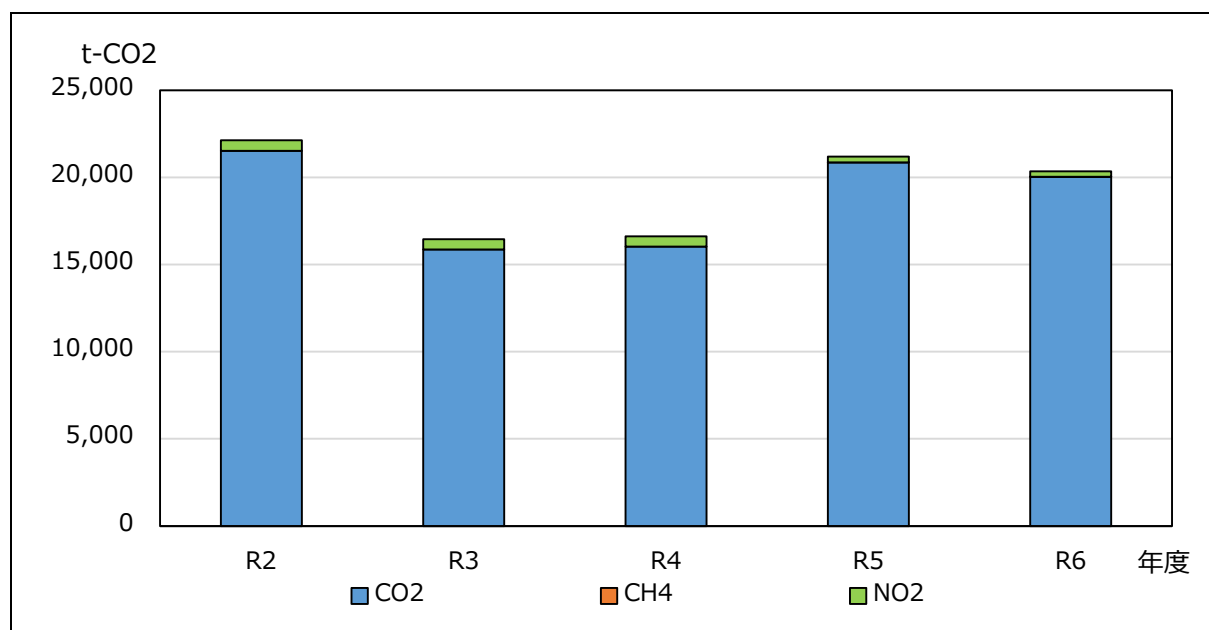
一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガス量は以下の式より算出した。

- CH₄ 排出量 (tCH₄) = 一般廃棄物焼却量 (t) × 単位焼却量当たりの CH₄ 排出量 (tCH₄/t)
- N₂O 排出量 (tN₂O) = 一般廃棄物焼却量 (t) × 単位焼却量当たりの N₂O 排出量 (tN₂O/t)
- 単位焼却量当たりの CH₄ 排出量: 0.000000095 tCH₄/t
- 単位焼却量当たりの N₂O 排出量: 0.0000567 tN₂O/t

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条より以下の温暖化係数を用いてCO₂換算した。

- CH₄: 温暖化係数 25 (R2~R4)、28 (R5~R6)
- N₂O: 温暖化係数 298 (R2~R4)、265 (R5~R6)

出典: 浦添市地球温暖化対策実行計画(実績報告書)、浦添市温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.6)、令和2年6月、環境省温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver5.0)、令和6年2月、環境省



9. 収集・運搬の実績

9-1 計画収集区域

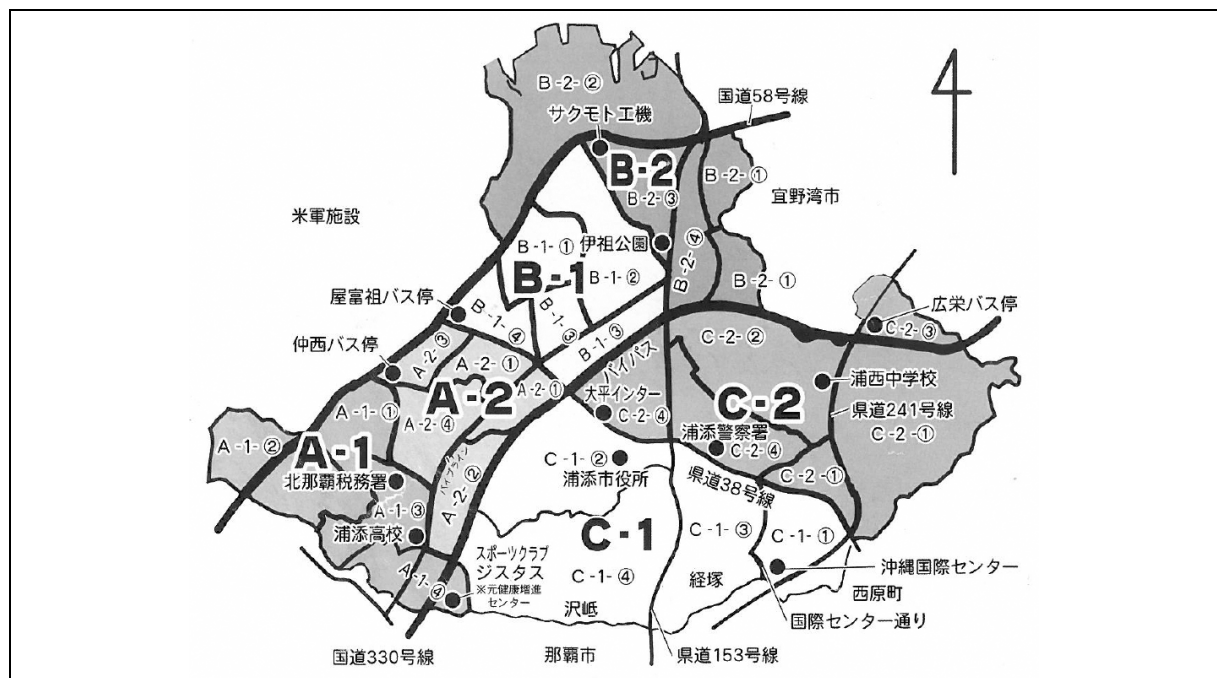
本市の計画収集区域は6つに区分されており、人口はC1区域が23,689人で最も多く、次いでB1区域が23,282人、A2区域が19,005人です。一方で、B2区域は12,123人と最も少なく、地域間で収集人口に大きな差が見られます。

▼図表 3-15 各計画収集区域の人口及び世帯数

| 収集区域番号 | 住所 | 人口※1 | 世帯数※1 | 収集区域番号 | 住所 | 人口※1 | 世帯数※1 | | |
|--------|-----------|--------|--------|---------|----------|--------|--------|--------|-------|
| A-1 | 宮城5丁目 | 18,183 | 9,170 | C-1 | 字仲間 | 23,689 | 10,876 | | |
| | 仲西1～3丁目 | | | | 仲間3丁目 | | | | |
| | 勢理客1～4丁目 | | | | 安波茶1,3丁目 | | | | |
| | 内間2～5丁目 | | | | 字沢岬 | | | | |
| | 伊奈武瀬1丁目 | | | | 沢岬1丁目 | | | | |
| A-2 | 屋富祖1～3丁目 | 19,005 | 9,291 | | 沢岬2丁目 | | | 18,476 | 8,378 |
| | 宮城1丁目、6丁目 | | | | 字経塚 | | | | |
| | 内間1丁目 | | | | 経塚1丁目 | | | | |
| | 大平1,2丁目 | | | | 字前田 | | | | |
| | 宮城2～4丁目※2 | | | | 前田1,4丁目 | | | | |
| B-1 | 伊祖1～4丁目 | 23,282 | 10,672 | 字大平 | 114,758 | 54,179 | | | |
| | 港川1,2丁目 | | | 大平3丁目 | | | | | |
| | 城間1～4丁目 | | | 仲間1,2丁目 | | | | | |
| | 屋富祖4丁目 | | | 安波茶2丁目 | | | | | |
| B-2 | 伊祖5丁目 | 12,123 | 5,792 | 前田2,3丁目 | | | 18,476 | | |
| | 牧港1～5丁目 | | | 西原1～6丁目 | | | | | |
| | 字幸川 | | | 当山1～3丁目 | | | | | |
| | 字城間 | | | 合計 | | | | | |

注) 人口は令和7年3月末現在・キャンプキンザー除く
宮城2～4丁目、沢岬2丁目の一部はA1区域に含まれる。ただし、人口及び世帯数は当該収集区域にて集計

▼図表 3-16 計画収集区域



9-2 分別収集区分(家庭系・事業系)及び分別区分の種類

「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 28 年 9 月改訂)では、自治体が資源化の推進等により分別収集区分を見直すための指標となる区分を 3 段階に分けて示しています。

本市の分別区分及び標準的なごみの分別区分は図表 3-17 のとおりですが、本市では①資源回収する容器包装のうち、プラスチック製容器包装が分別対象となっていないことなどから類型 I となります。

▼図表 3-17 分別区分の種類

| 区分 | | 本市 | 類型 I | 類型 II | 類型 III |
|--|----------------|-------------|------|-------|--------|
| ①資源回収する容器包装 | ①-1アルミ缶・スチール缶 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ①-2ガラスびん | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ①-3ペットボトル | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ①-4プラスチック製容器包装 | × | × | ○ | ○ |
| | ①-5紙製容器包装 | ○ | × | ○ | ○ |
| ②資源回収する古紙類・布類などの資源ごみ (集団回収によるものを含む) | | ○ (布類除く) | ○ | ○ | ○ |
| ③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス | | | | | |
| | 生ごみ | × | × | × | ○ |
| | 草・木 | ○ | × | × | ○ |
| | 廃食用油 | × | × | × | ○ |
| ④小型家電 | | × | × | ○ | ○ |
| ⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む) | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑥燃やさないごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑦その他専用の処理のために分別するごみ (例:乾電池、蛍光灯など) | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑧粗大ごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ |

出典:「ごみ処理基本計画策定指針 平成 28 年 9 月」(環境省)

9-3 収集方法・収集頻度及び手数料

家庭系ごみについては、もえるごみ、もえないごみは指定袋にて収集しています。粗大ごみについては、事前申し込み制で粗大ごみ処理券を貼付する必要があります。

事業系ごみについては、許可事業者による事業所別収集により収集を行っています。直接搬入ごみは、現状では原則として受け入れていませんが、新クリーンセンター供用開始後は受入を再開する予定です。

市民の分別ルールを理解を推進するために、不適切な排出などについては、分別指導シールや個別指導により適切な分別排出をするように指導しています。

本市ではごみ処理手数料は「排出量単純比例型」を採用しています。なお、令和 8 年度より家庭系ごみ処理手数料を改定する予定です。

▼図表 3-18 排出方法及び収集頻度（家庭系ごみ）

| 区分 | | 排出方法 | 排出場所 | 収集頻度 |
|---------|-----------------|---|-------------|-------|
| もえるごみ | | 指定袋 | 各戸別 収集方式 | 2 回/週 |
| もえないごみ | | 指定袋 | | 2 回/月 |
| 資源ごみ | 草・木 | 雑草等は中が確認できる透明な袋 枝・幹は 50cm、10kg 以下にひもで束ねる | | 1 回/週 |
| | 紙類 | ひもで束ねる | | |
| | 缶・ビン・ペット ボトル | カゴ・バケツ | | |
| 粗大ごみ | | 粗大ごみ処理券貼付（申込制） | | 1 回/週 |
| 有害・危険ごみ | | 中が確認できる透明な袋 | 2 回/月 | |

出典：浦添市ホームページ

▼図表 3-19 家庭系ごみの処理手数料

| 区分 | 令和 8 年 3 月まで | 令和 8 年 4 月以降 |
|--------|--|------------------------------------|
| もえるごみ | 取手付き 大 27 円/枚、中 22 円/枚、小 16 円/枚 | 取手付き 大 32 円/枚、中 24 円/枚、小 18 円/枚 |
| | 取手なし 大 25 円/枚、中 20 円/枚、小 15 円/枚 | 取手なし 大 30 円/枚、中 22 円/枚、小 17 円/枚 |
| もえないごみ | 大 25 円/枚、中 20 円/枚、小 15 円/枚 | 大 30 円/枚、中 22 円/枚、小 17 円/枚 |
| 粗大ごみ | 大：重さ 10kg 以上 600 円/個 小：重さ 10kg 未満 300 円/個 | |

出典：浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、浦添市

▼図表 3-20 事業系および直接搬入の手数料

| 区分 | 令和 8 年 3 月まで | 令和 8 年 4 月以降 |
|--------|--|--|
| 事業ごみ | 10kg 以下 80 円 10kg を超える場合 10kg につき 80 円 (10kg 未満の端数を四捨五入し、10kg 単 位で計算するものとする。) | 10kg 以下 100 円 10kg を超える場合、10kg につき 100 円 (10kg 未満の端数を四捨五入し、10kg 単 位で計算するものとする。) |
| 直接搬入ごみ | 最大積載重量が 500kg 以下の車両 1 台につき 1,000 円 最大積載重量が 500kg を超え 1,000kg 以下の車両 1 台につき 2,000 円 最大積載重量が 1,000kg を超え 2,000kg 以下の車両 1 台につき 4,000 円 最大積載重量が 2,000kg を超え 4,000kg 以下の車両 1 台につき 8,000 円 最大積載重量が 4,000kg を超える車両 1 台につき 10,000 円 | |

注) 直接搬入は現在実施していない。

出典：浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、浦添市

9-4 収集・運搬車両の状況

ごみ収集・運搬車両の状況を図表 3-12 に示します。

▼図表 3-21 ごみ収集・運搬車両（令和 6 年度）

| | | 単位 | パッカー | 平ボティ | その他 | 合計 | 積載量 |
|----|-----|----|------|------|-----|----|---------|
| 直営 | 運搬車 | 台 | - | 3 | 1 | 4 | 7.35t |
| | 作業車 | 台 | - | - | 5 | 5 | - |
| | 計 | 台 | - | 3 | 6 | 9 | - |
| 委託 | 収集車 | 台 | 17 | 6 | 1 | 24 | 46.75t |
| 許可 | 収集車 | 台 | 17 | 46 | 18 | 81 | 217.40t |

出典：清掃事業概要

9-5 収集・運搬量

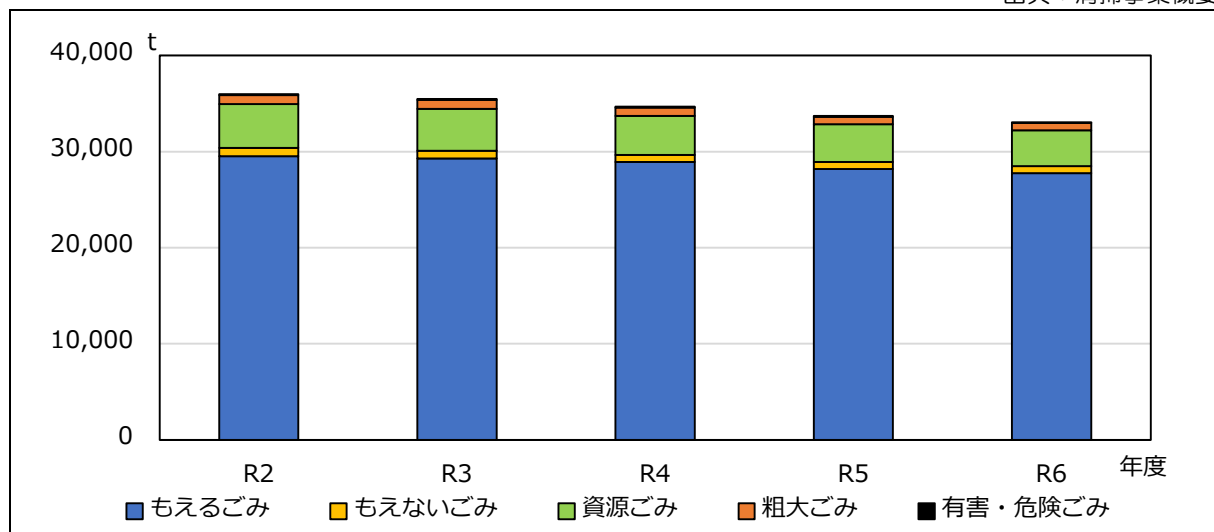
(1) ごみの収集・運搬量の実績

過去 5 年間で、収集・運搬量は全体で約 2,900t 減少しており、すべての品目で減少傾向が見られます。令和 6 年度のごみの収集・運搬量は 33,060t となっています。

▼図表 3-22 収集・運搬量の推移

| | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| もえるごみ | t | 29,536 | 29,301 | 28,926 | 28,193 | 27,767 |
| もえないごみ | t | 853 | 790 | 717 | 735 | 717 |
| 資源ごみ | t | 4,567 | 4,360 | 4,087 | 3,930 | 3,746 |
| 粗大ごみ | t | 914 | 917 | 841 | 757 | 745 |
| 有害・危険ごみ | t | 106 | 115 | 97 | 90 | 85 |
| 合計 | t | 35,976 | 35,483 | 34,668 | 33,705 | 33,060 |

出典：清掃事業概要



(2) 家庭系ごみの収集・運搬量の実績

過去 5 年間で、収集・運搬量は全体で 3,000t 以上減少しており、すべての品目で減少傾向が見られます。令和 6 年度のごみの収集・運搬量は 21,052t となっています。

▼図表 3-23 家庭系ごみの収集・運搬量の推移

| | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| もえるごみ | t/年 | 18,375 | 18,255 | 17,569 | 16,776 | 16,280 |
| もえないごみ | t/年 | 734 | 685 | 608 | 601 | 576 |
| 資源ごみ | t/年 | 4,198 | 4,002 | 3,699 | 3,536 | 3,368 |
| 粗大ごみ | t/年 | 913 | 915 | 836 | 750 | 743 |
| 有害・危険ごみ | t/年 | 106 | 115 | 97 | 90 | 85 |
| 合計 | t/年 | 24,326 | 23,972 | 22,809 | 21,753 | 21,052 |

出典：清掃事業概要

(3) 事業系ごみの収集・運搬量の実績

過去 5 年間で、収集・運搬量は増加しており、令和 6 年度のごみの収集・運搬量は 12,008t となっています。

▼図表 3-24 事業系ごみの収集・運搬量の推移

| | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業系 | t | 11,650 | 11,511 | 11,859 | 11,954 | 12,008 |

出典：清掃事業概要

(4) 資源となるごみの分別収集実績

本市における過去5年間の資源ごみ分別収集量は、減少傾向にあります。特に紙類は大幅に減少しています。令和6年度の分別収集量は合計3,746t で、そのうち家庭系が3,368t、事業系が378t を占めています。

缶、ビン、ペットボトルについては、家庭系が減少している一方、事業系は横ばいで推移しています。

▼図表 3-25 収集資源ごみ量の推移

| 項目 | | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----|--------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 家庭系 | 紙類 | t/年 | 1,341 | 1,283 | 1,028 | 935 | 904 |
| | 缶・ビン・ペットボトル | t/年 | 1,360 | 1,341 | 1,306 | 1,254 | 1,205 |
| | 草・木 | t/年 | 1,497 | 1,378 | 1,365 | 1,347 | 1,259 |
| | 計 | t/年 | 4,198 | 4,002 | 3,699 | 3,536 | 3,368 |
| 事業系 | 缶・ビン・ペットボトル等 | t/年 | 369 | 358 | 388 | 394 | 378 |
| 項目別 | 紙類 | t/年 | 1,341 | 1,283 | 1,028 | 935 | 904 |
| | 缶・ビン・ペットボトル | t/年 | 1,729 | 1,699 | 1,694 | 1,648 | 1,583 |
| | 草・木 | t/年 | 1,497 | 1,378 | 1,365 | 1,347 | 1,259 |
| 合計 | | t/年 | 4,567 | 4,360 | 4,087 | 3,930 | 3,746 |

出典：清掃事業概要、浦添市

10. 中間処理の実績

10-1 中間処理の概要

浦添市クリーンセンターでは、もえるごみは焼却施設、もえないごみと粗大ごみは粗大ごみ処理施設で処理し、有害・危険ごみと草・木は貯留ヤードで一時保管し、民間業者で処理しています。浦添市リサイクルプラザでは、資源ごみのうち缶・ビン類・ペットボトルをそれぞれ処理しています。

▼図表 3-26 ごみ処理施設の概要

| 施設名 | 浦添市クリーンセンター (焼却施設) | 浦添市クリーンセンター (灰溶融施設) | 浦添市クリーンセンター (粗大ごみ処理施設) | 浦添市リサイクルプラザ (資源化施設) |
|-------|-------------------------|-------------------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 処理能力 | 150t/日 (75t/24h×2 炉) | 16.3t/日 (16.3t/日×1 炉) | 25t/5h | 紙類：20t/5h 容器類：20t/5h |
| 処理方式 | ストーカ式 全連続燃焼式 | 回転式表面溶融炉 | 回転衝撃式破砕機 | 選別資源化 |
| 処理対象物 | 可燃ごみ、中間処理可燃 残さ | 焼却灰 | 不燃ごみ、粗大ごみ、中間 処理不燃残さ | 資源ごみ |
| 竣工年月 | 昭和 57 年 12 月 | 平成 14 年 3 月 | 昭和 57 年 12 月 | 平成 11 年 3 月 |
| 供用開始年 | 昭和 58 年 4 月 | 昭和 14 年 4 月 | 昭和 58 年 4 月 | 平成 11 年 4 月 |
| 所在地 | 浦添市伊奈武瀬 1-8-1 | | | 浦添市伊奈武瀬 1-8-2 |
| 運転管理 | 委託 | 委託 | 委託 | 委託 |
| 備考 | 平成 24 年度基幹的設備 改造工事 | 平成 24 年度基幹的設備 改造工事、令和 3 年度 休止 | - | - |

出典：清掃事業概要、浦添市

10-2 ごみの総処理量

ごみ総処理量は年々減少しており、過去5年間で約2,900t減少しています。令和6年度のごみの総処理量は33,272tであり、そのうち直接焼却量が27,767t、資源化等の中間処理量が4,601t、直接資源化が904tとなっています。

▼図表3-27 ごみ処理量の推移

| | | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 処理量 | 直接焼却 | t/年 | 29,536 | 29,301 | 28,926 | 28,193 | 27,767 |
| | 資源化等の中間処理 | t/年 | 5,331 | 5,138 | 4,960 | 4,808 | 4,601 |
| | 直接資源化 | t/年 | 1,341 | 1,283 | 1,028 | 935 | 904 |
| | 合計 | t/年 | 36,208 | 35,722 | 34,914 | 33,936 | 33,272 |
| 減量化率 | 直接焼却率 | t/年 | 81.6% | 82.0% | 82.8% | 83.1% | 83.5% |
| | 中間処理率 | t/年 | 18.4% | 18.0% | 17.2% | 16.9% | 16.5% |
| | 合計 | t/年 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

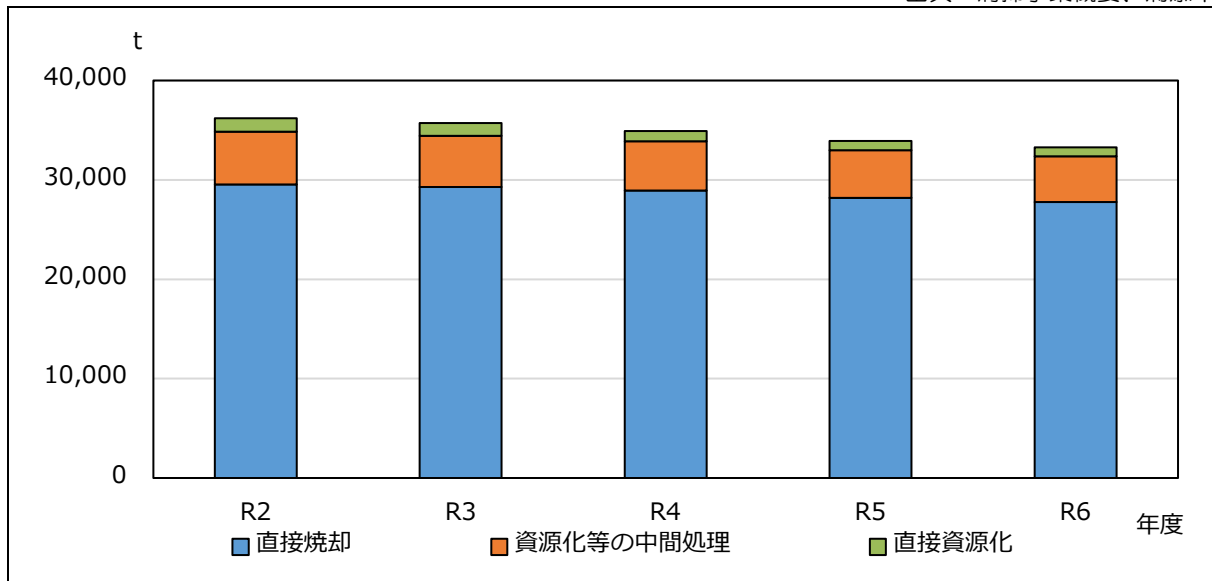
注) 1.直接焼却量：焼却施設へ直接搬入されるごみの焼却量（＝もえるごみ量）

2.資源化等の中間処理量：焼却施設以外の中間処理施設で処理されるごみ量（中間処理不燃残さ含む）

3.直接焼却率＝直接焼却量÷処理量合計

4.中間処理率＝（資源化等の中間処理量＋直接資源化量）÷処理量合計

出典：清掃事業概要、浦添市



10-3 焼却処理量

焼却処理量は年々減少しており、過去5年間で約2,000t減少しています。令和6年度の焼却量は29,014tであり、そのうち直接焼却量が27,767t、資源化等の中間処理残さ量が1,247tとなっています。

図表 3-28 焼却処理量の推移

| 項目 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 直接焼却 | t/年 | 29,536 | 29,301 | 28,926 | 28,193 | 27,767 |
| 資源化等の中間処理残さ | t/年 | 1,430 | 1,440 | 1,309 | 1,261 | 1,247 |
| 粗大ごみ処理施設からの処理残さ | t/年 | 1,411 | 1,407 | 1,268 | 1,217 | 1,215 |
| リサイクルプラザからの処理残さ | t/年 | 19 | 33 | 41 | 44 | 32 |
| 合計（焼却処理量） | t/年 | 30,966 | 30,741 | 30,235 | 29,454 | 29,014 |

注) 1.直接焼却：もえるごみの合計。

2.粗大ごみ処理施設からの処理残さ：粗大ごみ処理施設からの処理残さから資源物搬出量を除いた値。

3.リサイクルプラザからの処理残さ：缶、ビン、ペットボトルの排出量合計から不燃残さ及び資源物搬出量を除いた値。

出典：清掃事業概要、浦添市

10-4 資源化等の中間処理量

資源化等の中間処理量は年々減少しており、過去5年間で約500t減少しています。令和6年度の資源化等の中間処理量は3,257tであり、そのうち粗大ごみ処理施設が1,674t、リサイクルプラザが1,583tとなっています。

▼図表 3-29 資源化等の中間処理量

| 項目 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 粗大ごみ処理施設 | t | 1,999 | 1,946 | 1,804 | 1,723 | 1,674 |
| リサイクルプラザ | t | 1,729 | 1,699 | 1,694 | 1,648 | 1,583 |
| 合計 | t | 3,728 | 3,645 | 3,498 | 3,371 | 3,257 |

注) 1.粗大ごみ処理施設：もえないごみ、粗大ごみ及びリサイクルプラザからの不燃残さを対象。

2.リサイクルプラザ：資源ごみのうち、缶、ビン、ペットボトルを対象。

出典：清掃事業概要、浦添市

11. 最終処分量の実績

本市では、焼却処理に伴って生じた焼却主灰及び焼却飛灰はそれぞれの資源化ルートにのせることによりリサイクルを推進しているため、埋立処分は実施していません。

12. 資源化の実績

12-1 総資源化量

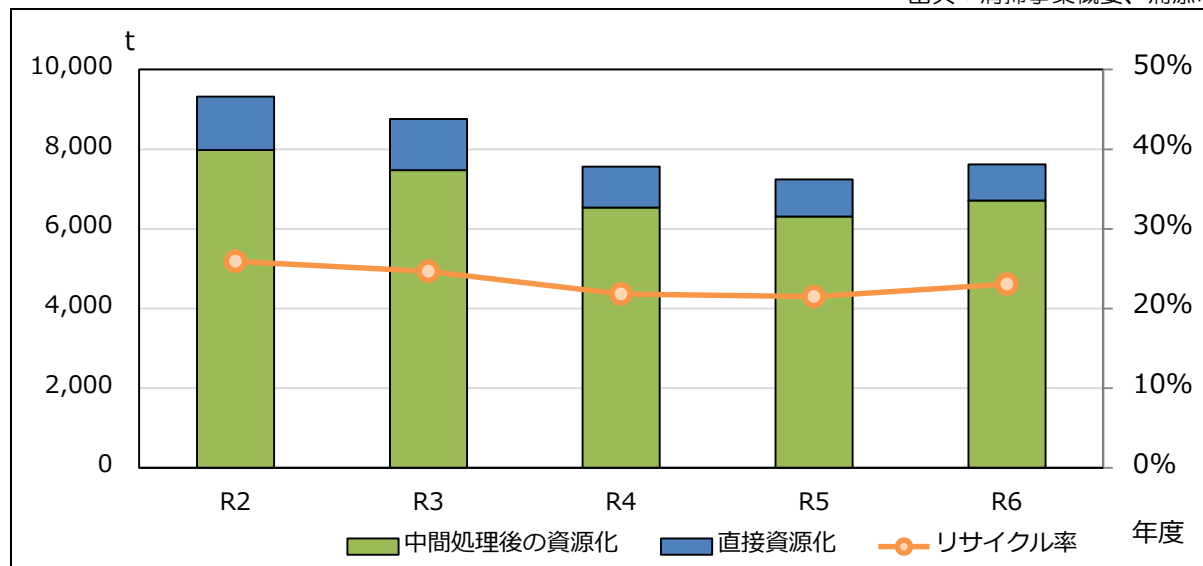
総資源化量は年々減少しており、過去5年間で約1,700t減少しています。令和6年度の総資源化量は7,618tであり、そのうち中間処理後資源化は6,714tであり、直接資源化が904tとなっています。リサイクル率は令和5年度に21.5%まで減少しましたが、令和6年度には23.0%と増加しています。

▼図表 3-30 総資源化量及びリサイクル率の推移

| 項目 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ総排出量 | t/年 | 35,976 | 35,483 | 34,668 | 33,707 | 33,060 |
| 中間処理後資源 | t/年 | 7,984 | 7,474 | 6,537 | 6,307 | 6,714 |
| 金属類 | t/年 | 911 | 856 | 825 | 780 | 710 |
| ガラス類 | t/年 | 590 | 544 | 541 | 524 | 508 |
| ペットボトル | t/年 | 566 | 567 | 576 | 574 | 582 |
| 草木類 | t/年 | 1,284 | 1,199 | 1,197 | 1,080 | 1,135 |
| 焼却主灰 | t/年 | 1,476 | 2,999 | 2,374 | 2,187 | 2,731 |
| 焼却飛灰 | t/年 | 576 | 1,095 | 1,011 | 1,130 | 1,011 |
| 溶融スラグ | t/年 | 2,287 | 172 | 0 | 0 | 0 |
| 溶融飛灰 | t/年 | 267 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 乾電池 | t/年 | 16 | 32 | 3 | 24 | 30 |
| 蛍光灯 | t/年 | 11 | 10 | 10 | 8 | 7 |
| 直接資源化 | t/年 | 1,341 | 1,283 | 1,028 | 935 | 904 |
| 紙類（容器包装以外） | t/年 | 663 | 679 | 564 | 417 | 382 |
| 紙製容器包装類 | t/年 | 678 | 604 | 464 | 518 | 522 |
| 総資源化量 | t/年 | 9,325 | 8,757 | 7,565 | 7,242 | 7,618 |
| リサイクル率 | | 25.9% | 24.7% | 21.8% | 21.5% | 23.0% |

注) リサイクル率＝総資源化÷ごみ総排出量

出典：清掃事業概要、浦添市



12-2 中間処理からの資源回収

(1) 焼却・溶融処理施設からの資源回収

本市では、燃えるごみ及び粗大ごみ処理施設、資源化施設(リサイクルプラザ)の処理残さを令和2年度まで焼却・溶融処理し減量化を図っていました。令和3年度以降は、溶融処理を休止し、焼却処理後の焼却主灰をセメント原料化し、焼却飛灰を山元還元による資源化を図っています。

▼図表 3-31 焼却・溶融処理施設からの資源回収量の推移

| 項目 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 焼却処理量 | t/年 | 30,966 | 30,741 | 30,235 | 29,454 | 29,014 | |
| 減量化量 | t/年 | 26,360 | 26,475 | 26,850 | 26,137 | 25,272 | |
| 焼却主灰 | t/年 | 1,476 | 2,999 | 2,374 | 2,187 | 2,731 | |
| 焼却飛灰 | t/年 | 576 | 1,095 | 1,011 | 1,130 | 1,011 | |
| 溶融スラグ | t/年 | 2,287 | 172 | 0 | 0 | 0 | |
| 溶融飛灰 | t/年 | 267 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 割合 | 減量化量 | % | 85.0 | 86.0 | 88.8 | 88.8 | 87.1 |
| | 焼却主灰 | % | 4.8 | 9.8 | 7.9 | 7.4 | 9.4 |
| | 焼却飛灰 | % | 1.9 | 3.6 | 3.3 | 3.8 | 3.5 |
| | 溶融スラグ | % | 7.4 | 0.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 溶融飛灰 | % | 0.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

注) 減量化量＝焼却処理量－溶融スラグ－溶融飛灰－焼却灰－焼却飛灰
割合の合計が 100 となるように減量化にて端数処理した。
溶融処理は令和 2 年度まで令和 3 年度の溶融スラグは搬出量

出典：清掃事業概要、浦添市

(2) 粗大ごみ処理施設からの資源回収

本市では、もえないごみ及び粗大ごみを粗大ごみ処理施設において破碎処理等した後、金属類を回収しています。

▼図表 3-32 粗大ごみ処理施設からの資源回収量の推移

| 項目 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 処理量 | t/年 | 1,999 | 1,947 | 1,804 | 1,724 | 1,674 |
| 金属類 | t/年 | 588 | 539 | 536 | 506 | 459 |
| 資源回収率 | % | 29.4 | 27.7 | 29.7 | 29.4 | 27.4 |

注) 資源回収率＝資源回収量÷処理量

出典：清掃事業概要、浦添市

(3) 有害・危険ごみの資源化

本市では、有害・危険ごみとして乾電池や蛍光灯を回収し、浦添市クリーンセンターの貯留ヤード保管し、資源化業者へ搬出しています。

▼図表 3-33 有害・危険ごみの資源化の推移

| 項目 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 乾電池 | t/年 | 16 | 32 | 3 | 24 | 30 |
| 蛍光灯 | t/年 | 11 | 10 | 10 | 8 | 7 |
| 合計 | t/年 | 27 | 42 | 13 | 32 | 37 |

出典：清掃事業概要、浦添市

(4) 草木類の資源化

本市では、草木類を回収し、浦添市クリーンセンターの貯留ヤードで保管し、資源化業者へ搬出しています。

▼図表 3-34 草木類の資源化の推移

| 項目 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 搬入 | t/年 | 1,497 | 1,378 | 1,365 | 1,347 | 1,259 |
| 搬出 | t/年 | 1,284 | 1,199 | 1,197 | 1,080 | 1,135 |

出典：清掃事業概要、浦添市

(5) リサイクルプラザからの資源回収

本市では、収集された容器類はリサイクルプラザで選別され、資源物を回収しています。

▼図表 3-35 リサイクルプラザからの資源回収量の推移

| 項目 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 処理量 | t/年 | 1,729 | 1,699 | 1,694 | 1,648 | 1,583 |
| 資源回収量 | t/年 | 1,479 | 1,428 | 1,406 | 1,372 | 1,341 |
| 金属類 | t/年 | 323 | 317 | 289 | 274 | 251 |
| ガラス類 | t/年 | 590 | 544 | 541 | 524 | 508 |
| ペットボトル | t/年 | 566 | 567 | 576 | 574 | 582 |
| 資源回収率 | % | 85.5 | 84.0 | 83.0 | 83.3 | 84.7 |

注) 資源回収率＝資源回収量÷処理量

出典：清掃事業概要、浦添市

12-3 直接資源化による資源回収

本市では、紙類は分別収集後、民間業者へ搬入し資源化しています。資源回収量は年々減少しています。

▼図表 3-36 直接資源化による資源回収量の推移

| 項目 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------|-----|-------|-------|-------|-----|-----|
| 紙類（容器包装以外） | t/年 | 663 | 679 | 564 | 417 | 383 |
| 紙製容器包装 | t/年 | 678 | 604 | 464 | 518 | 522 |
| 合計 | t/年 | 1,341 | 1,283 | 1,028 | 935 | 905 |

出典：清掃事業概要、浦添市

13. その他（関係市町村間の動向）

沖縄県では、平成 11 年 3 月に「沖縄県ごみ処理広域化計画」（以下「前回広域化計画」という。）を策定し、ごみ処理施設の広域化・集約化を推進してきました。この結果、ダイオキシン類排出量の削減、最終処分量の削減、サーマルリサイクルの推進といった成果を上げています。

前回広域化計画から 25 年以上が経過し、沖縄県では、沖縄県廃棄物処理（第五期）において、新たな広域化・集約化の長期的な展望を検討しています。

沖縄県廃棄物処理計画（第五期）では、目標時期の目安に応じた 3 ケースを想定し、段階的に広域化・集約化を図る計画としています。ケース 1 は、現状の処理体制の維持、ケース 2 は近隣自治体による広域化を推進、ケース 3 は、環境省の方針を踏まえ、より広域化を推進した場合を想定しています。

本市においても、ごみ処理の広域化・集約化、効率化を図るため、中城村および北中城村からの事務委託を受け入れ、令和 11 年度に供用開始予定の浦添市新クリーンセンターにて広域処理を計画しています。

なお、令和 8 年 3 月末現在、浦添市は単独でごみ処理を行っています。一方、中城村および北中城村は、2 村で構成する中城村北中城村清掃事務組合が共同でごみ処理を行っています。

▼図表 3-37 広域化ケースの考え方

| ケース | 考え方 | 目標時期 |
|-------|------------------|----------|
| ケース 1 | 現行(令和 3 年度)の処理体制 | - |
| ケース 2 | 近隣自治体における広域化 | 令和 12 年度 |
| ケース 3 | 最大限の広域化 | 令和 27 年度 |

出典：沖縄県廃棄物処理計画（第五期）、沖縄県

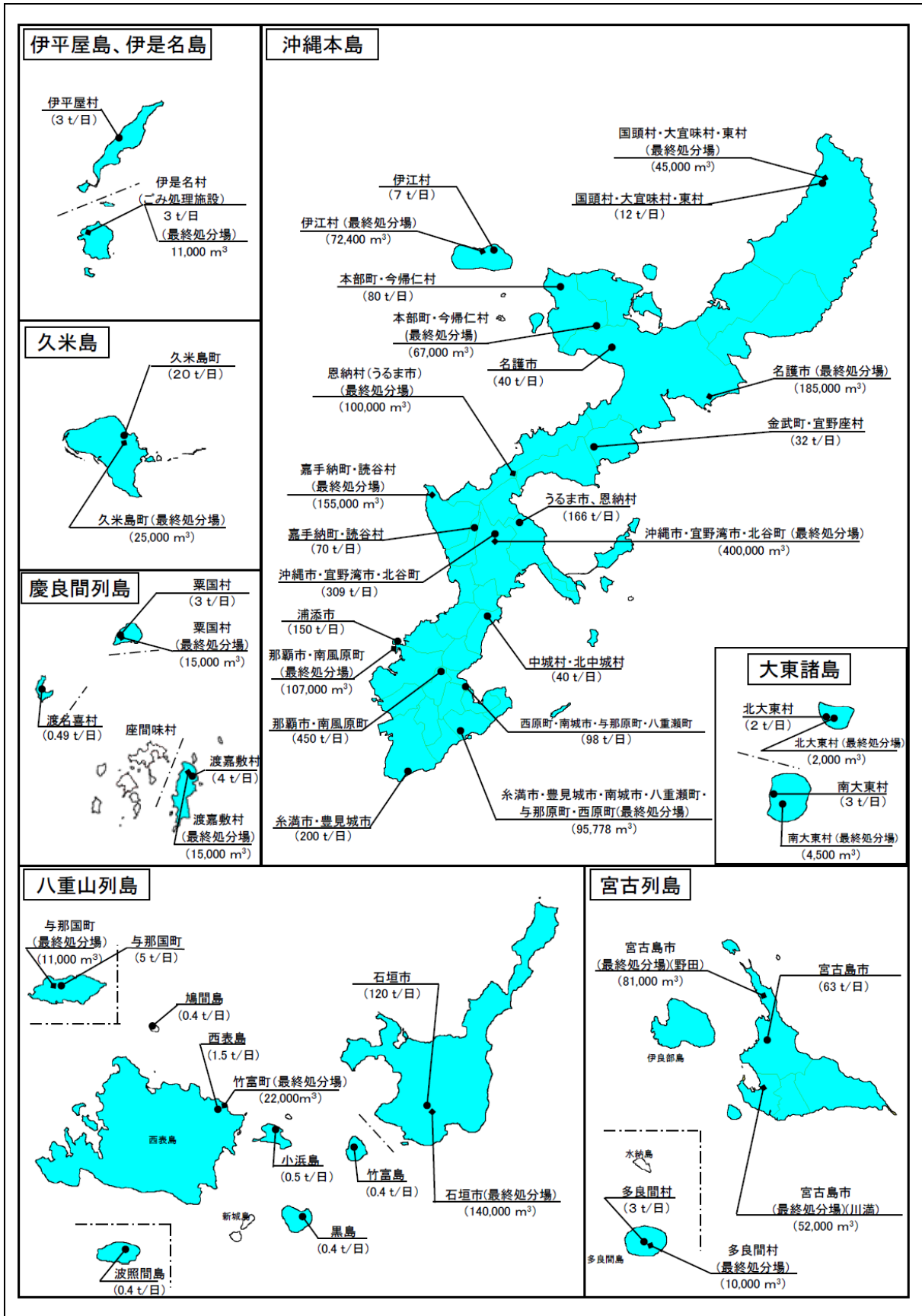
▼図表 3-38 広域化ケース

| 市区町村名 | 現行 ブロック | ケース1 (R3年度) | | ケース2 (R12年度) | | ケース3 (R27年度) | | | | | |
|-------|------------|----------------|-----------------------|--------------|---------|--------------|---------|-------|------|-----|------|
| | | No | 組合せ | No | 組合せ | No | 組合せ | | | | |
| 国頭村 | 北部 | 1 | 国頭地区行政事務組合 | 1 | 北部 1 | 1 | 北部 | | | | |
| 大宜味村 | | | | | | | | | | | |
| 東村 | | 2 | 名護市 | 2 | 北部 2 | | | | | | |
| 名護市 | | | | | | | | | | | |
| 今帰仁村 | | | | | | | | | | | |
| 本部町 | | 3 | 本部町今帰仁村清掃施設組合 | 3 | 北部 3 | | | | | | |
| 伊是名村 | 4 | 伊是名村 | | | | | | | | | |
| 伊平屋村 | 5 | 伊平屋村 | | | | | | | | | |
| 伊江村 | 6 | 伊江村 | 4 | 中部北 1 | 2 | 中部北 | | | | | |
| 宜野座村 | 7 | 金武地区消防衛生組合 | | | | | | | | | |
| 金武町 | 8 | 中部北環境施設組合 | | | | | 5 | 中部北 2 | | | |
| 恩納村 | | | | | | | | | | | |
| うるま市 | 9 | 比謝川行政事務組合 | | | | | 6 | 中部南 1 | 3 | 中部南 | |
| 読谷村 | | | | | | | | | | | |
| 嘉手納町 | | | | | | | | | | | |
| 北谷町 | 10 | 倉浜衛生施設組合 | 7 | 中部南 2 | | | | | | | |
| 沖縄市 | | | | | | | | | | | |
| 宜野湾市 | | | | | | | | | | | |
| 北中城村 | 11 | 中城村北中城村清掃事務組合 | 8 | 南部北 | 4 | 南部北 | | | | | |
| 中城村 | | | | | | | | | | | |
| 浦添市 | 南部 | 12 | 浦添市 | 9 | 南部南 1 | 5 | 南部南 1 | | | | |
| 糸満市 | | 13 | 南部広域行政組合 (糸豊環境衛生課) | | | | | | | | |
| 豊見城市 | | | | | | | | | | | |
| 南城市 | | 14 | 南部広域行政組合 (東部環境衛生課) | | | | | | | | |
| 西原町 | | | | | | | | | | | |
| 与那原町 | | | | | | | | | | | |
| 八重瀬町 | 15 | 那覇市・南風原町環境施設組合 | 10 | 南部南 2 | 6 | 南部南 2 | | | | | |
| 那覇市 | | | | | | | | | | | |
| 南風原町 | | | | | | | | | | | |
| 座間味村 | 南部離島 | 16 | 渡嘉敷村 | 11 | 南大東村 | 7 | 南大東村 | | | | |
| 粟国村 | | 17 | 渡名喜村 | | | | | | | | |
| 渡嘉敷村 | | | | | | | | | | | |
| 渡名喜村 | | 18 | 南大東村 | | | | | 12 | 北大東村 | 8 | 北大東村 |
| 南大東村 | | | | | | | | | | | |
| 北大東村 | | 19 | 北大東村 | | | | | 13 | 久米島町 | 9 | 久米島町 |
| 久米島町 | | | | | | | | | | | |
| 宮古島市 | 宮古 | 21 | 宮古島市 | 14 | 宮古本島 | 10 | 宮古 | | | | |
| 多良間村 | | 22 | 多良間村 | | | | | | | | |
| 石垣市 | 八重山 | 23 | 石垣市 | 15 | 石垣市・竹富町 | 11 | 石垣市・竹富町 | | | | |
| 竹富町 | | 24 | 竹富町 | | | | | | | | |
| 与那国町 | | 25 | 与那国町 | | | | | 16 | 与那国町 | 12 | 与那国町 |

注) 令和 6 年 3 月 31 日現在

出典：沖縄県廃棄物処理計画（第五期）、沖縄県

▼図表 3-39 ごみ処理施設の整備状況



注) 令和6年3月31日現在

出典: 廃棄物対策の概要 (令和7年3月)、沖縄県

第2節 ごみ処理評価

1. 既定計画の中間目標値との比較

1-1 既定計画目標

既定計画では、減量化・資源化目標を以下のとおりに設定しています。

▼図表 3-40 既定計画の目標値

| 項目 | 単位 | 実績 | | 目標 | |
|----------------------------------|------|-------|------|------|------|
| | | R1 | R7 | R12 | R17 |
| 一人1日当たり ごみ排出量 | g/人日 | 829.9 | 819 | 828 | 838 |
| 家庭ごみ一人1日 当たりごみ排出量 (資源ごみ除く) | g/人日 | 451.9 | 440 | 435 | 430 |
| リサイクル率 | % | 18.4 | 19.4 | 19.7 | 20.0 |
| 最終処分率 | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

出典：第四次浦添市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）

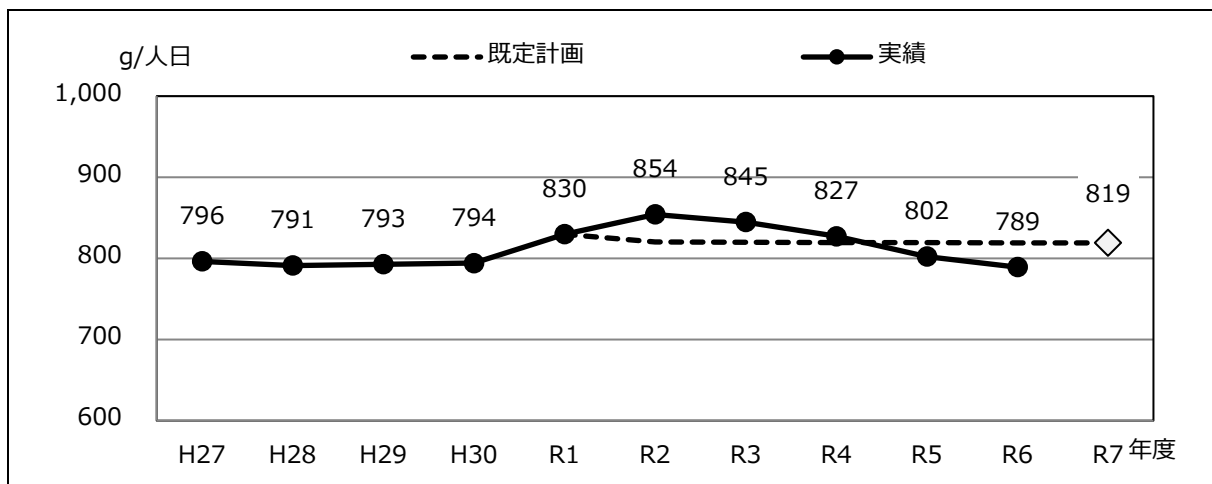
1-2 一人1日当たりごみ排出量

一人1日当たりごみ排出量は、令和2年度をピークにその後減少し令和6年度実績は789g/人日と、既定計画目標値を達成しています。

▼図表 3-41 既定計画におけるごみ排出抑制目標

| 項目 | 単位 | 実績 | 目標 | 達成状況 |
|--------------|------|-----|-----|--------------|
| | | R6 | R7 | |
| 一人1日当たりごみ排出量 | g/人日 | 789 | 819 | 達成 (-30g) |

▼図表 3-42 前計画におけるごみ排出目標並びに実績値



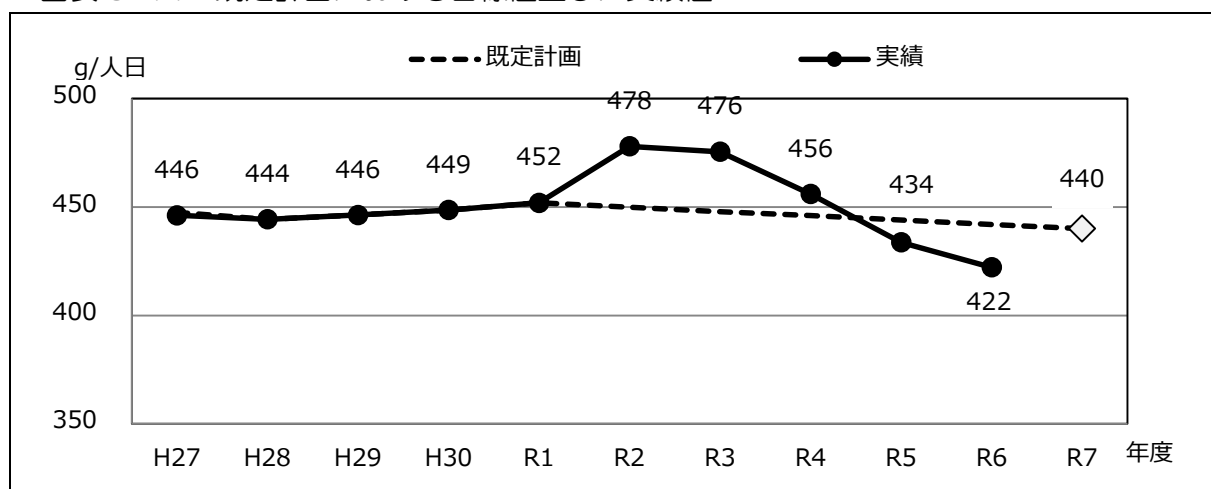
1-3 家庭ごみ一人1日当たりごみ排出量(資源ごみを除く)

家庭ごみ一人1日当たりごみ排出量は令和元年をピークに、その後減少し令和6年度実績は422g/人日と、既定計画目標値を達成しています。

▼図表 3-43 既定計画におけるごみ減量目標(家庭ごみ)

| 項目 | 単位 | 実績 | 目標 | 達成状況 |
|----------------------|------|-----|-----|--------------|
| | | R6 | R7 | |
| 家庭ごみ一人1日当たり ごみ排出量 | g/人日 | 422 | 440 | 達成 (-18g) |

▼図表 3-44 既定計画における目標値並びに実績値



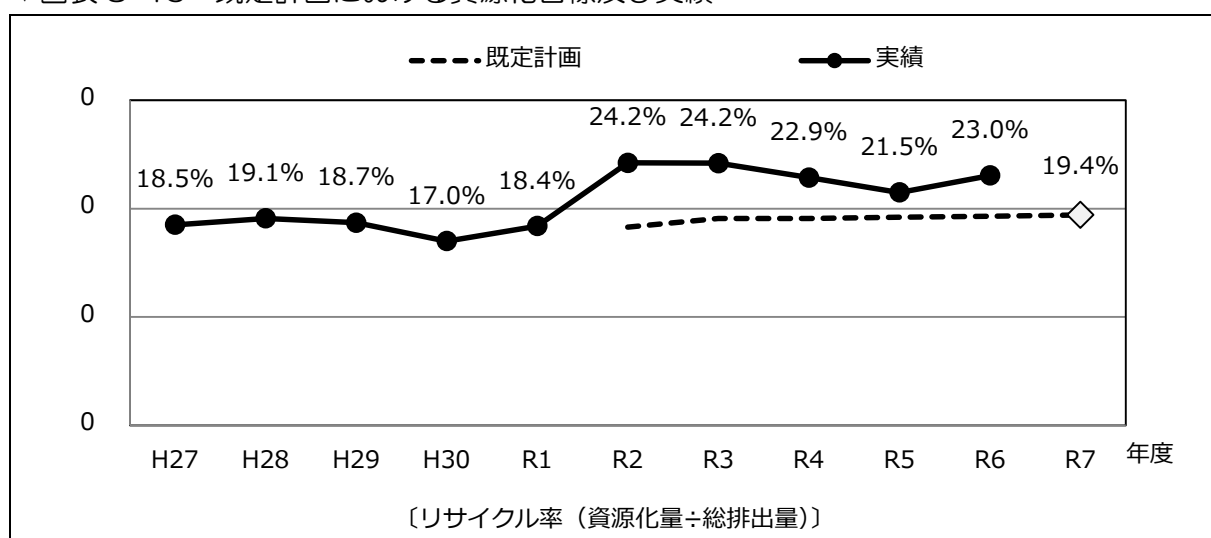
1-4 資源化目標

既定計画では、ごみ総排出量が減量することにより、令和7年度におけるリサイクル率を19.4%としていましたが、令和6年度のリサイクル率は23%であり、既定計画目標値を達成しています。

▼図表 3-45 既定計画における資源化目標

| 項目 | 単位 | 実績 | 目標 | 達成状況 |
|--------|----|------|------|---------------|
| | | R6 | R7 | |
| リサイクル率 | % | 23.0 | 19.4 | 達成 (3.6 増) |

▼図表 3-46 既定計画における資源化目標及び実績



1-5 最終処分目標

既定計画では、減量化・資源化目標達成後の最終処分量及び最終処分率は計画年度までゼロを維持するとあり、現状も継続して目標を達成しています。

▼図表 3-47 既定計画における最終処分目標

| 項目 | 単位 | 実績 | 目標 | 達成状況 |
|-------|----|-----|-----|------|
| | | R6 | R7 | |
| 最終処分率 | % | 0.0 | 0.0 | 達成 |

2. 国・沖縄県の目標値との比較

2-1 国の目標

(1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものとしており、令和 6 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略としての計画として改定されています。

▼図表 3-48 一般廃棄物に関する指標（抜粋）

| 指 標 | 目標年度 | 数値目標 |
|-------------------------|----------|---------------------------|
| 一人 1 日当たりごみ焼却量 | 令和 12 年度 | 約 580 g |
| 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合 | 令和 9 年度 | 46% |
| 長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合 | 令和 9 年度 | 100% |
| 一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数 | 令和 12 年度 | 令和 2 年度の水準 (22 年分) を維持 |

出典：第五次循環型社会形成推進基本計画

(2) 国の基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の全部が令和 5 年 6 月に変更されました。

▼図表 3-49 一般廃棄物の減量化の目標量

| 区 分 | 目標年度 | 目標値 |
|--------------------|---------|--------------------|
| 排出量 | 令和 7 年度 | 約 16%削減（平成 24 年度比） |
| 最終処分量 | 令和 7 年度 | 約 31%削減（平成 24 年度比） |
| 出口側の循環利用率 | 令和 9 年度 | 約 28% |
| 一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 | 令和 7 年度 | 約 440 g |

注) 1. 「家庭系ごみ排出量」＝「生活系ごみ」－「集団回収量」－「資源ごみ」－「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」

2. 一般廃棄物の出口側の循環利用率：一般廃棄物の排出量に対する資源の循環利用量の割合

出典：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、令和5年6月に廃棄物処理法に基づき、令和5年度から令和9年度までの廃棄物処理施設整備計画が策定されています。

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法第5条の3に基づき、5年ごとに策定されるものです。

▼図表 3-50 一般廃棄物に係る指標及び目標

【一般廃棄物に係る指標及び目標】

- ◇ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）
20%（令和2年度）→28%（令和9年度）
- ◇一般廃棄物最終処分場の残余年数 令和2年度の水準（22年分）を維持
- ◇期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値
20%（令和2年度）→22%（令和9年度）
- ◇廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合
41%（令和2年度）→46%（令和9年度）
- ◇浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 58%（令和2年度）→76%以上（令和9年度）
- ◇先進的省エネ型浄化槽導入基数
家庭用 33万基（令和2年度）→75万基（令和9年度）
中・大型 9千基（令和2年度）→27千基（令和9年度）

出典：廃棄物処理施設整備計画

2-2 県の目標

沖縄県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して令和4年3月に「沖縄県廃棄物処理計画(第五期)」を策定しています。沖縄県廃棄物処理計画(第四期)の達成状況、沖縄県の廃棄物を取り巻く現状や課題等を踏まえ、令和3年度から令和7年度を対象期間としています。

▼図表 3-51 県の目標値

| 区 分 | 目標年度 | 目標値 |
|------------------|-------|----------------|
| 排出量 | 令和7年度 | 11%削減（令和元年度比） |
| 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 | 令和7年度 | 0.2%削減（令和元年度比） |
| 再生利用量 | 令和7年度 | 94千t（22.0%） |
| 最終処分量 | 令和7年度 | 21千t（4.9%） |

注）一人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝（「生活系ごみ」－「集団回収量」－「計画収集量のうちの資源ごみ」－「直接搬入量のうちの資源ごみ」）÷総人口（外国人を含む）÷365日（令和元年度は366日）

出典：沖縄県廃棄物処理計画（第五期）

2-3 国及び県の目標値との比較

本計画の上位計画にあたる国及び県の目標値と本市実績値の比較を以下に示します。

排出量について、本市の実績(令和 6 年度)は、廃棄物処理法に基づく基本方針及び沖縄県廃棄物処理計画(第五期)における目標値のいずれも未達成となっています。

一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)について本市の実績(令和 6 年度)、廃棄物処理法に基づく基本方針及び沖縄県廃棄物処理計画(第五期)における目標値のいずれも達成となっています。

一人 1 日当たりごみ焼却排出量(資源ごみを除く)について、本市の実績(令和 6 年度)は、廃棄物処理法に基づく基本方針及び循環型社会形成推進基本計画における目標値は未達成となっています。

再生利用率について、本市の実績(令和 6 年度)は、廃棄物処理法に基づく基本方針及び沖縄県廃棄物処理計画(第五期)における目標値のいずれも未達成となっています。

最終処分量について、本市の実績(令和 6 年度)は、廃棄物処理法に基づく基本方針及び沖縄県廃棄物処理計画(第五期)における目標値にいずれも下回っている結果となっています。

▼図表 3-52 国及び県の一般廃棄物に関する目標値との比較

| 項目 | 本市 | 国の目標 | | 県の目標 |
|-----------------------------------|----------------------------|-------------------------|------------------|--------------------|
| | | 廃棄物処理法に基づく基本方針 | 第五次循環型社会形成推進基本計画 | 沖縄県廃棄物処理計画(第五期) |
| 目標年度 | R6 年度 | R12 年度 | R12 年度 | R7 年度 |
| 排出量 | 対 R1 : 4.9% 対 R4 : 4.6% | R4 年度比 約 9%削減 | - | R1 年度比 11%削減 |
| | | 未達成 | - | 未達成 |
| 一人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く) | 422g | 約 478g | - | 約 489g (0.2%削減) |
| | | 達成 | - | 達成 |
| 一人 1 日当たり ごみ焼却量 | 692g | 580g R4 年度比 15%削減 | 580g | - |
| | | 未達成 | 未達成 | - |
| 再生利用 | 23% | 約 26% | - | 22% |
| | | 未達成 | - | 達成 |
| 最終処分 | 0t | 令和 4 年度比 約 5%削減 | - | 排出量の 4.9% |
| | | 達成 | - | 達成 |

3. 全国の平均値及び類似団体の平均値との比較

国では、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて循環型社会形成、経済性から客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を設けています。本市のごみ処理について「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、令和5年度実績を基に比較評価を行いました。

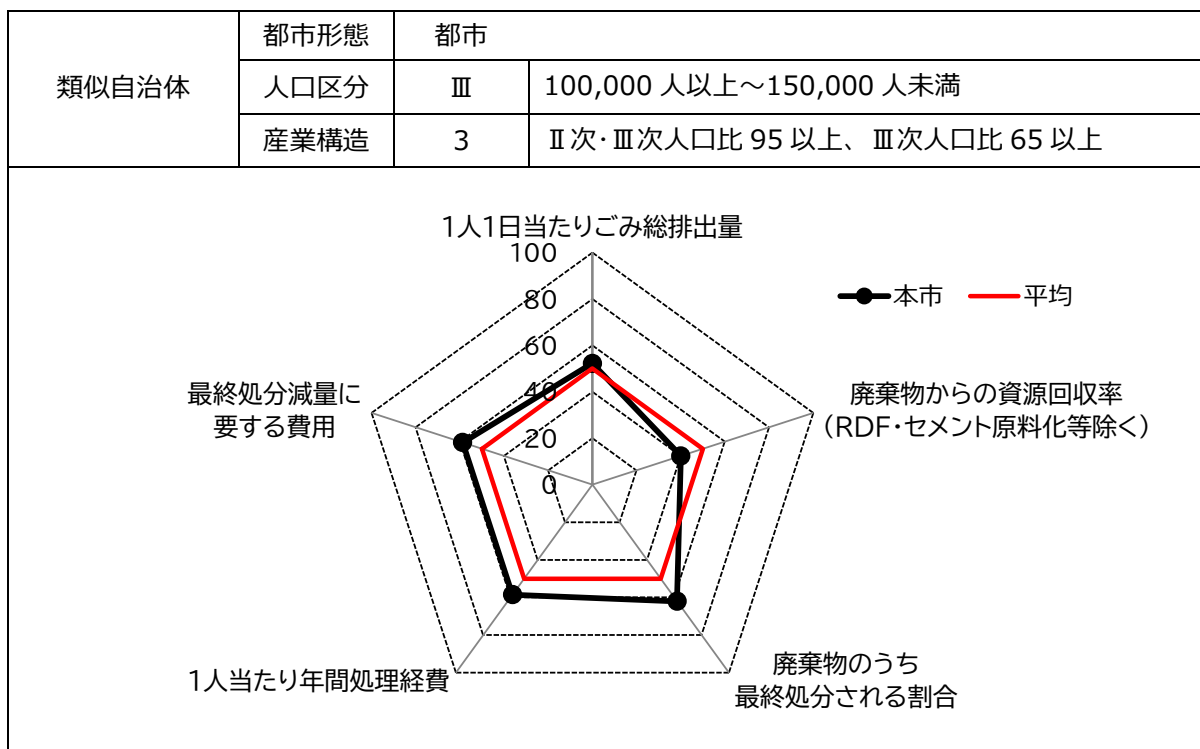
▼図表 3-53 指標

| 指標 | | 計算方法 | 指数の見方 |
|---------|---------------------------------|---|------------------------------|
| 循環型社会形成 | 一人1日当たりのごみ総排出量 | $(\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量}) \div \text{計画収集人口} \div 365 \text{日}$ (又は 366 日) | 指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。 |
| | 廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) | $\text{総資源化量} \div (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量})$ | 指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。 |
| | 廃棄物のうち最終処分される割合 | $\text{最終処分量} \div (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量})$ | 指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。 |
| 経済性 | 1人当たり年間処理経費 | $\text{廃棄物処理に要する総費用} \div \text{計画収集人口}$ | 指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。 |
| | 最終処分減量に要する費用 | $(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{総ごみ排出量} - \text{最終処分量})$ | 指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。 |

本市と産業構造が類似する自治体との比較評価を行いました。類似自治体平均値を偏差値 50 とし、レーダーチャートに示される面積が大きいほど良好な状態であることを示します。

本市は5つの指標のうち一人1日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用の4項目において、類似都市平均値よりも良好な結果となっています。一方で、廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)の項目の偏差値は40.1となり、類似都市平均値よりも下回っている果となっています。

▼図表 3-54 全国類似自治体との比較（令和5年度実績）



| 自治体 | 一人1日当たりのごみ総排出量 (g/人日) | 廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) | 廃棄物のうち最終処分される割合 | 1人当たり年間処理経費 (円/人年) | 最終処分減量に要する費用 (円/t) |
|------------|-----------------------|------------------------------|-----------------|--------------------|--------------------|
| 平均 | 823 | 19.2 | 5.7 | 14,455 | 48,306 |
| 最大 | 1,151 | 44.9 | 18.2 | 25,392 | 80,104 |
| 最小 | 595 | 7.0 | 0.0 | 8,267 | 25,749 |
| 標準偏差 | 113 | 8.0 | 4.7 | 3,637 | 10,833 |
| 浦添市 | 798 | 11.3 | 0.0 | 11,360 | 38,890 |
| 偏差値 | 52.2 | 40.1 | 62.1 | 58.5 | 58.7 |

注) 類似自治体とは、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールで本市と産業構造が類似した自治体
 偏差値：平均点からどれだけ離れているかを数値で表したもの。平均点を偏差値 50 として、平均点より高ければ 50 より大きく、平均点より低ければ 50 より小さくなる。
 令和5年度実態調査票に基づいて算出された結果であるため、本計画で整理している人口やごみ量とは必ずしも一致しない。

第3節 ごみ処理に関する課題

本市のごみ処理に関する問題点・課題は、以下のとおりです。

1. ごみの排出抑制の課題

1-1 排出抑制活動の推進(市民・事業者による発生・排出抑制等について)

排出抑制活動は、市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割に応じて取り組んでいく必要があります。そのため、市民はごみを出さない工夫や分別排出の徹底、リサイクル活動への自主的参加などの環境に配慮した行動が重要です。また、製品を製造・販売する事業者は、拡大生産者責任の考え方のもと、製品のライフサイクル全体にわたる責任を果たすためのシステムを構築することが重要です。排出事業者は、廃棄物排出量の抑制、ごみ分別の徹底による資源化への取組が求められます。行政は、市民や事業者に対してごみ排出抑制のため広報・啓発活動を積極的に行っていくとともに、ごみ排出量の把握、管理を行っていきます。

1-2 市民、事業者、行政の三者による連携の促進

適正なごみ処理やごみの減量・リサイクルを推進するためには、市民・事業者・行政の三者による連携が重要であるため、情報共有や意識向上イベントなどの啓発事業を実施し連携を強化することが必要です。

1-3 一般廃棄物排出事業者等排出量の把握

本市のごみの排出抑制対策を講ずるため、事業系一般廃棄物排出事業者等の排出量を把握する必要があります。

1-4 生ごみ処理容器等助成の推進

本市では、家庭に設置する生ごみ処理容器等に対する助成が実施されており、今後も生ごみの減量を進めるために、利用状況の確認や生ごみ処理容器等の利用を促進させるための講習会、購入後の継続的な利用を促すための啓発活動などを実施する必要があります。

1-5 ごみ処理手数料の見直し

本市では、ごみ処理の有料化を実施しており、ごみ処理に費用負担の公平化を図ってきました。ごみ排出量の推移を踏まえながら、処理原価及び近隣市町村との料金バランスを図ったごみ処理手数料の見直しを行う必要があります。

1-6 食品ロス関連

日本において、令和 5 年度にまだ食べられるのに様々な理由によって捨てられる「食品ロス」の排出量は、年間 464 万 t、一人 1 日当たり約 102g と推定されます。食品ロスがもえるごみとして排出されると、ごみ処理の費用がかかり、焼却によるCO₂排出等による環境負荷につながります。

令和元年 10 月には「食品ロス削減推進法」が施行されたことをうけ、もえるごみの減量を図るため、手付かず食品や食べ残し等の食品ロスの削減に向けた取組を実施する必要があります。

2. 資源化の課題

2-1 分別の徹底

もえるごみの中には資源化可能な紙類や木等が混入しています。ごみ組成調査を実施することによってもえるごみ中に含まれている資源化可能なごみの割合を把握し、分別徹底の啓発を進める必要があります。

もえないごみについても適正な分別について啓発し、資源化をさらに推進することが必要です。

ごみの分別徹底することで、ごみを減らし、資源になるものを効率的に集めることができるため、分別方法をわかりやすく周知することで市民の理解を深め、適正排出に向けた取組を推進することが必要です。

2-2 集団回収の奨励

本市の支援のもとで行う集団回収は実施していませんが、ごみ減量化・資源化の推進のため、市民団体が行う集団回収について補助金制度などを検討する必要があります。

2-3 資源物の抜き取り対策

本市では、分別して排出されたごみの適正な収集・運搬、処理システムを構築しているが、近年、資源物回収日に委託収集業者以外の者が持ち去る行為が行われています。これらは、分別やリサイクルに対する意識の低下やごみ処理経費に充当される売却収入の減収に止まらず、適正な再生利用が行われているかが把握できないという問題を生み出しています。本市では、資源物の持ち去り防止を図っていく必要があります。

2-4 新たな資源化の推進

プラスチック資源循環促進法の施行により、市町村に対して排出抑制やプラスチック製品のリサイクルなど、プラスチックの3R+Renewableの促進が求められています。

本市が実施しているもえるごみの組成調査結果では、プラスチック類が20～28%含まれています。本市においてもプラスチックごみの減量をはかるため、プラスチック製容器包装やプラスチック製品の分別・リサイクルについて検討していく必要があります。

紙おむつは、環境省が資源化ガイドラインを公表し、今後も超高齢社会が進む中で使用量の増加が見込まれることから、最適な処理手法等について検討する必要があります。

布類については、現在市での分別収集を行っていませんが、ごみ減量化・資源化の推進のため、収集・運搬方法について調査・検討を行う必要があります。

2-5 小型家電の取扱い

本市では小型家電は、10kg以下でもえないごみ袋に入る大きさものを分別収集しています。

小型家電には、金や銀、レアメタルなどの貴重な資源が含まれており、資源循環の観点からも、再資源化を推進する必要があります。また、小型家電には、リチウムイオン電池などの有害物質が含まれているため、小型家電とリチウムイオン電池は適切に分部して排出するなど啓発の徹底が必要です。

3. 収集・運搬の課題

3-1 安定した収集・運搬体制の整備

家庭から排出されるごみについては、市が責任をもって適正かつ円滑に収集・運搬していくための体制を維持していかなければなりません。効率的なごみ収集を行うためには、収集ルート of 最適化が不可欠です。収集ルートの最適化を図ることで、収集時間を短縮し、燃料費や人件費を削減することができます。

また、ごみの適切な分別や排出が困難な高齢者世帯等への対策が必要です。

3-2 分別区分の見直し

分別区分の見直しについては、市民や事業者の負担感などにも配慮しつつ、技術革新や国の動向など社会情勢の変化を注視しつつ、必要とされる時期に分別区分の見直しを検討していきます。

3-3 多様化するニーズへの対応

人口減少や高齢化社会を踏まえ、ごみの分別や持ち出すことが困難な高齢者等への対応の検討について、福祉施策との調整が重要です。また、多様化する市民のニーズに対応するため、インターネットなどを活用した収集依頼(粗大ごみ等)などについて検討が必要です。新クリーンセンター供用開始後に再開する直接搬入ごみの支払いについて、市民の利便性向上の観点からキャッシュレス決済の導入についての検討が必要です。

3-4 環境に配慮した収集運搬体制の整備

地球温暖化防止の取組を進めるため、廃棄物の収集運搬の車両に、低公害車や省エネルギー車の導入を検討していく必要があります。

3-5 ごみ処理経費

将来的に人口減少や少子高齢化が進むことを踏まえると、現状の収集運搬体制を維持していくのは困難になります。市民サービスを維持するためには、社会情勢の変化に合わせた経済性、効率性、合理的な収集運搬体制について、適宜見直していくことが必要です。

4. 処理・処分の課題

4-1 処理施設の適正管理

浦添市クリーンセンターや浦添市リサイクルプラザについては、適切な維持管理を行い、ごみの安定的な処理の継続が必要です。また、新クリーンセンターの整備に伴い、現浦添市クリーンセンターの解体についても検討する必要があります。

4-2 リサイクルプラザの効率的・効果的な管理・運営

リサイクルプラザは令和7年度で供用開始後26年を迎え、老朽化が進んでいるため、今後、大規模な改修か建て替えを検討する必要があります。現在、缶・ビン・ペットボトルはカゴで一括回収していますが、その過程で汚れが混ざってしまい、受け入れ先から難色を示されるといった問題が生じており、施設(工場棟)の建て替え等について検討する必要があります。

4-3 最終処分ゼロの継続

本市は、最終処分場を有していないことから、今後も最終処分場ゼロの処理体制の継続を行っていく必要があります。

4-4 直接搬入への対応

現浦添市クリーンセンターでは施設配置の関係から直接搬入ごみの受け入れが困難な状況であるため、現状では直接搬入ごみを原則として受け入れていません。

しかしながら、住民サービスの向上の観点から、新クリーンセンター稼働時には直接搬入ごみの受け入れを検討する必要があります。

4-5 緊急時における近隣のごみ処理施設との連携

大規模な災害や事故等の緊急時に迅速かつ的確な対応を行うためには、県内の近隣ごみ処理施設との相互支援体制や民間事業者との連携強化など広域的な協力体制を築く必要があります。

5. 広域的取組みの課題

5-1 近隣市町村との連携等による広域的取組の推進等

本市では、令和11年度の供用開始を目指して、新クリーンセンターを整備しています。新クリーンセンターでは、中城村と北中城村からのごみを受け入れ、広域的に処理を行います。今後は、中城村及び北中城村と連携して、安定したごみ処理を目指すとともに、ごみの減量化及び資源化を推進する必要があります。

5-2 広域化実施に伴う温室効果ガス排出の見込み

近隣市町村と連携して、広域化を進める中で温室効果ガスの排出量を削減し、環境保全に努める必要があります。

6. その他の課題

6-1 住民に対する広報・啓発活動

ごみの発生抑制とリサイクル推進は、持続可能な社会を築く上で不可欠な要素であり、これらの取組を効果的に進めるためには、市民・事業者・行政が一体となって情報共有を図ることが重要です。本計画で示す各種施策について、市民への情報提供方法を明確にした上で、効果のある周知徹底を図る必要があります。

6-2 再生利用品の需要拡大

環境負荷の小さな製品・サービスの優先的な利用を促進するため、市は率先してグリーン購入を行うとともに、市民・事業者へ再生品のメリットや重要性を積極的に広報し、普及促進を図る必要があります。

6-3 不法投棄ごみへの対策

市民への啓発活動や指導、巡回などの不法投棄の監視体制の強化や、不適正処理に対する罰則の強化など、対策を講じる必要があります。

6-4 適正処理困難物等(在宅医療廃棄物も含む)への対応

適正処理困難物等については、適正処理を推進するため、関係機関や民間業者と連携して処理体制を構築し、市民への情報提供などを継続的に行う必要があります。

6-5 災害時の廃棄物処理に対する対応

台風や地震等の自然災害や新型コロナウイルス等様々なリスクに対し、事業継続のための事前の備えが必要となっています。大規模災害発生時に発生する大量の廃棄物については、「浦添市災害廃棄物処理計画(令和6年6月策定)」に基づき適正・迅速な処理を行う必要があります。また、国や県の関連指針、本市の地域防災計画などの改定に合わせ、本計画も適宜見直しを行う必要があります。

6-6 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費について、一般廃棄物処理システム評価及び近隣市との比較を見ると、本市のごみ処理経費はいずれも平均より低い状況にあります。ごみ量あたりの処理経費や1人あたりの処理経費は概ね横ばい傾向を示しています。今後のごみ処理の合理化や効率化を図り、ごみ処理経費の抑制に継続して取り組むことが必要です。

6-7 地域に関する諸計画との関連

ごみ処理基本計画の推進にあたっては、市の「総合計画」や「環境基本計画」、沖縄県の廃棄物処理計画等の上位計画との整合を図る必要があります。

第4節 基本理念と基本方針

1. 基本理念と基本方針


第5次浦添市総合計画では、環境に関するまちづくりの理念として「安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしい美らまち～」を掲げています。従来の処理・処分を中心としたシステムから、ごみを減量し、有効利用を図っていくシステム、いわゆる「循環型社会」の形成を目指します。

本計画では、既定計画の基本理念と基本方針を継承します。

▼図表 3-55 基本理念と基本方針

安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市

～自然と共生するやさしい美らまち～



基本方針 1: 市民・事業者・行政の協働の実現

市民・事業者・行政がそれぞれの立場での役割分担と協働により循環型社会を形成する。

基本方針 2: 4R(Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)運動の推進

Refuse（リフューズ：発生抑制）、Reduce（リデュース：排出抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）を推進する。

基本方針 3: 安定かつ効率的で環境負荷が少ないごみ処理の推進

安定かつ効率的なごみ処理体制の確保及び環境負荷の低減を目指した、リサイクルを主としたごみ処理を推進する。

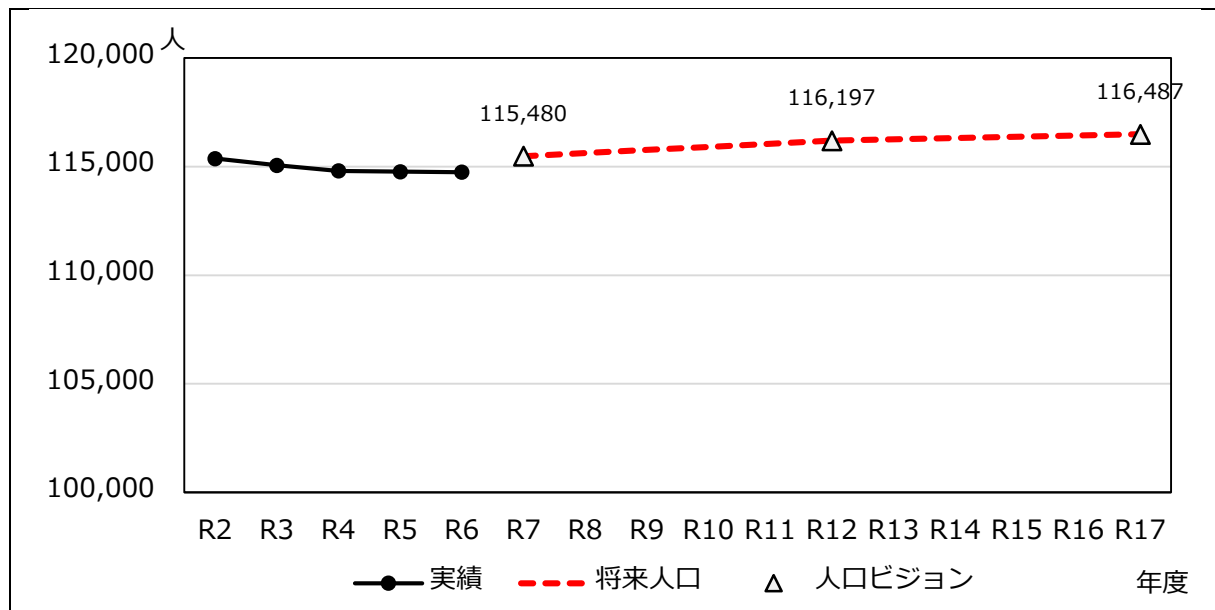
2. 人口及びごみ排出量の見込み

2-1 人口の将来見込み

本計画における人口の将来見込みは、浦添市人口ビジョン(2024年度改訂版)(令和7年3月に改訂)(以下「人口ビジョン」という。)の数値を参考に設定しました。

人口ビジョンでは、効果1～3がシミュレーションされており、本計画では、キャンプキンザーにおける転入人口を見込んだ効果3を採用します。

▼図表 3-56 人口の将来見込み



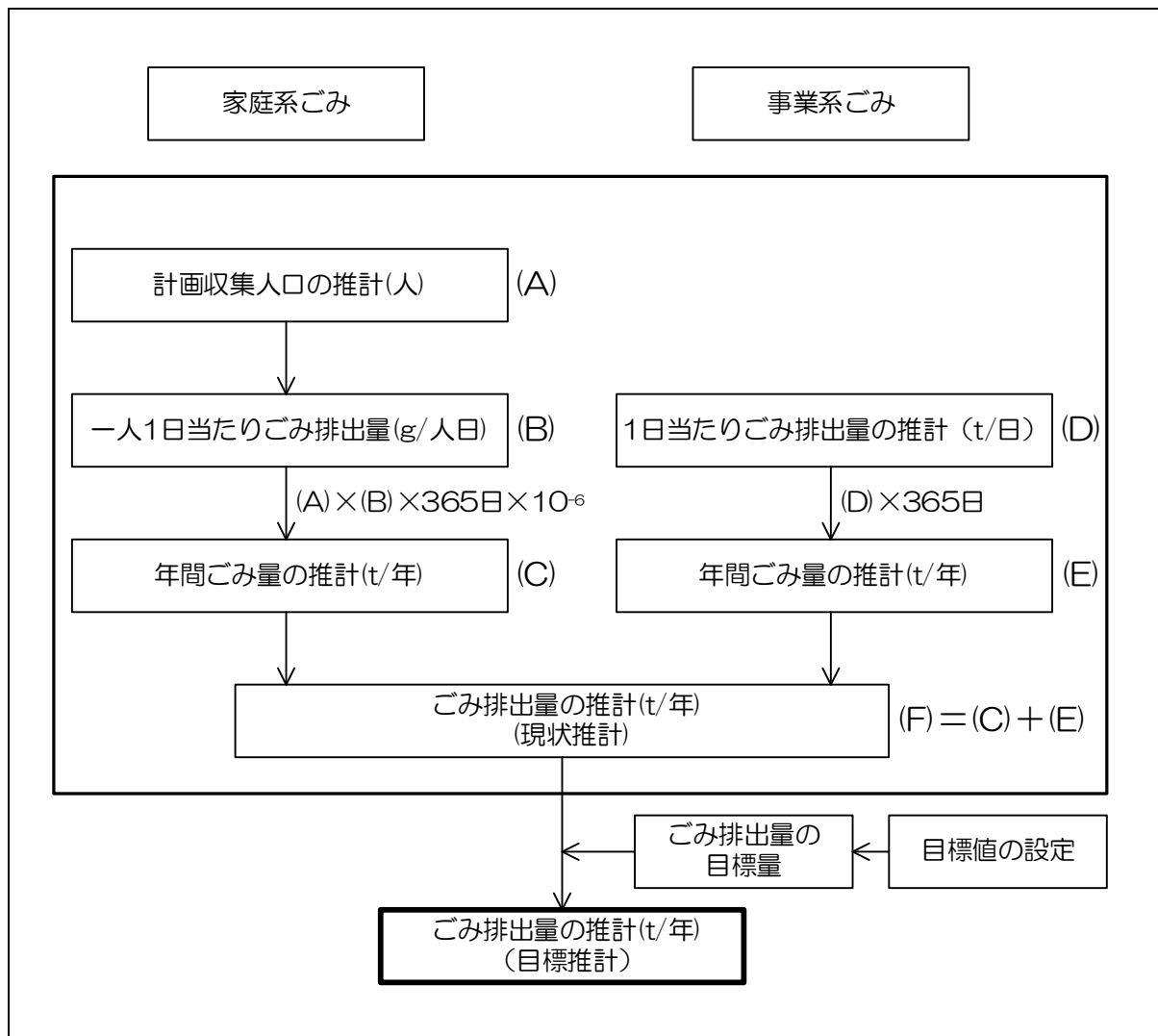
2-2 ごみ排出量の推計方法

ごみ排出量の将来予測は図 3-57 に示す手順にしたがい、現状のまま推移した場合の将来排出量の予測(現状推計)を行った後、減量目標を達成した場合の将来排出量の予測(目標推計)を行います。

ごみ排出量の将来見込みについて、収集ごみでは、一人 1 日当たりのごみ排出量を基に将来推計を行った上で、本市の人口の将来推計結果を乗じることにより算出します。

また、事業系ごみでは、1日当たりのごみ排出量を基に将来推計を行うことにより算出します。

▼図表 3-57 ごみ排出量の将来見込み



2-3 ごみ排出量等の将来見込み(現状推計)

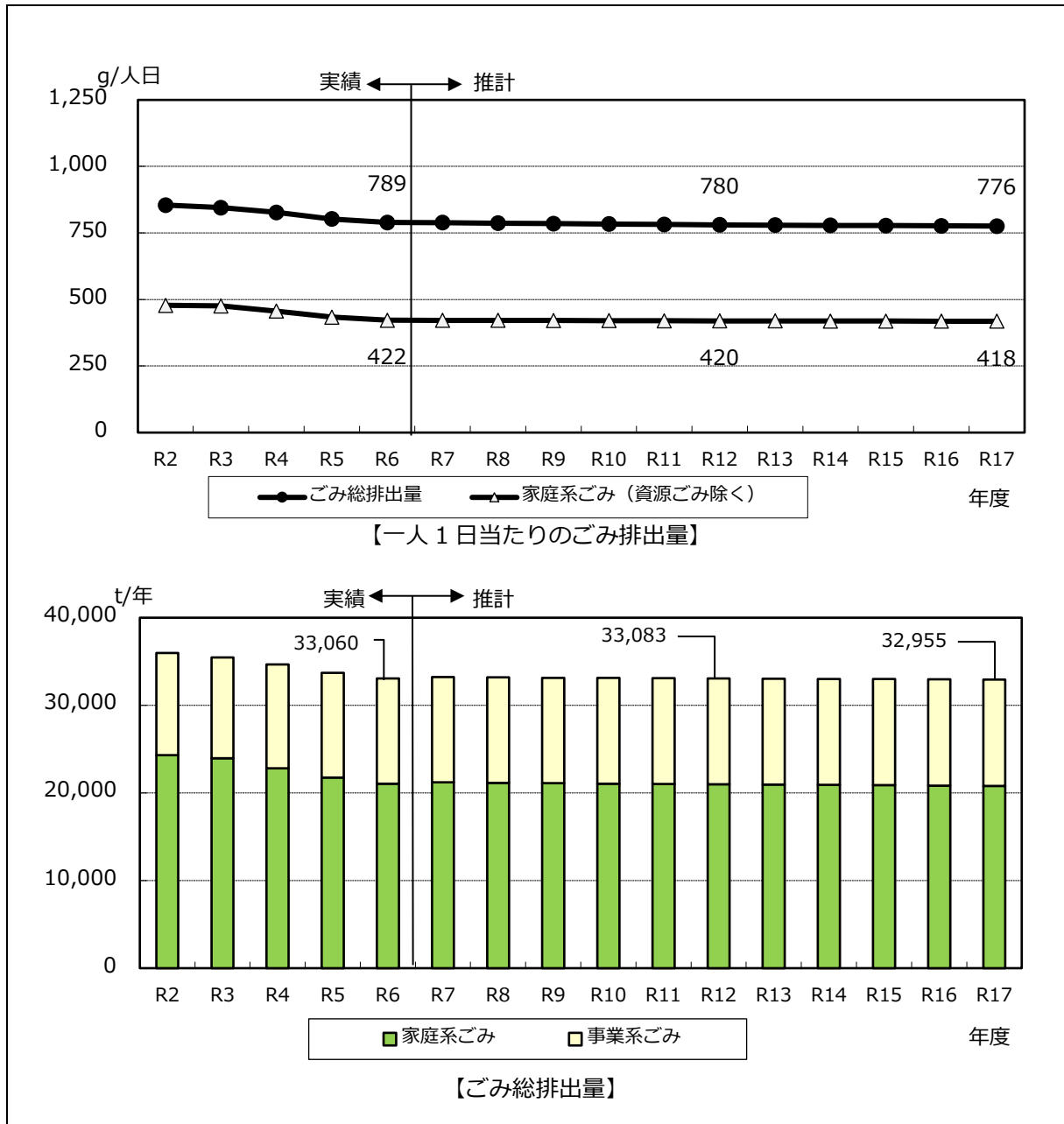
ごみ排出量の推計は、排出量実績の推移の傾向が今後も続くものとして、将来の数値を予測します。トレンド法による推計の結果、家庭系ごみは減少する見込みですが、事業系ごみは若干増加となる見込みです。家庭系と事業系を合わせた総排出量は概ね横ばいと予測されます。

一人 1 日当たりの排出量で見ると、総排出量は減少していますが、家庭系ごみは横ばい傾向になります。

▼図表 3-58 (1) ごみ排出量の将来見込み(現状推計)

| | | 実績 推計 → | | | | | | 中間目標 | 目標 | |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 年度 | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R17 | |
| 行政区域内人口 | 人 | 114,803 | 115,480 | 115,623 | 115,766 | 115,909 | 116,052 | 116,197 | 116,487 | |
| 計画収集人口 | 人 | 114,747 | 115,424 | 115,567 | 115,710 | 115,853 | 115,996 | 116,141 | 116,431 | |
| 家庭系ごみ | t/年 | 21,052 | 21,208 | 21,154 | 21,108 | 21,070 | 21,029 | 21,003 | 20,815 | |
| | g/人日 | 502.6 | 503.4 | 501.5 | 499.8 | 498.3 | 496.7 | 495.5 | 489.8 | |
| | 燃えるごみ | t/年 | 16,280 | 16,363 | 16,367 | 16,378 | 16,386 | 16,393 | 16,405 | 16,404 |
| | 燃えないごみ | t/年 | 576 | 573 | 569 | 566 | 562 | 559 | 555 | 540 |
| | 粗大ごみ | t/年 | 743 | 746 | 747 | 748 | 748 | 749 | 750 | 752 |
| | 資源ごみ | t/年 | 3,368 | 3,442 | 3,387 | 3,336 | 3,294 | 3,252 | 3,217 | 3,047 |
| | 有害・危険ごみ | t/年 | 85 | 84 | 84 | 80 | 80 | 76 | 76 | 72 |
| | 事業系ごみ | t/年 | 12,008 | 12,025 | 12,036 | 12,046 | 12,061 | 12,071 | 12,080 | 12,140 |
| t/年 | | 32.90 | 32.95 | 32.98 | 33.00 | 33.04 | 33.07 | 33.10 | 33.26 | |
| 燃えるごみ | | t/年 | 11,487 | 11,501 | 11,516 | 11,530 | 11,549 | 11,563 | 11,578 | 11,654 |
| 燃えないごみ | | t/年 | 141 | 139 | 139 | 135 | 135 | 131 | 128 | 120 |
| 粗大ごみ | | t/年 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 資源ごみ | | t/年 | 378 | 380 | 376 | 376 | 372 | 372 | 369 | 361 |
| 環境事業ごみ | | t/年 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ごみ総排出量 (家庭系+事業系) | | t/年 | 33,060 | 33,233 | 33,190 | 33,154 | 33,131 | 33,100 | 33,083 | 32,955 |
| | g/人日 | 789 | 789 | 787 | 785 | 784 | 782 | 780 | 776 | |
| 家庭系ごみ (資源ごみ除く) | g/人日 | 422 | 422 | 421 | 421 | 420 | 420 | 420 | 418 | |

▼図表 3-58 (2) ごみ排出量の将来見込み（現状推計）



3 目標値の設定

3-1 指標の設定

本計画の目標値の指標は既定計画に事業系ごみ排出量を追加した指標とします。

▼図表 3-59 指標の設定

| | |
|--------|---|
| 排出抑制目標 | ●一人1日当たりごみ排出量 = ごみ総排出量 ÷ 年間日数 ÷ 計画収集人口 ●家庭系ごみ（資源ごみを除く）の一人1日当たりごみ排出量 = (家庭ごみ - 資源ごみ) ÷ 年間日数 ÷ 計画収集人口 ●事業系ごみ排出量 |
| 再資源化目標 | ●リサイクル率 = 資源化量 ÷ ごみ総排出量 |
| 最終処分目標 | ●最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 |

3-2 減量化目標

減量化目標は、排出量が多いもえるごみを対象にします。本計画においてはもえるごみに対して、ごみ組成調査結果を参考に削減目標を設定します。

「食品ロス削減推進法」や「プラスチック資源循環促進法」などの施行を受け、手付かず食品や食べ残し等の食品ロス削減やプラスチックごみの減量を図ります。もえるごみ中のプラスチック類、手付かず食品や食べ残しなどの食品ロスや調理くずの排出量を削減することを目標とします。

家庭で取り組みやすい以下の排出抑制の方法を啓発し、事業系ごみについても事業所単位でごみ減量に取り組むよう啓発していきます。

『プラスチック類』

使い捨てプラスチック製品の使用抑制やプラスチック使用量が少ない製品や代替え商品の利用などを行う。

事業所から排出されるプラスチック類は、排出者処理責任の原則により、排出者自らが処理を行う。

『食品ロス』（手付かず食品・食べ残し）

食材は必要な分だけ買い、無駄なものを買わないなどの計画的な買い物を行う。

残っている食材から使い切るなどを心がける。

食事の量はちょうどよい量をつくる、作り過ぎて残った料理は、リメイクやアレンジして食べきるなどを行う。

事業所は在庫管理の徹底や消費者啓発の提示等を行う。

フードバンクやフードドライブを利活用する。

『調理くず』

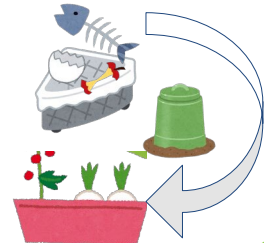
調理くずは、堆肥化して利用し、ごみとして出す時は水切りを徹底する。

野菜の皮や根などはエコクッキングに利用する。

～ ごみ減量ワンポイントアドバイス ～

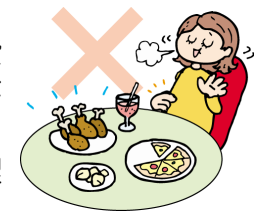
生ごみは、ごみ袋に入れる前に簡単な水切りを！！

- ❖ 生ごみは多くの水分を含んでおり簡単な水切りを行うことでごみ減量につながります。
- ❖ 水切りを行うことにより悪臭の発生抑制につながります。
- ❖ 生ごみ処理機器やコンポストで堆肥化し、家庭菜園などに利用しましょう。



不要な食品の購入を控える！！

- ❖ 不要な食品の購入を控えることにより、不要な出費を抑えることができるとともに、ごみの減量につながります。
- ❖ エコクッキングを心掛け、食べ残しのない量を調理しましょう。



3-3 資源化目標

もえるごみ中に混入している紙類を家庭系ごみは資源ごみへ移行させます。事業系ごみについては自らが資源化するように指導し、資源化を推進します。

『紙類』（新聞・折込みちらし、雑誌・本、段ボール、紙パック、紙製容器など）
資源可能な紙類は、分別徹底し、資源ごみとして収集に出すことで資源化する。
事業者は、自ら資源化業者へ引渡しを行う。

～ リサイクルのすすめ ～

資源ごみは分別してリサイクルへ！！

- ❖ 資源ごみは適正に分別して、それぞれの指定の収集日に出したり拠点回収を利用することにより「燃えるごみ」「燃えないごみ」の減量につながります。
- ❖ 資源ごみで出すことで、それぞれの指定袋の購入を控えることができます。
- ❖ プラ製容器包装などひと手間かけて、きれいに洗って資源化しましょう。



3-4 目標値

本市の一人 1 日当たりごみ排出量は減少傾向であるが、食品ロス対策の強化や適正分別の徹底など、更なるごみ減量の推進を図ることで、現行の目標値(838g/人日)より上方修正します。

令和12年度(中間目標年度)及び令和 17 年度(計画目標年度)の目標値については以下の通りです。

▼図表 3-60 目標値

| | 単位 | 令和 6 年度 現状 | 令和 12 年度 中間目標値 | 令和 17 年度 目標値 | 削減 対現状 |
|-------------------------------------|------|---------------|-------------------|-----------------|-----------|
| 一人 1 日当たりごみ 排出量 | g/人日 | 789.3 | 772 | 758 | 約 32g 削減※ |
| 家庭系ごみ一人 1 日 当たりごみ排出量 (資源ごみ除く) | g/人日 | 422.2 | 416 | 411 | 約 11g 削減 |
| 事業系ごみ排出量 | t/年 | 12,008 | 11,718 | 11,432 | 576t 削減 |
| リサイクル率 | % | 23.0% | 約 23% | 約 23% | - |
| 最終処分率 | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | - |

※削減量は、目標値（整数表示）の算出根拠となる推計値を用いて計算

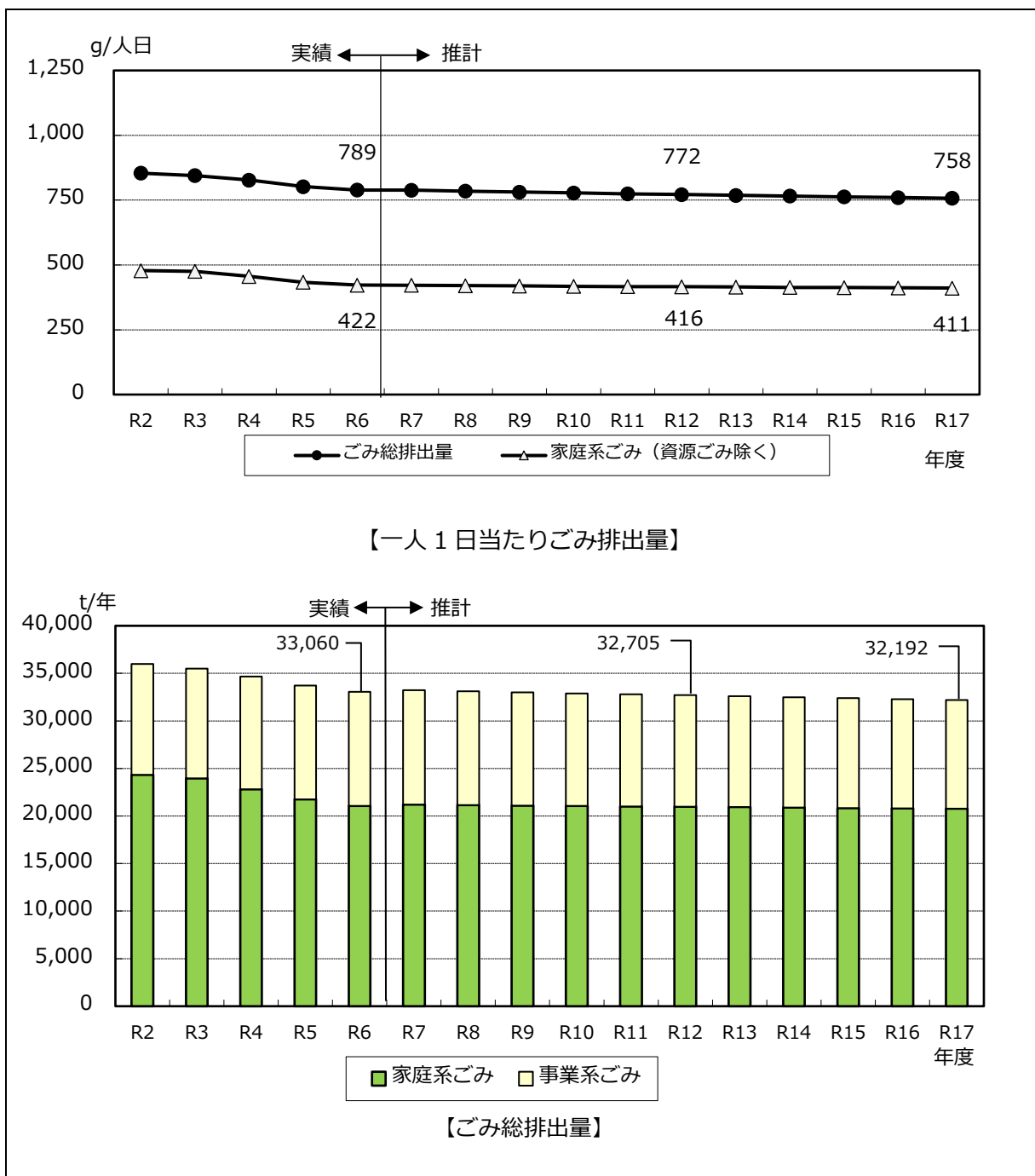
3-5 減量化・資源化目標達成後のごみ排出量等の将来見込み

減量化・資源化目標達成後の将来ごみ排出量の結果は以下のとおりです。

▼図表 3-61 (1) 目標達成後の推計結果

| | | 実績 推計 → | | | | | | 中間目標 | 目標 |
|---------------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年度 | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R17 |
| 行政区域内人口 | 人 | 114,803 | 115,480 | 115,623 | 115,766 | 115,909 | 116,052 | 116,197 | 116,487 |
| 計画収集人口 | 人 | 114,747 | 115,424 | 115,567 | 115,710 | 115,853 | 115,996 | 116,141 | 116,431 |
| 家庭系ごみ | t/年 | 21,052 | 21,208 | 21,153 | 21,099 | 21,057 | 21,012 | 20,987 | 20,760 |
| | g/人日 | 503 | 503 | 502 | 500 | 498 | 496 | 495 | 489 |
| 燃えるごみ | t/年 | 16,280 | 16,363 | 16,320 | 16,302 | 16,280 | 16,262 | 16,249 | 16,094 |
| 燃えないごみ | t/年 | 576 | 573 | 569 | 566 | 562 | 559 | 555 | 540 |
| 粗大ごみ | t/年 | 743 | 746 | 747 | 748 | 748 | 712 | 712 | 714 |
| 資源ごみ | t/年 | 3,368 | 3,442 | 3,433 | 3,403 | 3,387 | 3,366 | 3,357 | 3,302 |
| 有害・危険ごみ | t/年 | 85 | 84 | 84 | 80 | 80 | 76 | 76 | 72 |
| 直接搬入ごみ | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | 38 | 38 |
| 事業系ごみ | t/年 | 12,008 | 12,025 | 11,953 | 11,895 | 11,836 | 11,778 | 11,718 | 11,432 |
| | t/年 | 32.90 | 32.95 | 32.75 | 32.59 | 32.43 | 32.27 | 32.10 | 31.32 |
| 燃えるごみ | t/年 | 11,487 | 11,501 | 11,433 | 11,379 | 11,324 | 11,270 | 11,216 | 10,946 |
| 燃えないごみ | t/年 | 141 | 139 | 139 | 135 | 135 | 131 | 128 | 120 |
| 粗大ごみ | t/年 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 資源ごみ | t/年 | 378 | 380 | 376 | 376 | 372 | 372 | 369 | 361 |
| 環境事業ごみ | t/年 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ごみ総排出量 (家庭系+事業系) | t/年 | 33,060 | 33,233 | 33,106 | 32,994 | 32,893 | 32,790 | 32,705 | 32,192 |
| | g/人日 | 789 | 789 | 785 | 781 | 778 | 775 | 772 | 758 |
| 家庭系ごみ (資源ごみ除く) | g/人日 | 422 | 422 | 420 | 419 | 418 | 417 | 416 | 411 |

▼図表 3-61 (2) 目標達成後の推計結果



第5節 ごみ処理基本計画

1. ごみの排出抑制及び発生抑制のための方策

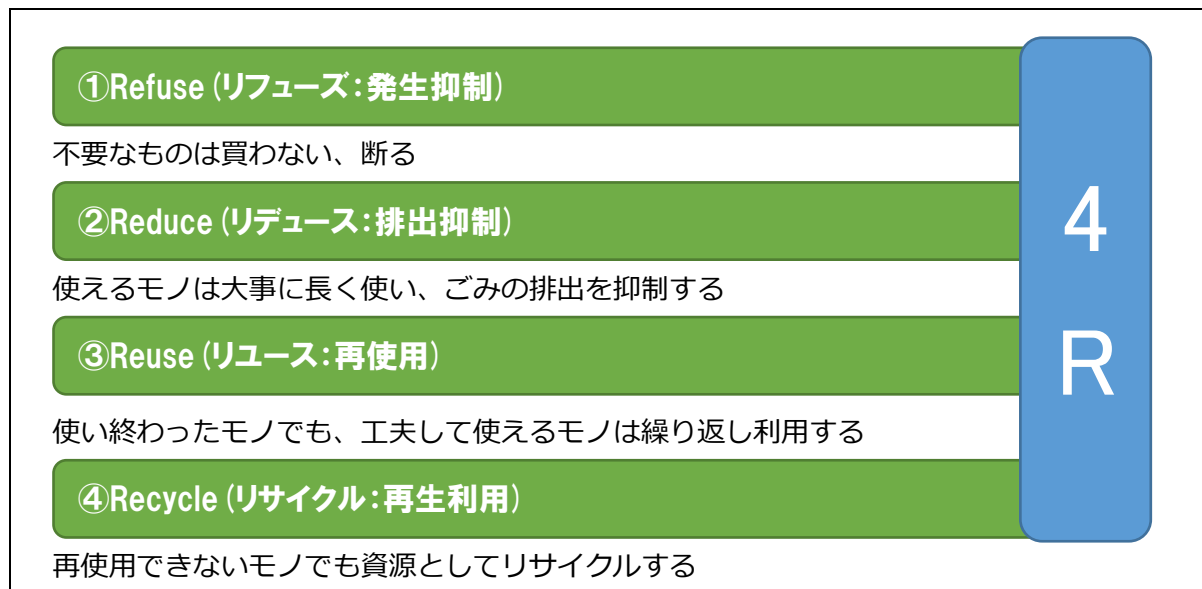
1-1 排出抑制の基本方針

市民・事業者・行政が互いに連携し、基本方針である 4R(Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)を意識して、それぞれが役割と責任を果たしながらごみの排出抑制に取り組み、循環型社会の構築を目指します。

1-2 4R の概要

循環型社会を構築するためには、Refuse(リフューズ:発生抑制)、Reduce(リデュース:排出抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の優先順位で推進し、大量廃棄が大量リサイクルに変わるだけにならないように、努めることが重要です。

▼図表 3-62 4R の概要



1-3 発生抑制に向けた取組

ごみの減量化は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にした上で、お互いが様々な角度から連携し、協力しながら取り組んでいかなければ実効性のあるものにはなりません。ここでは、ごみの 4R 運動を効果的なものとするために、それぞれが行うごみ減量化への具体的な取組を整理します。

(1) 市民が行う取組

① 市民団体による減量化活動

本市で分別収集している品目については、そのルールに従って資源ごみとして出すように努め、資源として再生利用できるものについては、地域の店頭回収や民間の回収サービスを積極的に利用します。また、フリーマーケットやガレージセールの場合を積極的に活用したり、市や民間団体が提供する不用品情報(ウェブサイトや掲示板など)を積極的に利用します。

② 生ごみの減量化・堆肥化

家庭から排出される食品廃棄物の削減を推進し、生ごみの発生を抑制します。また、市の清掃事業の負荷を大幅に軽減する観点から、家庭系ごみで大きな割合を占める生ごみについては、「使いきる」、「食べきる」、「水気をきる」の 3 キリ運動の啓発を行っていきます。生ごみ処理機等を活用して堆肥を作り、循環利用するなど積極的に排出抑制に努めます。

③ 食品ロスの削減

計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなどして残さず食べるように啓発します。

食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄をできるだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努めます。



④ プラスチック製品の削減

マイバッグやマイボトルの利用など、ワンウェイプラスチックの使用抑制に取り組めます。プラスチック製品の購入においては、環境に配慮した製品を選び、できる限り長時間(期間)使用します。

⑤ 過剰包装の自粛

買物袋等のごみを減らす観点から、買物の際には、買物かご、買物袋等を持参するよう努めます。また、贈物等の際も簡易包装のものを選ぶよう配慮します。

⑥ 再生品の使用推進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等の再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限り、物をむだに消費しない生活スタイルを心がけるよう啓発します。



⑦環境に配慮したライフスタイルの確立

ごみの減量化を実効性のあるものとするためには、市民一人ひとりが、可能な限り物を無駄に消費しない生活スタイルを心がけるよう啓発します。大量消費・大量廃棄の生活を見直し、4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を強く意識することで、環境に配慮した持続可能な生活スタイルへと転換を図ります。

(2)事業者が行う取組

①発生源対策と製品設計によるごみの抑制

製品の製造過程において、資源の有効利用と不良品率の低下を図ることで、根本的なごみの発生抑制に努めます。また、外食産業をはじめとする事業活動においては、食品ロスの削減を強力に推進します。

②包装の適正化

プラスチックトレイなどの使用を必要最小限に抑え、包装材料の減量化に一層努力します。さらに、使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換を図ることが重要です。



③流通包装廃棄物の排出抑制

家電製品などに用いられる梱包材については、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行います。また、製造・流通事業者としての責任において、これらの梱包材を回収・再生利用する体制を整備します。

④自主回収と資源化の推進

資源として再生可能な製品や容器については、事業者が自主回収し、リサイクルシステムを構築・推進します。

⑤再生品の使用促進等

事業活動に使用する事務用品(コピー用紙、トイレトペーパーなど)については、再生品の使用に積極的に努めます。また、原材料についても再生品の使用に努め、可能な限り物を無駄にしないよう努力することが、環境負荷の低減につながります。

⑥ごみの減量化に対する意識の向上

事業者が排出するごみの適正処理やごみの減量化への取組を推進するために、ごみの減量化計画等を策定しごみの減量化目標を設定することで、ごみ減量化に対する意識の向上を図ります。

⑦環境に配慮した事業活動

事業者は、リサイクルしやすい製品や寿命の長い製品を作ることにより、環境に配慮した事業活動を実践します。また、消費者に製品を長く使用してもらうため、店舗に「修理コーナー等」を設置し、情報提供を行うことで消費者の認知を高めるなど、市民が効果的に活用できるよう努力します。

(3) 行政が行う取組

①教育、啓発活動の充実

市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力します。さらに、ごみ減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学など教育啓発活動に積極的に取り組みます。

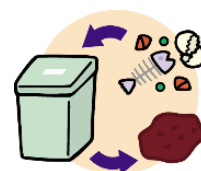


②一般廃棄物排出事業者等排出量の把握

事業系ごみの排出抑制対策を講ずるため、事業系一般廃棄物排出事業者等の排出量の把握や先進事例の調査・研究を行います。

③生ごみ処理容器等助成の推進

本市で行っている生ごみ処理容器等購入への助成金制度を継続するとともに、制度を有効に利用してもらうために生ごみ処理容器等の利用を促進させるための講習会、購入後の利用状況の確認や継続的な利用を促すための啓発活動などに取り組みます。



④ごみ処理費用の適正化

本市で実施しているごみ処理の有料化については、ごみの減量化促進や費用負担の公平化の観点から、ごみ排出量の推移等を踏まえながら制度の適宜見直しを行います。

令和 8 年度には料金改定を実施し、市民の皆様の排出抑制に向けた努力を促し、持続可能なごみ処理体制を維持できるよう、排出量等の推移を注視しながら、適切に制度を運用します。

⑤容器包装廃棄物等の排出抑制

消費者、販売事業者、および行政は連携・協働し、地域におけるレジ袋の撤廃、過剰包装の抑制、およびリターナブルビンの利用促進に向けた方策を検討・推進します。これらの施策の実現に向けて、消費者と販売事業者の双方に対し、その重要性と具体的な方法についての普及啓発に努めます。

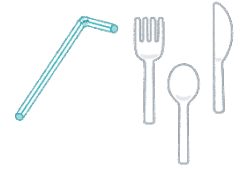
⑥食品ロス削減に向けた取組の推進

食品ロス削減を推進するため、「もったいない」意識の根付かせを図ります。具体的には、生ごみ削減に直結する施策として、エコクッキングやエコレシピの情報発信を強化します。これにより、食材の可食部の廃棄抑制や、まだ食べられる食品の食品ロス削減を促します。また、食品ロス削減の重要性に対する理解と関心を地域全体で高めるため、「出前講座」や「環境学習」などの機会を活用し、学校や地域における教育・普及啓発の施策を推進します。さらに、発生した食品を有効活用する施策として、フードバンクへの食材寄付や食材提供に関する情報やルールについて周知・啓発を徹底します。



⑦プラスチックごみの削減

プラスチックごみの発生抑制を図るため、ホームページや SNS 等で市民に使い捨てプラスチックの使用を控え、繰り返し使える商品を選ぶなどの意識啓発を行います。



⑧庁用品、公共関与事業における再生品利用(グリーン購入)促進等

庁内で使用する事務用品などの庁用品や公共関与事業において、積極的な再生品利用(グリーン購入)を進めます。



2. 分別して収集するとしたごみの種類及び分別区分

2-1 分別収集の基本方針

- ①マテリアルリサイクルを前提とした資源ごみの分別収集を行うことで、焼却量を低減し、もって地域環境保全に貢献します。
- ②分別収集を徹底し、適正処理を推進することで資源化の促進と地球環境保全に貢献します。

2-2 ごみの分別収集区分及び資源対象物ごとの分別収集方針

ごみの分別区分については、当面は、現状の分別区分を維持するものとし、住民、事業者には、分別の徹底を指導・啓発することでリサイクルを推進します。

なお、現状において分別対象となっていない資源化対象物については、資源物として収集し、資源化を行う可能性について調査・研究を行います。

▼図表 3-63 計画目標年度におけるごみの分別区分

| 区 分 | | ごみの種類 |
|----------|--------|--|
| もえるごみ | | 生ごみ、プラスチック類、紙くず、布、洋服類、ゴム類、皮革製品 など |
| もえないごみ | | 金属類、ガラス類・びん類、陶器類、DVD プレーヤー、扇風機、かとりせんこうのフタ・綿 など |
| 資源ごみ | 草・木 | 葉、雑草、木の枝・幹（長さ 50cm 以内、重さ 10kg 程度） |
| | 紙類 | 新聞・チラシ類、本・雑誌類、ダンボール、紙パック、牛乳パック など |
| | 缶類 | ジュース、コーラ、ビール、お菓子の缶、かとりせんこうの缶本体 など |
| | びん類 | ジュース、コーラ、泡盛、ビール、ワイン、ウィスキー、ドリンク剤、調味料、薬 など |
| | ペットボトル | ジュース、コーラ、酒、みりん、醤油 など |
| 粗大ごみ | | 家具類、電化製品、寝具類、物干し竿、ビーズクッション など |
| 有害・危険ごみ | | 蛍光灯、水銀使用製品（水銀体温計等）、乾電池、使い捨てライター、スプレー缶、バッテリーを外せない充電式小型家電 |
| 回収できないごみ | | <ul style="list-style-type: none"> ・適正処理困難一般廃棄物（ピアノ、LP ガスボンベ、消火器、タイヤ、オートバイ、バッテリー、小型充電式電池、水タンク、その他危険性のある廃棄物） ・家電リサイクル対象商品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン） ・家庭系パソコン |

▼図表 3-64 本市の分別収集区分と資源化対象物ごとの分別収集方針

| 区 分 | | 資源化等対象物 | 分別収集方針 |
|-------------|--------|--|---|
| 資源 ごみ | 草・木 | 草・木 | ○現行どおり、分別収集を行い、資源化する。 |
| | 紙類 | 古紙、紙製容器包装（一部もえるごみ） | |
| | 缶類 | アルミ缶、スチール缶 | |
| | びん類 | ガラスびん | |
| | ペットボトル | ペットボトル | |
| もえるごみ | | プラスチック製容器包装 | ○当面は燃えるごみとして焼却処理を行う。 ○もえるごみの排出状況等から、資源ごみとして分別収集する可能性について調査・検討する。 ○白色トレイ等については、スーパーや事業所で行われている自主回収を推奨する。 |
| | | 布類 | ○本市の地域の実情に合った分別収集・資源化の実施に向けて、調査・検討を進める。 |
| | | 生ごみ・廃食用油類 | ○当面は燃えるごみとして焼却処理を行う。 ○廃食用油及び生ごみの資源化については、先進事例の情報収集を行い、本市の地域の実情に合った資源化手法を求めて調査・研究を進める。 |
| もえないごみ | | 使用済小型電子機器 ※内臓バッテリーが取り外しできない小型家電は「有害・危険ごみ」 | ○当面は燃えないごみとして収集し、中間処理施設で分別・資源化する。 ○家電量販店等で行われている自主回収を推奨する。 ○本市の実情に合った分別収集・資源化の可能性について調査・研究を進める。 |
| 有害・危険ごみ | | 乾電池・蛍光管 | ○現行どおり、分別収集を行い、資源化する。 |
| 家電リサイクル対象品目 | | 家電リサイクル対象品目及び家庭系パソコン | ○現行どおり、販売事業者による引き取りとする ○排出者である市民、事業者に対して、引き取りの主旨・ルール等を徹底してもらい、効率的な再商品化を図る。 |

3. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

3-1 ごみの適正な処理のための原則

(1) 家庭系ごみ

廃棄物処理法第 4 条では、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の設備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない」と規定しています。

(2) 事業系ごみ

廃棄物処理法第 3 条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しており、排出者責任を原則としています。

3-2 ごみ処理方法及び処理主体

排出段階における分別排出は、市民や事業者が主体となって取り組むものとし、排出されたごみの収集・運搬から中間処理、資源化は行政が主体となって行うものとします。

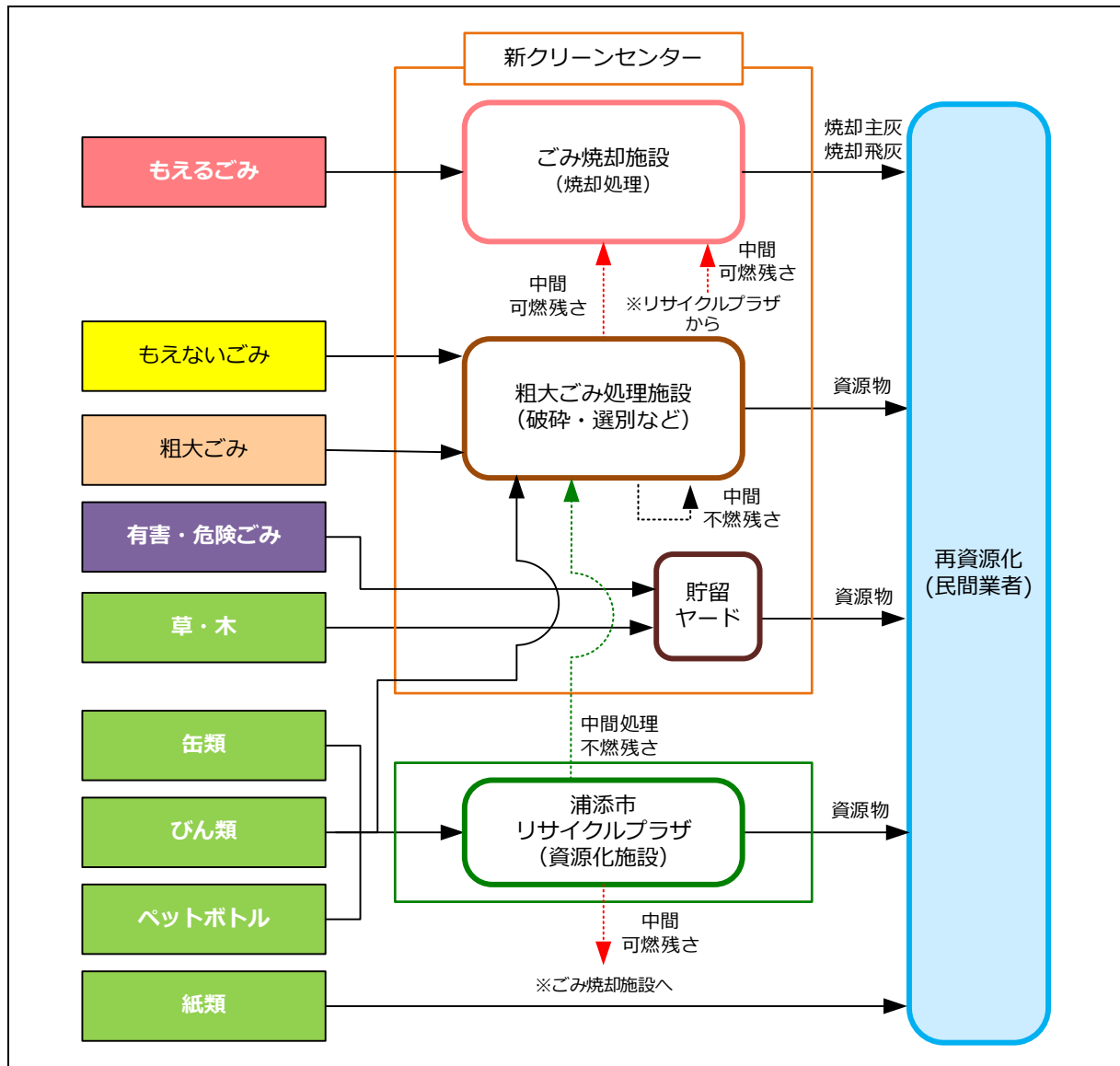
ただし、事業系ごみについては、事業所自らの責任において適正に処理することを原則とし、事業所が自ら処理できない場合には、市が許可した一般廃棄物処理収集運搬業者に委託し、市の処理施設で処理を行うものとします。

▼図表 3-65 計画目標年度におけるごみ処理主体

| 排出者 | ごみの種類 | 収集運搬 | 中間処理 | | 最終処分・資源化 | |
|-----|---------|---------------|------|-------------------|----------|------|
| | | | 処理主体 | 処理方法 | 処理主体 | 処理方法 |
| 市民 | もえるごみ | 浦添市 | 浦添市 | 焼却 | 浦添市 | 資源化 |
| | もえないごみ | | | 破碎 金属類回収 焼却 | | |
| | 粗大ごみ | | | | | |
| | 資源ごみ | | | | | |
| | 有害・危険ごみ | 資源化 | | | | |
| | 家電 4 品目 | 許可業者 | 指定法人 | 資源化 | - | - |
| 事業者 | 事業系ごみ | 事業者 (許可業者) | 浦添市 | 破碎 金属類回収 焼却 | 浦添市 | 資源化 |

計画目標年度における本市のごみ処理フロー(ごみや資源の流れ)を示します。一般家庭及び事業所から収集されたごみは新クリーンセンターや浦添市リサイクルプラザへ搬入し、適正に処理・資源化する。紙類については、継続して直接資源化業者へ引き渡すものします。また、本市では埋立処分を継続して実施しないものとします。

▼図表 3-66 ごみ処理の流れ (計画目標年度)



注) 中城村及び北中城村の燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ及び有害・危険ごみについても新クリーンセンターへ搬入し、適正に処理・資源化する。

3-3 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関する基本方針

- ①当面は、現状の収集・運搬体制を維持するものとし、安定かつ効率的なごみの収集・運搬体制に努め、環境美化、ごみ出しルール違反の防止等を推進するなど、市民の衛生的な生活環境の向上を図ります。
- ②ごみの排出量の状況把握や再資源化のための分別区分の見直しなど、現状に適合した収集・運搬体制の検討を行います。

(2) 収集運搬体制及び方法

収集・運搬体制及び方法については、本計画期間は、現行の体制や方法を維持します。

▼図表 3-67 家庭系ごみ排出方法及び収集頻度

| 区分 | | 排出方法 | 排出場所 | 収集頻度 |
|---------|-----------------|---|-------------|------|
| もえるごみ | | 指定袋 | 各戸別 収集方式 | 2回/週 |
| もえないごみ | | 指定袋 | | 2回/月 |
| 資源ごみ | 草・木 | 雑草等は中が確認できる透明な袋 枝・幹は50cm、10kg以下にひもで束ねる | | 1回/週 |
| | 紙類 | ひもで束ねる | | |
| | 缶・ビン・ペット ボトル | カゴ・バケツ | | |
| 粗大ごみ | | 粗大ごみ処理券貼付（申込制） | | 1回/週 |
| 有害・危険ごみ | | 中が確認できる透明な袋 | 2回/月 | |

▼図表 3-68 処理手数料の概要

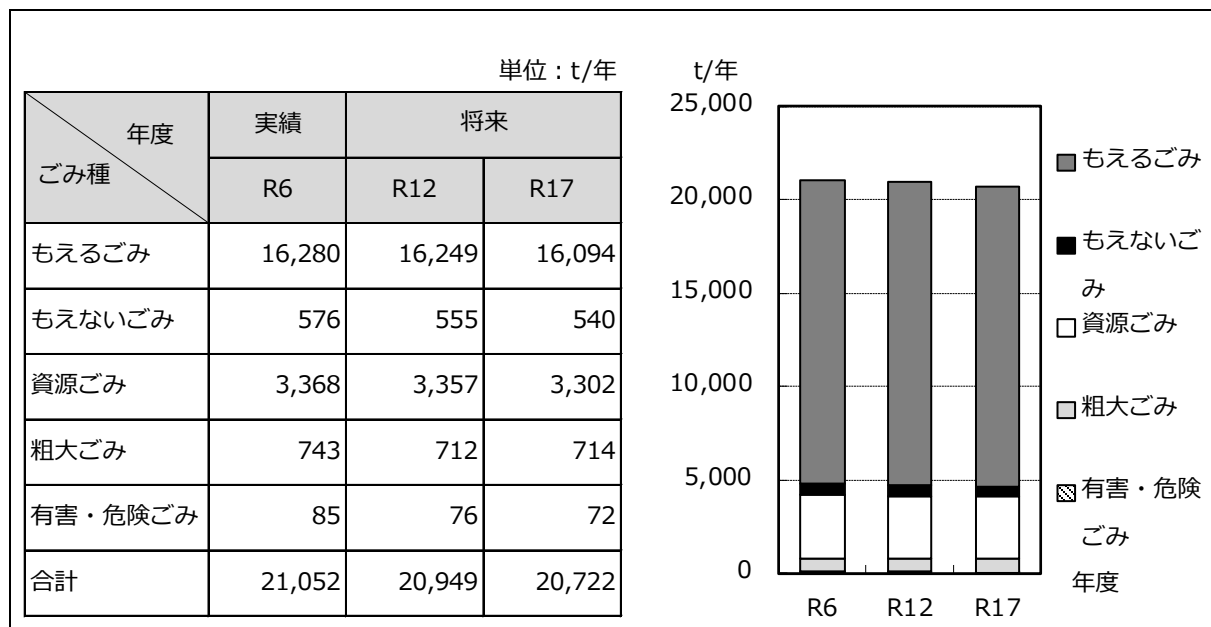
| 区分 | 手数料の概要 |
|--------|-------------------------------------|
| 家庭系ごみ | 指定袋等による従量制で徴収 (資源ごみ及び有害・危険ごみは無料) |
| 事業系ごみ | ごみ量による従量制で徴収 |
| 直接搬入ごみ | 最大積載重量による徴収 |

注) 直接搬入は現在実施していない。

(3) 収集運搬量

家庭系ごみの収集運搬は、ごみ排出抑制目標の達成によりごみ排出量は削減され、令和 12 年度において約 21,000t/年となる見込みです。

▼図表 3-69 収集運搬量（家庭系）



注) 直接搬入ごみは除く。

(4) 収集運搬に関する施策

① 安定した収集・運搬体制

市民のニーズを把握しながら、安定的な収集・運搬体制の維持に努めます。あわせて、業務の効率化および適正化を図るため、収集運搬業務の週 5 日制への移行について調査・検討を推進します。

② 直接搬入について

直接搬入は、特別な事情がない限り、原則として行いません。ただし、新クリーンセンター稼働後は、新クリーンセンターの処理対象物について、直接搬入の受け入れを実施します。

③ 分別排出の徹底

家庭系ごみについては、分別排出等のルールを徹底するため、排出抑制・分別排出に関する指導を強化します。また、新規転入者には、役所の窓口や不動産管理会社等の協力のもとで分別排出について周知徹底を図ります。

事業系ごみについては、事業者及び許可業者への資源ごみの分別排出の徹底についての周知、分別排出状況の監視指導等を強化します。

適正処理困難一般廃棄物がクリーンセンターに搬入されないよう監視指導を推進するとともに、処理業者へ回収依頼の指導を実施します。また、資源ごみの分別を徹底するため、現状の分別区

分における資源ごみの分別状況や今後の新たな資源化の可能性を把握することを目的とした、家庭系及び事業系の燃えるごみの組成調査を定期的の実施します。

④分別区分等の見直し

更なるごみの減量化・資源化を推進するため、地域の実情や他自治体の指標を参考に、分別収集区分の見直しに向けた調査・検討を進めます。特に、現在は分別収集を行っていない布類等については、本市の実情に適した効率的な収集・運搬手法の導入に向け、具体的な検討を行います。

⑤資源物の抜き取り対策

資源物の抜き取りに対しては、通報をもとに随時対応する体制を継続する一方で、状況改善に向けて、啓発等の対策を強化していきます。

⑥適正処理困難物等(在宅医療廃棄物を含む)

本市では、中間処理施設での処理が困難な一般廃棄物を適正処理困難物と定めており、排出者である市民に対して、処理専門業者への引き取り等の主旨、ルール等を徹底してもらい、適正処理を推進していきます。また、在宅医療廃棄物については、医療機関等に自主回収するよう連携し、適正な処理を推進していきます。

⑦家電製品等

家電リサイクル法の対象となる機器は、原則として受け入れないものとし、消費者、小売業者、製造業者に対し、リサイクル推進への協力を要請していきます。また、家庭で不要となったパソコンについては、資源有効利用促進法に基づき、自主回収・再資源化業者(メーカー等)、販売店、消費者がそれぞれの役割を果たしながらリサイクルを推進していきます。

⑧多様化するニーズへの対応

多様化する市民のニーズに対応するために、市民のニーズを把握しながら、インターネットなどを活用した収集依頼(粗大ごみ等)や生活介助を要する障がい者や高齢者などがいる世帯へのごみ排出支援策などの新たな取組について検討します。また、新クリーンセンター供用開始後に再開する直接搬入ごみの支払いについて、市民の利便性向上の観点からキャッシュレス決済の導入について検討します。

⑨環境に配慮した収集・運搬体制の整備

収集・運搬車両の更新に際しては、排ガスによる環境負荷を軽減するため、低公害車や省エネルギー車を導入することについて検討します。

⑩小型充電式電池の取り扱いと周知

小型充電式電池は、使い切り電池(一次電池)とは異なり、充電して繰り返し使える小型軽量の電池(二次電池)です。リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池などがあり、電池にはリサイクルマークが表示されています。

本市では、小型充電式電池(モバイルバッテリーを含む)の回収は行っていません。市民および排出事業者は、浦添市内のリサイクル協力店や製造元等に問い合わせるよう周知しています。また、内臓バッテリーが取り外しできない小型家電やリサイクル拒否されたものは「有害・危険ごみ」として収集しています。

リチウムイオン電池等に起因するごみ収集車や処理施設における発火事故などを未然に防止するため、市民、排出事業者等における適切な排出の促進に係る周知・広報活動を行います。

リサイクルマークについて

| | | |
|--|--|---|
|  |  |  |
| Ni-Cd | Ni-MH | Li-ion |
| ニカド電池 | ニッケル水素電池 | リチウムイオン電池 |

リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|
|  電動工具 |  コードレス家電 (充電式掃除機など) |  充電式投光器 |  トランシーバー |  デジカメ |  電話機 (固定・携帯・スマホ) |
|  ノートパソコン・ タブレット |  モバイル バッテリー |  加熱式たばこ |  電気シェーバー・ 電動歯ブラシ |  ハンディファン |  おもちゃ |

出典：浦添市 web ページ

3-4 中間処理計画

(1) 中間処理に関する基本方針

- ①長期的な視点から生活環境の保全を考え、ごみの適正な処理と再資源化を促進するため、中間処理施設の維持管理を徹底します。
- ②周辺地域の環境保全のため、公害防止対策にも努めます。施設の稼働状況を常に監視し、万が一の事態にも迅速に対応することで、市民の皆様の生活環境を守ります。

(2) 中間処理の対象物及び方法

中間処理の対象物は、現行どおりご家庭や事業所から分別排出されたもえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ごみ、および有害・危険ごみといたします。ただし、本市が回収できないごみに指定している品目については、専門の業者や各取扱店などでの引き取りまたは処理をご案内・誘導してまいります。

中間処理の方法については、本市が保有するごみ処理施設にて処理を実施します。

▼図表 3-70 中間処理の対象及び方法

| 区 分 | | 処理方法 | 処理施設等 | |
|------------------|-------------|-------|--------------------------|-------------------------------------|
| | | | 一次処理 | 二次処理 |
| もえるごみ | | 焼却 | 浦添市クリーンセンター | 焼却残さ（焼却灰・焼却飛灰） 資源化業者（セメント原料化等） |
| | | | 新クリーンセンター | 焼却残さ（焼却灰・焼却飛灰） 資源化業者（セメント原料化等） |
| もえないごみ | | 破碎・選別 | 浦添市クリーンセンター | 可燃残さ 浦添市クリーンセンター 資源物 資源化業者 |
| | | | 新クリーンセンター | 可燃残さ 新クリーンセンター 資源物 資源化業者 |
| 粗大ごみ | | 破碎・選別 | 浦添市クリーンセンター | 可燃残さ 浦添市クリーンセンター 資源物 資源化業者 |
| | | | 新クリーンセンター | 可燃残さ 新クリーンセンター 資源物 資源化業者 |
| 資 源 ご み | 草・木 | リサイクル | 浦添市クリーンセンター （ストックヤード） | 資源物 資源化業者 |
| | | | 新クリーンセンター （ストックヤード） | 資源物 資源化業者 |
| | 紙類 | | 直接資源化 | |
| | 缶・ビン・ペットボトル | | 浦添市リサイクルプラザ | 資源物 資源化業者 |
| 有害・危険ごみ | | 貯留 | 浦添市クリーンセンター （ストックヤード） | 資源物 資源化業者 |
| | | | 新クリーンセンター （ストックヤード） | 資源物 資源化業者 |

(3) 中間処理量

中間処理量は、ごみ排出抑制の推進および資源化の徹底により減少を見込んでいます。令和12年度における中間処理量は、資源選別等を経た後の「焼却処理量」として 28,687t/年となる見込みです。

▼図表 3-71 中間処理量

| 区 分 | | 単位 | 実績 | | |
|----------|-------------------|-----|--------|--------|--------|
| | | | R6 | R12 | R17 |
| 焼却施設 | 焼却処理量 | t/年 | 29,014 | 28,687 | 28,238 |
| | 可燃ごみ | t/年 | 27,767 | 27,465 | 27,040 |
| | 中間処理可燃残さ | t/年 | 1,215 | 1,192 | 1,168 |
| | 資源化処理後可燃残さ | t/年 | 32 | 30 | 30 |
| | 減量化量 | t/年 | 25,272 | 24,990 | 24,598 |
| | 焼却処理後発生量 | t/年 | 3,742 | 3,697 | 3,640 |
| | 焼却灰 | t/年 | 2,731 | 2,699 | 2,657 |
| | 焼却飛灰 | t/年 | 1,011 | 998 | 983 |
| 粗大ごみ処理施設 | 粗大ごみ処理量 | t/年 | 1,674 | 1,642 | 1,609 |
| | 不燃ごみ | t/年 | 717 | 683 | 660 |
| | 粗大ごみ | t/年 | 745 | 717 | 719 |
| | 直接搬入ごみ | t/年 | 0 | 38 | 38 |
| | 不燃残さ(リサイクルプラザ) | t/年 | 212 | 204 | 192 |
| | 粗大ごみ処理後発生量 | t/年 | 1,674 | 1,642 | 1,609 |
| | 中間処理可燃残さ | t/年 | 1,215 | 1,192 | 1,168 |
| 資源物 | t/年 | 459 | 450 | 441 | |
| リサイクルプラザ | 資源化処理量 | t/年 | 1,583 | 1,522 | 1,436 |
| | 資源ごみ(缶・びん・ペットボトル) | t/年 | 1,583 | 1,522 | 1,436 |
| | 資源化処理後発生量 | t/年 | 1,585 | 1,522 | 1,436 |
| | 可燃残さ | t/年 | 32 | 30 | 30 |
| | 不燃残さ | t/年 | 212 | 204 | 192 |
| | 資源物 | t/年 | 1,341 | 1,288 | 1,214 |
| 貯留ヤード | 有害・危険ごみ搬入量 | t/年 | 85 | 76 | 72 |
| | 資源物 | t/年 | 37 | 33 | 31 |
| | 資源ごみ(草・木類)の搬入量 | t/年 | 1,259 | 1,386 | 1,407 |
| | 資源物 | t/年 | 1,135 | 1,249 | 1,268 |

注) 直接資源化分は除く。

(4) 中間処理に関する施策

①ごみ処理施設の適正管理

既存のごみ処理施設(浦添市クリーンセンター及び浦添市リサイクルプラザ)については、計画的な維持・補修を実施していく。

安定的かつ継続的な廃棄物処理を継続するため、令和11年度の稼働を目指し浦添市新クリーンセンターの整備を進めるとともに、新クリーンセンターの整備に伴う現浦添市クリーンセンターの解体についても調査・検討を進める。

②リサイクルプラザの効率的・効果的な管理・運営

今後も、市民への普及啓発の場として、環境学習講座、市民からの不用品の受け入れと展示及び提供、食器(丼・皿等)の無料貸し出し、リユース家具・自転車の抽選販売などを実施し、ごみの排出抑制や資源化の普及啓発を推進し効率的・効果的な管理・運営を実施する。

③緊急時における近隣ごみ処理施設との連携

大規模な災害や事故の発生等により、本市のごみ処理能力に不足等が生じた場合に備えて、県内の近隣ごみ処理施設との相互支援や民間事業者との連携強化など広域的な協力体制の構築を図る。

④ごみ処理広域化の推進

新クリーンセンターを整備するに当たり、経済性や環境保全等の観点から中城村及び北中城村との連携を図りつつごみ処理の広域化を推進する。また、近隣市町村と連携を図り、広域化実施に伴う温室効果ガス排出量の削減等の環境保全に努める。

3-5 最終処分計画

(1)最終処分に関する基本方針

本市では埋立処分は行わないものとします。

(2)最終処分の対象物及び方法

本市では、焼却に伴って生じた焼却残渣の資源化を推進しています。今後も焼却残渣の資源化を実施し、埋立てによる最終処分は実施しないものとします。

(3)最終処分に関する施策

現行どおり焼却残渣を資源化することで最終処分ゼロを継続します。ただし、資源化を推進し、埋立ては行わない方針であるが、社会状況・経済的状況の変化により必要に応じて、最終処分場の整備等について検討していきます

3-6 中間処理及び最終処分の推計

本計画におけるごみ量の将来予測に基づき、中間処理及び最終処分の推計結果は以下のとおりです。将来のごみ処理にあたっては、リサイクルプラザ等での適切な資源選別を継続するとともに、新クリーンセンターの供用開始に合わせた効率的な焼却処理を図ります。

▼図表 3-72 目標達成後の推計結果


| | | 実績 推計 → | | | | | | 中間目標 | 目標 |
|------------------|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年度 | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R17 |
| 焼却処理 | t/年 | 29,014 | 29,114 | 28,999 | 28,921 | 28,839 | 28,761 | 28,687 | 28,238 |
| 減量化量 | t/年 | 25,272 | 25,361 | 25,261 | 25,194 | 25,121 | 25,054 | 24,990 | 24,598 |
| 焼却灰 | t/年 | 2,731 | 2,740 | 2,729 | 2,721 | 2,714 | 2,706 | 2,699 | 2,657 |
| 焼却飛灰 | t/年 | 1,011 | 1,013 | 1,009 | 1,006 | 1,004 | 1,001 | 998 | 983 |
| 資源化量 | t/年 | 7,618 | 7,691 | 7,664 | 7,620 | 7,592 | 7,557 | 7,535 | 7,414 |
| 中間処理後資源化 | t/年 | 6,714 | 6,836 | 6,808 | 6,784 | 6,763 | 6,740 | 6,717 | 6,594 |
| 金属類 | t/年 | 710 | 714 | 711 | 706 | 701 | 696 | 691 | 668 |
| ガラス類 | t/年 | 508 | 515 | 510 | 505 | 499 | 494 | 488 | 460 |
| ペットボトル | t/年 | 582 | 590 | 584 | 578 | 571 | 566 | 559 | 527 |
| 草木類 | t/年 | 1,135 | 1,227 | 1,228 | 1,233 | 1,239 | 1,244 | 1,249 | 1,268 |
| 焼却灰 | t/年 | 2,731 | 2,740 | 2,729 | 2,721 | 2,714 | 2,706 | 2,699 | 2,657 |
| 山元還元 (焼却飛灰) | t/年 | 1,011 | 1,013 | 1,009 | 1,006 | 1,004 | 1,001 | 998 | 983 |
| 乾電池 | t/年 | 30 | 30 | 30 | 28 | 28 | 27 | 27 | 25 |
| 蛍光灯 | t/年 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| 直接資源化 | t/年 | 904 | 855 | 856 | 836 | 829 | 817 | 818 | 820 |
| 紙類（紙製容器 包装以外） | t/年 | 382 | 361 | 362 | 353 | 350 | 345 | 346 | 347 |
| 紙製容器包装 | t/年 | 522 | 494 | 494 | 483 | 479 | 472 | 472 | 473 |
| 最終処分量 | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リサイクル率 | % | 23.0 | 23.1 | 23.1 | 23.1 | 23.1 | 23.0 | 23.0 | 23.0 |

3-6 ごみ処理施設整備に関する事項

(1) 浦添市クリーンセンター

本市のごみ処理施設である浦添市クリーンセンターは、供用開始から40年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、中城村、北中城村との広域処理を目的とした新クリーンセンターの整備が進められています。新クリーンセンターは、既存施設の隣接地に建設されます。1市2村の廃棄物を共同で処理するこの新クリーンセンターは、令和11年4月の供用開始を目指して整備が進められています。この新クリーンセンターは、地域の環境負荷低減と効率的なごみ処理体制を推進します。

▼図表 3-73 スケジュール

| | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|------|--|----|----|-----|------|
| 施設整備 |  | | | | 供用開始 |

(2) 浦添市リサイクルプラザ

浦添市リサイクルプラザは供用開始から25年以上が経過しており、設備等が老朽化しています。安定的なごみ処理の継続のため、今後、大規模改修か建て替えを検討する時期にきており、将来的な施設の更新やあり方について、今後検討を進めていきます。

また、リサイクル品の品質向上を目指し、現在の「かご収集・機械選別」から「市民の個別袋分別・市の回収」への運用転換も検討しています。

(3) 跡地利用

浦添市クリーンセンターを解体した跡地利用について、解体に係る補助金を活用するため、解体する場所にリサイクルプラザ(工場棟)の建て替えを検討しています。

4. その他ごみ処理に関し必要な事項

4-1 住民に対する広報・啓発活動

ごみの適正処理、減量、リサイクルを推進するため、本市は積極的な広報・啓発活動を行います。広報誌やウェブサイトを通じて、ごみの分別方法やリサイクルに関する情報を分かりやすく提供します。また、地域イベントや説明会、学校教育と連携した環境学習などを通じて、市民が主体的にごみ問題に取り組めるよう働きかけます。

4-2 事業者の協力

廃棄物の元となる製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、ごみ減量化のため、自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進を行います。

本市から排出されるごみの減量・再資源化のためには、再生事業者の協力が不可欠です。そのために、沖縄県下において登録されている廃棄物再生事業者等に対して、ごみ資源化への協力要請を行います。

4-3 再生利用品の需要拡大

再生利用品に関する情報を提供し、市役所内、家庭や事業所における再生利用品の使用を働きかけます。

4-4 不法投棄ごみ対策

ごみの減量、資源化、適正処理を推進するにあたって、不法投棄や不適正な処理は環境に多大な被害を与え、適正な処理を妨げます。

市民への啓発活動や指導を継続的に実施するとともに、不法投棄の未然防止と早期発見に努めます。具体的には、不法投棄が発生しやすい場所での巡回やパトロールを強化し、監視体制を強化します。また、不法投棄を発見した際には警察への通報を徹底し、関係機関と連携して対応します。さらに、不法投棄を抑制するための啓発看板の作成・配布にも取り組み、市民一人ひとりの意識向上を図ります。



4-5 災害時等の廃棄物処理

本市では、災害廃棄物処理計画を令和6年度に策定しており、実際に発生した廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うための本市の基本的な考え方と具体的な対応方針を定めています。

災害時の廃棄物は、仮置場で分別収集し、クリーンセンターにて中間処理を行います。

施設の被害状況や処理能力の不足により、クリーンセンターで災害廃棄物を処理しきれない事態も想定されます。このため、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制を確保するため、近隣市町村との連携体制の構築を図ります。また、沖縄県産業資源循環協会をはじめとする関係機関と連携し、適正な処理を推進します。



4-6 ごみ処理経費の削減

現状のごみ処理体制を維持し、収集・運搬、中間処理、資源化の効率化に努めます。

4-7 地域に関する諸計画との関連

ごみ処理基本計画の推進にあたっては、市の「総合計画」や「環境基本計画」、沖縄県の廃棄物処理計画等の上位計画との整合を図っていきます。

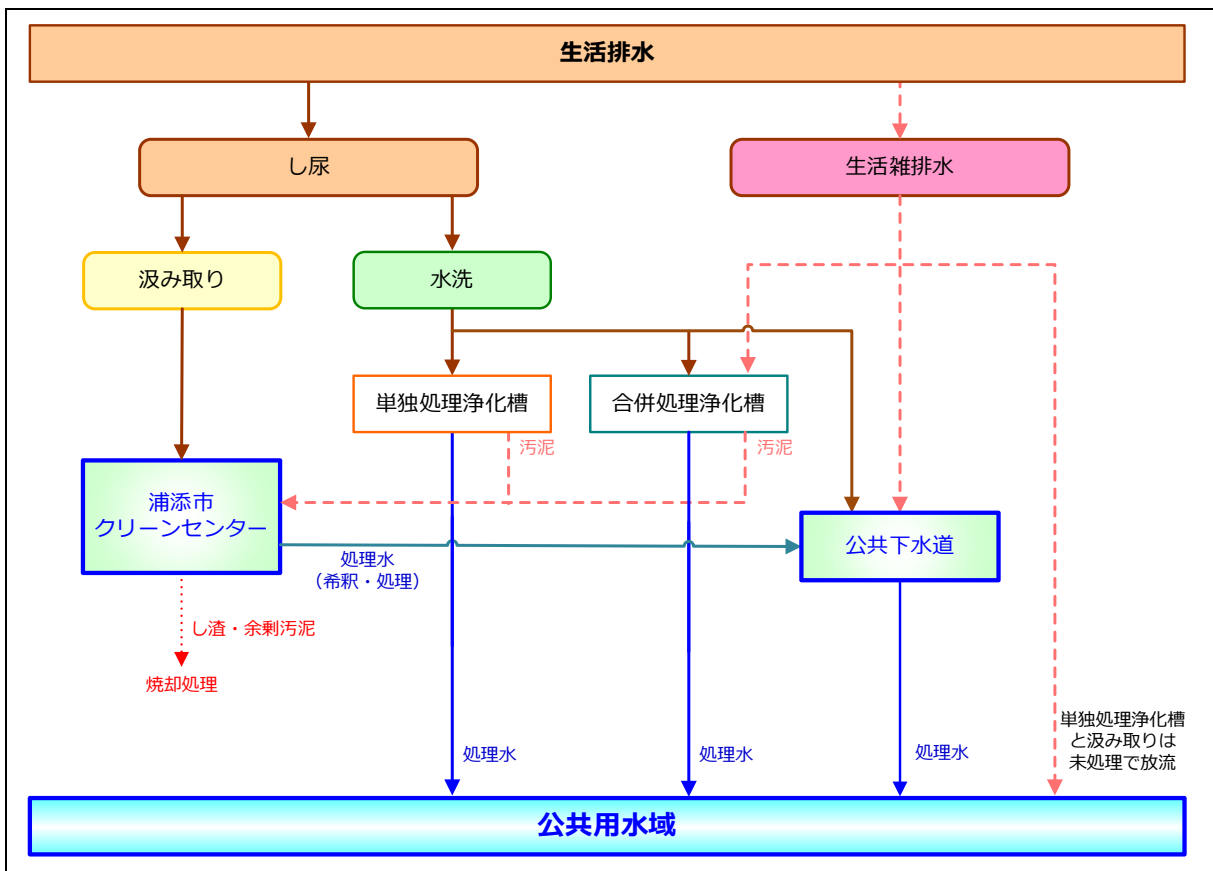
第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況と課題

1. 生活排水処理の流れ

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、浦添市クリーンセンター内にある施設で前処理し、公共下水道へ投入しています。また、し渣及び余剰汚泥については、浦添市クリーンセンターで焼却処理しています。

▼図表 4-1 生活排水処理フロー



| | |
|---------|-------------------------------------|
| 生活排水 | : し尿と日常生活を行う家庭で発生する風呂、洗濯、台所などからの排水 |
| し尿 | : 人体から排泄される糞尿 |
| 汲み取り | : タンクに溜められたし尿を汲み取りにより回収するタイプの便所 |
| 水洗 | : 便器に水道管を接続して流水により便器内のし尿を洗浄するタイプの便所 |
| 単独処理浄化槽 | : し尿（水洗便所排水）のみを処理対象とする浄化槽 |
| 汚泥 | : 下水処理場などで発生する泥状の物質の総称 |
| 生活雑排水 | : 生活排水のうち、し尿を除くもの |
| 合併処理浄化槽 | : し尿（水洗便所排水）と合わせて、生活雑排水を処理対象とする浄化槽 |

2. 生活排水処理形態別人口の実績

本市の処理形態別人口は、公共下水道への接続により、し尿収集人口や単独処理浄化槽人口は減少しています。

本市の污水衛生処理率は横ばい傾向が続いていましたが、令和6年度は94.5%に増加しました。

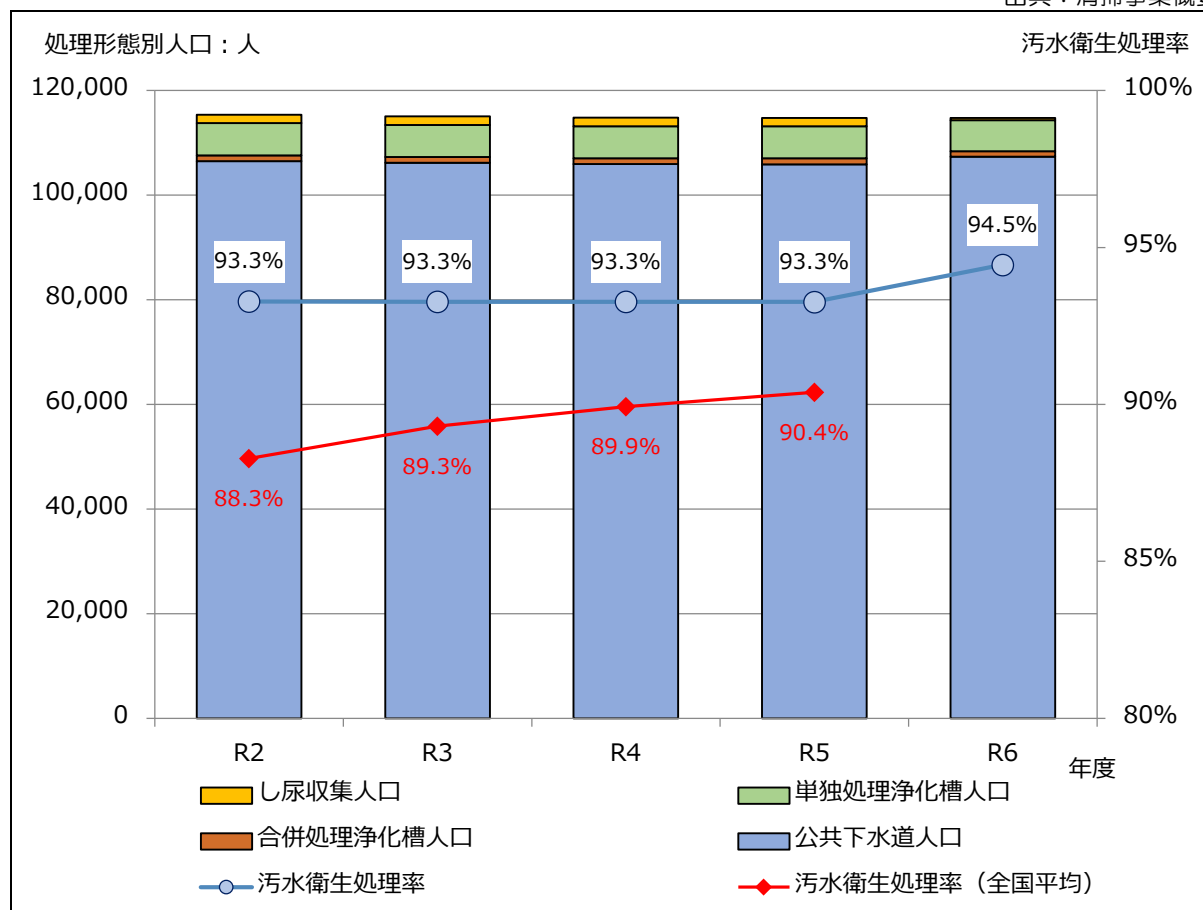
▼図表4-2 生活排水処理形態別人口の推移

| 項目 | 年度 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------------|----|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 計画処理区域内人口 | | 人 | 115,375 | 115,061 | 114,808 | 114,767 | 114,747 |
| 非水洗化人口 | | 人 | 1,610 | 1,657 | 1,636 | 1,627 | 437 |
| 計画収集人口 | | 人 | 1,610 | 1,657 | 1,636 | 1,627 | 437 |
| 自家処理人口 | | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 | | 人 | 107,623 | 107,321 | 107,081 | 107,042 | 108,380 |
| 公共下水道人口 | | 人 | 106,495 | 106,188 | 105,948 | 105,903 | 107,369 |
| 合併処理浄化槽人口 | | 人 | 1,128 | 1,133 | 1,133 | 1,139 | 1,011 |
| 単独処理浄化槽人口 | | 人 | 6,142 | 6,083 | 6,091 | 6,098 | 5,930 |
| 污水衛生処理率 | | % | 93.3 | 93.3 | 93.3 | 93.3 | 94.5 |

注) 計画処理区域内人口は各年度末人口

污水衛生処理率=水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

出典：清掃事業概要



3. 生活排水処理施設の現状

3-1 公共下水道

本市の公共下水道は、那覇処理区、伊佐浜処理区の2処理区で整備されています。令和6年度末の公共下水道接続率はそれぞれ96.3%、95.5%となっています。

▼図表 4-3 公共下水道整備事業の概要

| 計画及び実績 | | 単位 | 那覇処理区 | 伊佐浜処理区 |
|--------|-------------|-------------------|---------|---------|
| 全体計画 | 目標年次 | 年度 | 17 | 17 |
| | 処理面積 | ha | 1,149.2 | 1,003.7 |
| | 計画処理人口 | 人 | 47,800 | 68,900 |
| | 日最大計画汚水量 | m ³ /日 | 22,362 | 28,895 |
| 事業計画 | 目標年次 | 年度 | 8 | 8 |
| | 処理面積 | ha | 936.4 | 886.6 |
| | 計画処理人口 | 人 | 47,700 | 63,300 |
| | 日最大計画汚水量 | m ³ /日 | 22,323 | 26,680 |
| 直近実績 | 処理面積 | ha | 796.9 | 819.8 |
| | 計画処理区域内現況人口 | 人 | 45,271 | 66,771 |
| | 接続人口 | 人 | 43,575 | 63,794 |
| | 接続率 | % | 96.3 | 95.5 |

注) 1.直近実績：令和6年度末実績。

2.接続率=接続人口÷計画処理区域内現況人口

出典：「浦添市流域関連公共下水道事業計画（変更）協議申出書（令和5年度）」、浦添市公共下水道の整備計画調査票

3-2 合併処理浄化槽

年度別合併処理浄化槽の設置件数(新規)は図表4-4に示すとおりです。

本市では、公共下水道の整備区域外や公共下水道整備に相当の期間を有する地域の生活雑排水処理を進めるため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行っています。

補助金交付による合併処理浄化槽の設置実績は令和3、5年度に各1基あります。

▼図表 4-4 合併処理浄化槽の設置数

| 項目 | 年度 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| 新規設置基数 | | 基 | 27 | 20 | 10 | 14 | 5 |

出典：浦添市

▼図表 4-5 浄化槽の補助金額

| 人槽区分 | 補助金額 |
|--------|----------|
| 5人槽 | 332,000円 |
| 6～7人槽 | 414,000円 |
| 8～10人槽 | 548,000円 |

出典：浦添市浄化槽設置補助金交付規程

3-3 し尿等の処理施設

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、し渣を除去後、希釈・処理を行い、公共下水道へ投入もしくは一部をごみ処理施設の冷却水として利用しています。し尿等の処理施設は、現浦添市クリーンセンターの停止に伴って令和10年度までに停止する予定です。

▼図表 4-6 し尿等の処理施設（下水道法の除害施設）の概要

| | |
|------|----------------------------|
| 施設名 | 浦添市クリーンセンター |
| 処理能力 | 6kL/日 |
| 処理方式 | 希釈・処理後、公共下水道へ投入（一部は施設内で使用） |
| 所在地 | 浦添市伊奈武瀬 1-8-1 |

出典：清掃事業概要

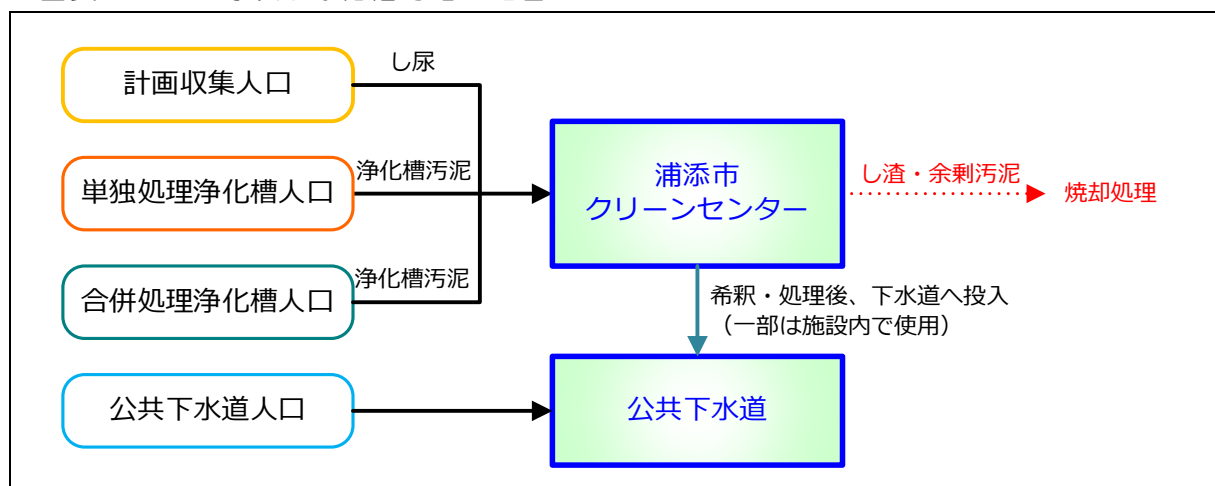
4. し尿・汚泥の処理状況

4-1 し尿・汚泥の処理体制

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、浦添市クリーンセンター内の処理施設で希釈・処理後、公共下水道へ投入もしくはごみ処理施設の冷却水として一部を利用しています。また、し尿処理に伴い発生するし渣は、浦添市クリーンセンターで焼却処理しています。

現有施設は、現浦添市クリーンセンターの停止に伴って令和10年度までに停止し、他施設へ委託処理する予定です。

▼図表 4-7 し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー



4-2 収集・運搬の状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者により実施しています。

▼図表 4-8 収集運搬体制

| 項目 | 内容 |
|------|----------------------------------|
| 収集区域 | 浦添市全域 |
| 収集業者 | し尿県浄化槽汚泥：許可 2 社 |
| 収集車両 | 台数：バキューム車 3 台 積載量： 5.4kL (延べ) |

出典：清掃事業概要

4-3 し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分実績

令和 6 年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の合計は 1,719kL/年であり、そのうち、し尿が 400kL/年、浄化槽汚泥が 1,319kL/年でした。

過去 5 年間のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移をみると、公共下水道の普及に伴い、し尿は減少しています。

▼図表 4-9 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

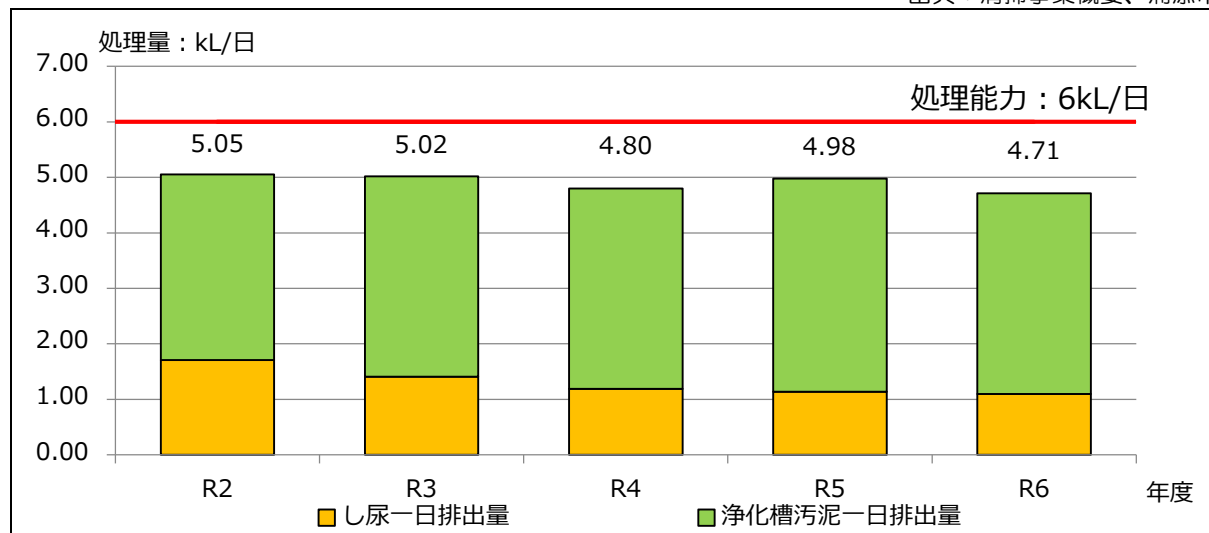
| 項目 | 年度 | 単位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | し尿 | 処理量 | kL/年 | 625 | 515 |
| | 一日処理量 | kL/日 | 1.71 | 1.41 | 1.19 | 1.14 | 1.10 |
| | 原単位 | L/人日 | 1.06 | 0.85 | 0.73 | 0.70 | 2.51 |
| 浄化槽汚泥 | 処理量 | kL/年 | 1,233 | 1,312 | 1,312 | 1,400 | 1,319 |
| | 一日処理量 | kL/日 | 3.34 | 3.61 | 3.61 | 3.84 | 3.61 |
| | 原単位 | L/人日 | 0.46 | 0.50 | 0.50 | 0.53 | 0.52 |
| 合計 | 処理量 | kL/年 | 1,858 | 1,827 | 1,746 | 1,816 | 1,719 |
| | 一日処理量 | kL/日 | 5.05 | 5.02 | 4.80 | 4.98 | 4.71 |

注) 1.一日処理量=処理量÷年間日数

2.原単位(し尿)=し尿処理量÷計画収集人口÷年間日数

3.原単位(浄化槽汚泥)=浄化槽汚泥処理量÷(合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口)÷年間日数

出典：清掃事業概要、浦添市



5. し尿等処理経費

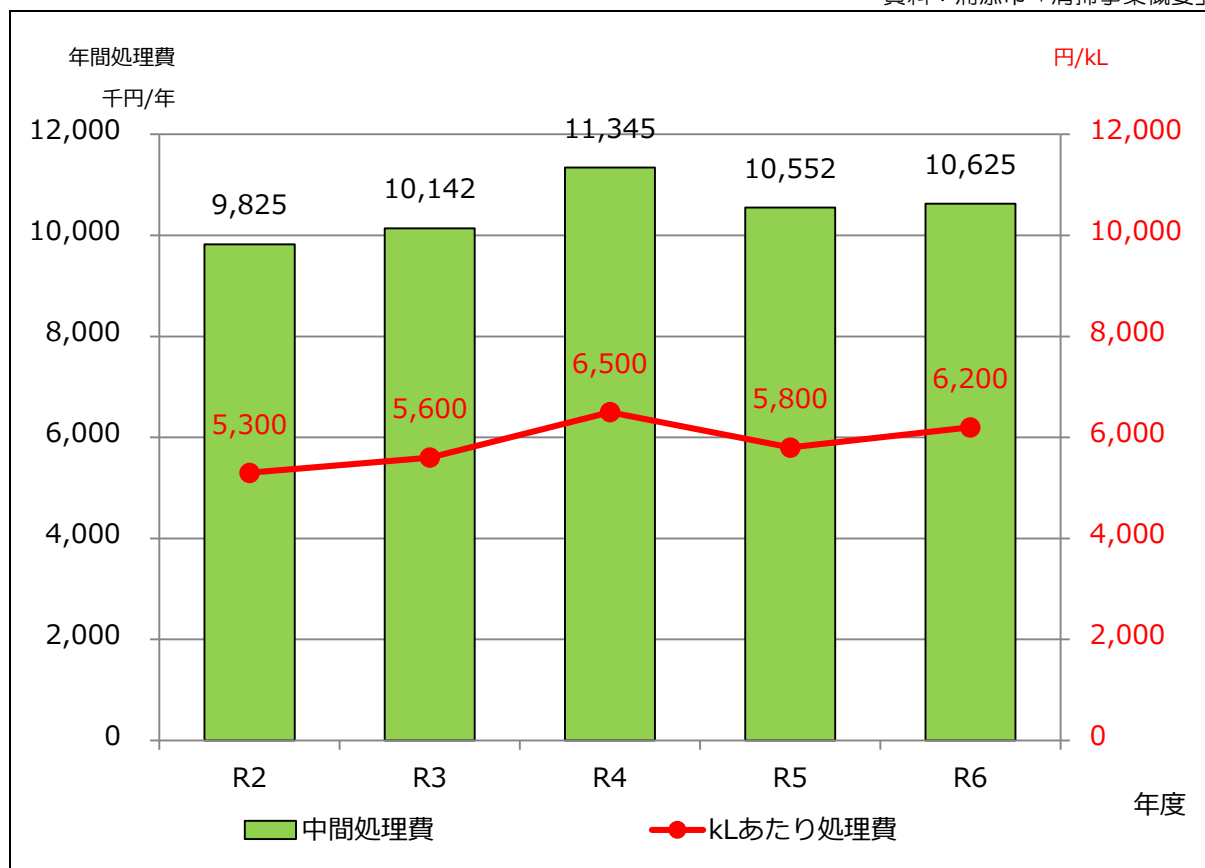
し尿等の処理経費は、R4 年度にピークに達した後、その後減少し、概ね横ばいとなっています。令和6年度のし尿等 1kL 当たりの経費は、6,200 円になります。

▼図表 4-10 し尿処理経費の推移

| 区 分 | | 単 位 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------|-----|------|-------|--------|--------|--------|--------|
| し尿及び浄化槽汚泥 | ① | kL/年 | 1,858 | 1,827 | 1,746 | 1,816 | 1,719 |
| 中間処理費 | ② | 千円/年 | 9,825 | 10,142 | 11,345 | 10,552 | 10,625 |
| 1kL 当たりの経費 | ②÷① | 円/kL | 5,300 | 5,600 | 6,500 | 5,800 | 6,200 |

注) 1kL 当たりの経費について、100 円未満は四捨五入している。

資料：浦添市「清掃事業概要」



6. 生活排水処理の課題

6-1 生活排水処理施設の整備

本市では公共下水道や合併処理浄化槽の普及を進めて汚水衛生処理率 94.5%と全国平均より高い状況にあります。しかしながら、計画処理区域内人口の約 5.5%（令和6年度）では家庭から出る生活雑排水が、未処理のまま川に流されています。これは、河川等の水質汚濁の原因となっています。今後は、公共下水道を計画的に整備していくとともに、公共下水道が整備されている未接続世帯については、接続を促していく必要があります。

公共下水道の整備が当面見込まれない地域では、合併処理浄化槽への切り替えを啓発していますが、単独処理浄化槽を利用している家庭が多い傾向にあります。単独処理浄化槽では生活雑排水が未処理のまま川に流されるため、河川等の水質汚濁の原因となります。今後も引き続き、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを、国の補助制度を活用し、経済的な負担を軽減しながら進めることを促す啓発が必要です。

6-2 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、年々減少傾向にあり、公共下水道への接続に伴い、今後も年々減少していくことが想定されます。また、建設に伴う仮設トイレの設置等の汚泥処理は今後も継続して行うため、収集量に応じた収集体制を維持・強化することが必要です。

6-3 し尿等の処理施設の維持管理等

本市ではし尿及び浄化槽汚泥を浦添市クリーンセンター内による処理施設で希釈及び処理後、公共下水道へ投入しています。し尿等の処理施設は、現浦添市クリーンセンターの停止に伴って令和 10 年度までに停止し、他施設へ委託処理する予定です。

他施設への委託処理開始までの間、安定したし尿及び浄化槽汚泥処理のため、既存施設の適切な維持管理していく必要があります。

6-4 生活排水対策の啓発

本市の水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について広く市民に啓発するとともに、発生源(台所等)における汚濁負荷削減対策についても啓発を行う必要があります。

また、合併処理浄化槽の維持管理及び適正処理を図るため、浄化槽管理者に浄化槽の保守点検・清掃等の維持管理を周知徹底していく必要があります。

6-5 災害時のし尿等処理

台風時等の災害発生時には、被災時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、迅速な対応が求められます。このため、大規模災害時に備え、事前の準備・対策の強化し、緊急時でも適切に対応できる体制を整える必要があります。

6-6 地域に関する諸計画との関係

生活排水処理基本計画の推進にあたっては、市の「総合計画」や「環境基本計画」、沖縄県及び本市の公共下水道事業に関する計画との整合を図る必要があります。

第2節 基本方針

1. 基本方針

第五次浦添市総合計画では、環境に関するまちづくりの理念として以下のように基本理念を掲げている。この基本理念に基づいた本市のあるべき姿の実現に向けて、生活排水の適正処理と水質保全環境を保全していくための基本方針を以下のように掲げます。

安心安全でやすらぎにみちた快適環境都市
～～自然と共生するやさしい美らまち～

基本方針1 生活排水処理の推進

- 公共下水道の整備を推進し、処理区域の拡充を図るとともに、整備が完了している処理区域内の未接続世帯の接続促進に努める。
- 公共下水道の整備が当面見込まれない区域については、合併処理浄化槽の設置を進めるとともに、単独処理浄化槽及び汲み取り世帯については、合併処理浄化槽への移行を推進する。

基本方針2 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- し尿及び浄化槽汚泥について、排出量や性状に応じた適正な処理体制の整備を図る。
- 住民及び事業者に対して、浄化槽の適正な維持管理に関する啓発を行います。

基本方針3 意識啓発及び自主的な取り組みの促進

- 水環境に対する意識啓発を行うとともに、市民一人ひとりの取組を促進する。

関連するSDGs



2. 計画の条件

生活排水処理の理念を達成するため、本計画の基本方針に基づき生活排水処理の推進を図るものとし、汚水衛生処理率の目標を令和 12 年度(中間目標年度)には 95%以上、令和 17 年度(計画目標年度)には 96%以上まで向上させます。

<汚水衛生処理率の目標>

中間目標年度である令和 12 年度まで 95%以上まで向上

計画目標年度である令和 17 年度まで 96%以上まで向上

3. 処理主体

令和12年度(中間目標年度)及び令和 17 年度(計画目標年度)における生活排水の処理主体を表 4-11 に示します。

▼図表 4-11 生活排水の処理主体

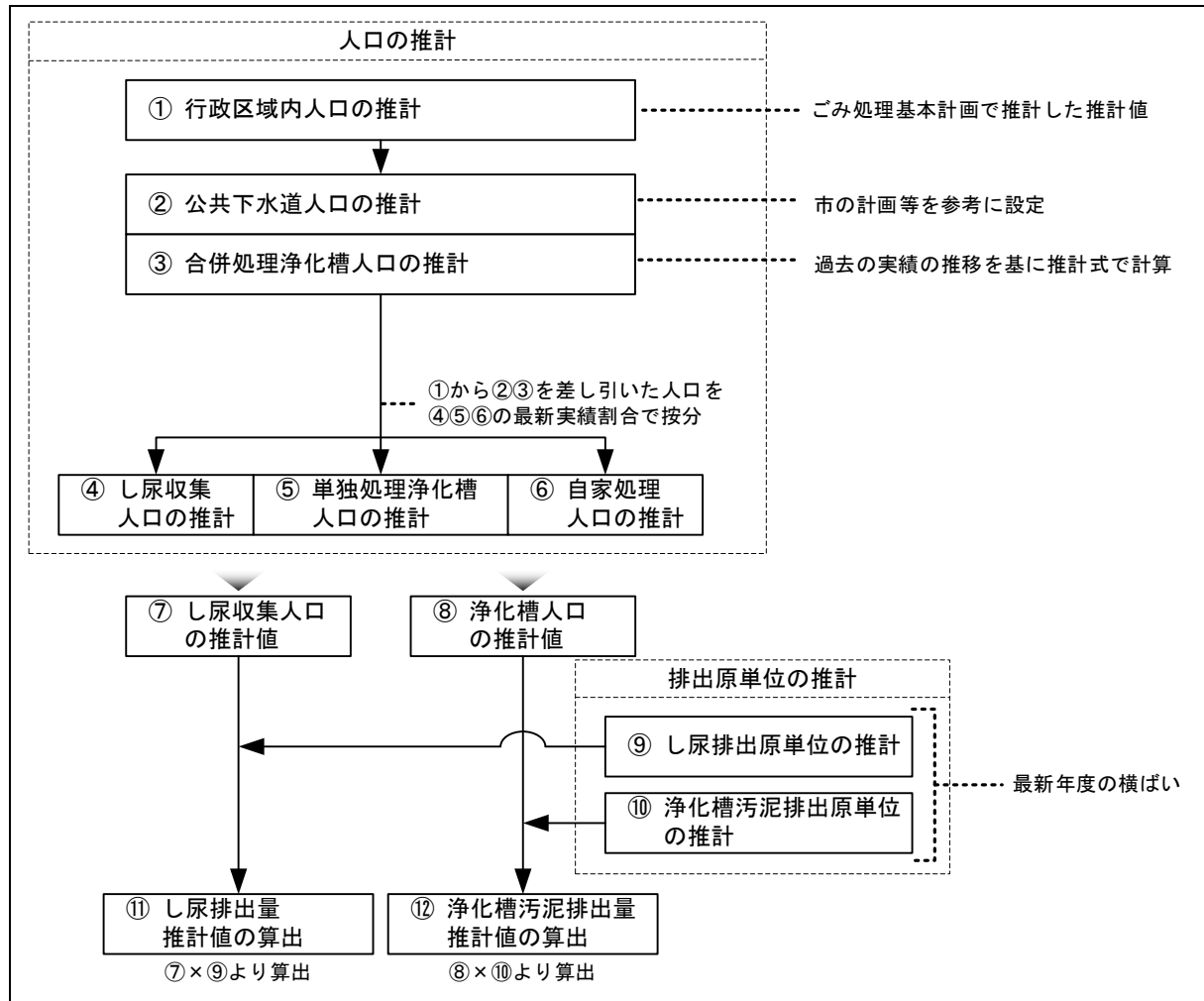
| 処理施設の種類 | 対象となる生活排水の種類 | 処理主体 |
|---------------------------|--------------|------------------------------|
| 公共下水道 | し尿及び生活雑排水 | 県 |
| 合併処理浄化槽 | し尿及び生活雑排水 | 個人等 |
| 単独処理浄化槽 | し尿 | 個人等 |
| 合併処理浄化槽及び単独処理 浄化槽の汚泥処理 | し尿及び浄化槽汚泥 | 浦添市 (令和 10 年度までに他施設に委託予定) |

4. 生活排水量の将来予測等

4-1 生活排水処理人口等の将来推計手順

生活排水処理人口等の将来予測は図表 4-12 に示す手順にしたがい、将来推計人口及びし尿及び浄化槽汚泥排出量を推計します。

▼図表 4-12 生活排水の処理主体



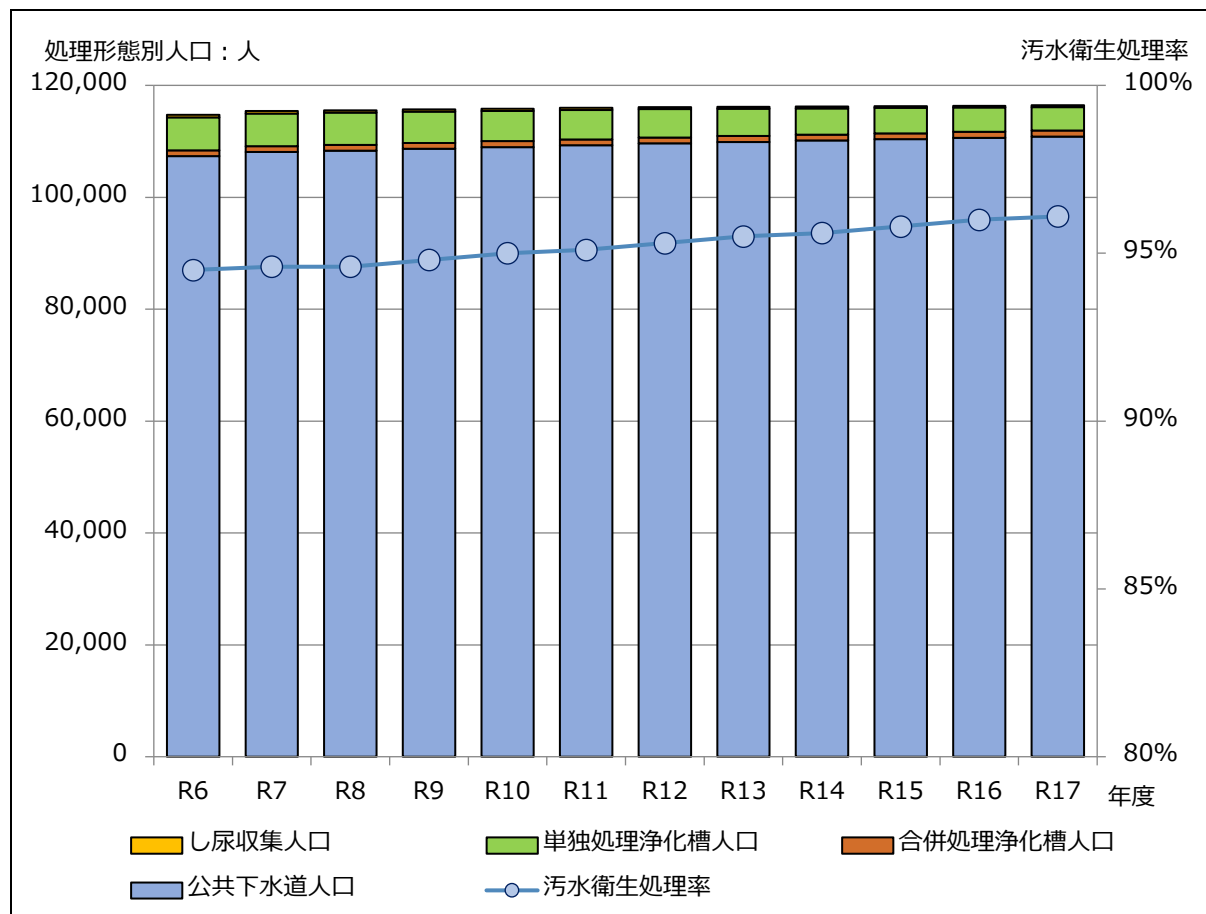
4-2 生活排水処理形態別人口の将来予測

公共下水道事業の推進と合併処理浄化槽への切替等により、し尿収集人口及び単独処理浄化槽人口は減少する見込みとしています。汚水衛生処理率は、令和12年度において95.3%となります。

▼図表 4-13 生活排水処理形態別人口の予測結果

| 項目 | 年度 | 単位 | 実績値 | | |
|---------------|----|----|---------|---------|---------|
| | | | R6 | R12 | R17 |
| 計画処理区域内人口 | | 人 | 114,747 | 116,141 | 116,431 |
| 非水洗化人口 | | 人 | 437 | 374 | 310 |
| し尿収集人口 | | 人 | 437 | 374 | 310 |
| 自家処理人口 | | 人 | 0 | 0 | 0 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 | | 人 | 108,380 | 110,687 | 111,912 |
| 公共下水道人口 | | 人 | 107,369 | 109,643 | 110,849 |
| 合併処理浄化槽人口 | | 人 | 1,011 | 1,044 | 1,063 |
| 単独処理浄化槽人口 | | 人 | 5,930 | 5,080 | 4,209 |
| 汚水衛生処理率 | | % | 94.5 | 95.3 | 96.1 |

注) 汚水衛生処理率：生活排水を処理施設（公共下水道、浄化槽）で処理している人口の割合
キャンプキンザー除く。



4-3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量等の見込み

本市において処理するし尿・浄化槽汚泥の排出量は、処理対象人口の減少により令和 12 年度にはし尿 343kL、浄化槽汚泥1,161kLと見込まれます。

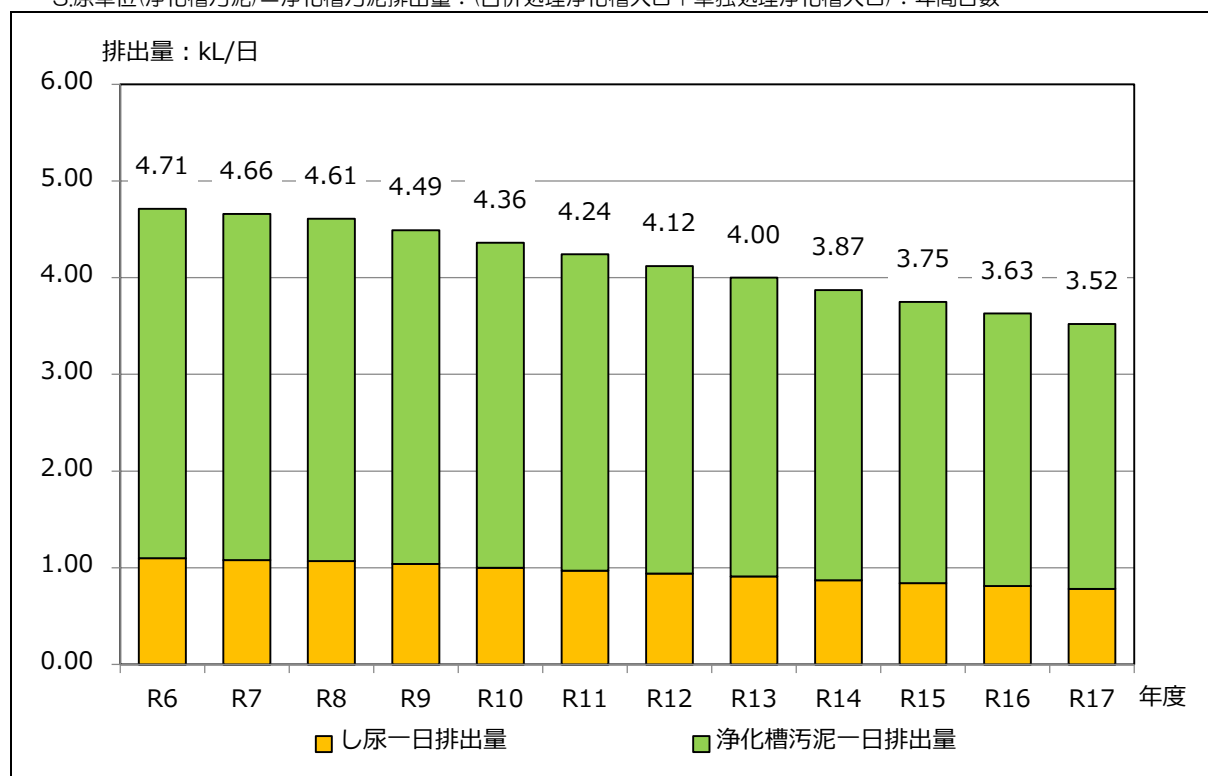
▼図表 4-14 し尿及び浄化槽汚泥の排出量等の見込み

| 項目 | 年度 | 単位 | 実績値 | | 予測値 | |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|--|
| | | | R6 | R12 | R17 | |
| し尿 | 排出量 | kL/年 | 400 | 343 | 285 | |
| | 一日排出量 | kL/日 | 1.10 | 0.94 | 0.78 | |
| | 原単位 | L/人日 | 2.51 | 2.51 | 2.51 | |
| 浄化槽汚泥 | 排出量 | kL/年 | 1,319 | 1,161 | 1,000 | |
| | 一日排出量 | kL/日 | 3.61 | 3.18 | 2.74 | |
| | 原単位 | L/人日 | 0.52 | 0.52 | 0.52 | |
| 合計 | 排出量 | kL/年 | 1,719 | 1,504 | 1,285 | |
| | 一日排出量 | kL/日 | 4.71 | 4.12 | 3.52 | |

注) 1.一日排出量＝排出量÷年間日数

2.原単位(し尿)＝し尿排出量÷計画収集人口÷年間日数

3.原単位(浄化槽汚泥)＝浄化槽汚泥排出量÷(合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口)÷年間日数



第3節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水対策

1-1 公共下水道が整備されている区域の対策

公共下水道が整備されている区域については、公共下水道への接続を推進し、生活排水の適正処理を推進します。

1-2 公共下水道の整備が相当期間見込まれない区域の対策

公共下水道の整備が相当期間見込まれない区域については、合併処理浄化槽の整備や、単独処理浄化槽またはくみ取り世帯からの合併処理浄化槽への移行を推進し、生活排水の適正処理を推進します。

1-3 事業所排水対策

水質汚濁防止法にかからない小規模事業所(作業所や飲食店等)についても、グリストラップ・オイルトラップの設置や適切な維持管理等、それぞれの対策を行うように指導し、水質汚濁負荷を低減します。

2. 生活排水の処理計画

2-1 生活排水処理の目標

計画目標年度の令和 12 年度までに 95%以上、令和 17 年度 96%以上とすることを目標とします。

▼図表 4-15 汚泥衛生処理率の目標

| 項目 | 令和 6 年度 現状 | 令和 12 年度 (中間目標年度) | 令和 17 年度 (計画目標年度) |
|---------|---------------|----------------------|----------------------|
| 汚泥衛生処理率 | 94.5% | 95%以上 | 96%以上 |

2-2 生活排水処理区域及び人口等

計画目標年度における生活排水処理区域公共下水道及び合併処理浄化槽人口の計画処理人口は次のとおりです。

▼図表 4-16 生活排水区域及び処理人口

| 項目 | 処理計画区域 | 令和 12 年度 (中間目標年度) | 令和 17 年度 (計画目標年度) |
|---------|--------------------------|----------------------|----------------------|
| 公共下水道 | 那覇処理区 | 109,643 人 | 110,849 人 |
| | 伊佐浜処理区 | | |
| 合併処理浄化槽 | 市 全 域 (公共下水道処理区域外の区域) | 1,044 人 | 1,063 人 |

2-3 処理施設及びその整備計画の概要

(1) 公共下水道

本市の公共下水道事業については、今後も引き続き、公共下水道の整備計画に基づき整備を進めるものとします。また、整備済み区域については、各世帯への公共下水道接続の推奨や指導を行い、水洗化を促進するものとします。公共下水道の将来計画は図表 4-17 のとおりです。

▼図表 4-17 公共下水道整備事業の概要

| 計画及び実績 | | 単位 | 那覇処理区 | 伊佐浜処理区 |
|--------|----------|-------------------|---------|---------|
| 全体計画 | 目標年次 | 年度 | 17 | 17 |
| | 処理面積 | ha | 1,149.2 | 1,003.7 |
| | 計画処理人口 | 人 | 47,800 | 68,900 |
| | 日最大計画汚水量 | m ³ /日 | 22,362 | 28,895 |
| 事業計画 | 目標年次 | 年度 | 8 | 8 |
| | 処理面積 | ha | 936.4 | 886.6 |
| | 計画処理人口 | 人 | 47,700 | 63,300 |
| | 日最大計画汚水量 | m ³ /日 | 22,323 | 26,680 |

出典：「浦添市流域関連公共下水道事業計画（変更）協議申出書（令和 5 年度）」、浦添市

(2) 合併処理浄化槽

本市では公共下水道の整備が相当の期間見込まれない区域において、合併処理浄化槽の整備が推進されており、今後も合併処理浄化槽を設置する計画としています。

また、単独処理浄化槽及びびくみ取り世帯については、合併処理浄化槽への移行または公共下水道への接続を推進します。

(3) し尿等の処理施設

現し尿等の処理施設は、現浦添市クリーンセンターの停止に伴って令和 10 年度までに稼働停止するため、令和 10 年度までには他施設へ委託処理する予定です。

他施設へ委託処理するまでは、し尿及び浄化槽汚泥の適切な処理を継続するため、既存施設の適正な維持管理を行います。

3. し尿・汚泥の処理計画

3-1 生活雑排水の排出抑制

(1) 生活雑排水の排出抑制の基本方針

生活雑排水による公共用水域への水質汚濁負荷を低減します。

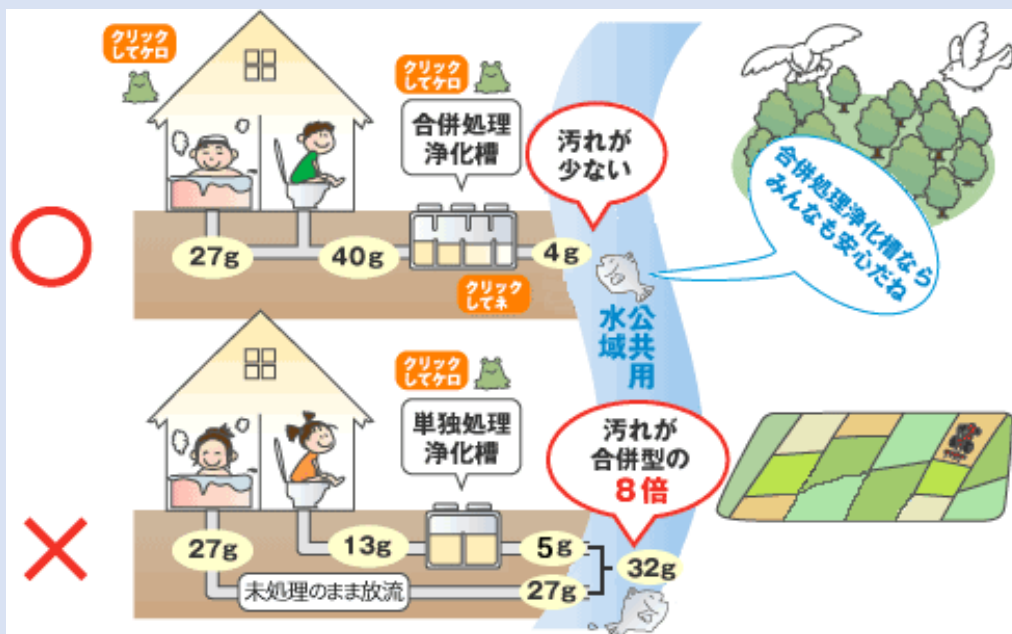
(2) 排出抑制の方法

単独処理浄化槽及びくみ取り世帯については、生活雑排水が処理されずに公共用水域へ排出されるため、合併処理浄化槽への移行または公共下水道への接続を推進し、公共用水域の水質汚濁負荷の低減を図ります。

また、生活雑排水は、台所、風呂、洗濯など各家庭内に発生源を持つため、単独処理浄化槽及びくみ取り世帯に対しては、市民の水質浄化に対する意識の啓発を推進し、節水や生活排水対策の普及に努めます。

合併処理浄化槽の機能

- トイレルのし尿のみを処理する単独処理浄化槽は、台所やお風呂の排水を処理しません。これらの排水も一緒に処理する合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽を設置する家庭に対し、汚れを1/8に減らすことができます。
- 台所やお風呂の汚水も一緒に処理する合併処理浄化槽に付け替えましょう。本市では付け替えに補助金を交付しています。



出典：環境省浄化槽サイト (<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/index.html>)

3-2 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の基本方針

し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を推進するため、市内で排出されるし尿・浄化槽汚泥を迅速かつ効率的に収集・運搬できる体制を維持します。

(2) 収集・運搬の方法

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者が行っており、安定かつ継続した収集・運搬を行うため、現体制を維持・強化します。

4. 中間処理・最終処分計画

4-1 中間処理・最終処分の基本方針

し尿及び浄化槽汚泥の安定かつ適正な処理を継続していきます。

4-2 中間処理・最終処分の方法

現行のし尿等処理施設は、浦添市クリーンセンターの停止に伴い、令和 10 年度までに稼働を停止、し尿及び浄化槽汚泥の処理を他施設へ委託する予定です。

施設が稼働停止するまでは、引き続き現有施設を活用し、し尿および浄化槽汚泥の希釈・処理を行い、公共下水道に投入する方式で適切な処理を継続します。この間、施設の適正な維持管理を徹底し、安定した処理体制を維持します。

4-3 その他

(1) 市民に対する広報・啓発活動

本市の水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について広く市民に啓発します。また、生活雑排水の発生源(台所等)における汚濁負荷削減対策についても啓発を行います。

(2) 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽は、処理水を公共用水域へ放流するため、その機能低下は周辺環境へ直接的な影響を及ぼします。そのため市民や事業者が定期的な清掃と保守点検を実施し、浄化機能の低下を防ぐことが不可欠です。本市では、浄化槽の機能を発揮させるために不可欠な保守点検および清掃の必要性について設置者への説明を徹底し、適正管理の理解を促します。その上で、機能低下が周辺環境へ及ぼす影響を考慮し、維持管理の実施状況を正確に把握します。この実態把握の結果、適正な管理が行われていない浄化槽の利用者に対しては、必要な指導等を実施し、環境保全に努めます。

浄化槽の正しい使い方



(3) 災害時のし尿処理に関する事項

災害時におけるし尿および浄化槽汚泥の処理は、衛生確保の観点から発生後速やかに実施する必要があります。本市では、この対応について、既に策定済みの「災害廃棄物処理計画」に基づき、次のように実施します。

家庭・事業所および公衆便所からの収集・処理は平常時と同様の体制を基本としますが、被害状況に伴う処理量の増大により通常の収集等が困難となる場合は、一時的な変更により柔軟に対応します。

また、当該区域のくみ取りし尿や浄化槽汚泥の処理能力を確保するため、周辺市町村と協力し広域的な処理体制を確立します。収集・運搬車輛等の緊急資機材についても、一市町村単独での備蓄は非効率であるため、周辺市町村と協力し広域的な備蓄体制を確保します。

なお、これら災害時におけるし尿および浄化槽汚泥の処理について取るべき措置や役割分担等の具体的事項は、令和6年6月策定の「災害廃棄物処理計画」に定めており、市民に対しては当該計画の周知徹底を図るものとします。

(4) 地域に関する諸計画との関係

生活排水処理基本計画の推進にあたっては、市の「総合計画」や「環境基本計画」、沖縄県及び本市の公共下水道事業に関する計画との整合を図るものとします。